

## 平成 28 年 第 1 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 28 年第 1 回東彼杵町議会定例会は、平成 28 年 3 月 10 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	口木 俊二 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	橋村 孝彦 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	堀 進一郎 君
11 番	後城 一雄 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川哲文 君
副 町 長	( 不 在 )	建 設 課 長	下野 慶計 君
総 務 課 長	森 隆志 君	健康ほけん課長	構 浩光 君
農林水産課長	岡田半二郎 君	町 民 課 長	西坂 孝良 君
農 委 局 長	(岡田半二郎 君)	財政管財課長	深草 孝俊 君
水 道 課 長	山口 大二郎 君	まちづくり課長	松山 昭 君
教 育 次 長	岡木 徳人 君	税 務 課 長	三根 貞彦 君
会 計 課 長	峯 広美 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	福田 正子 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 一般質問

## 開 会（午前 9 時 30 分）

### ○議長（後城一雄君）

ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これより平成 28 年第 1 回東彼杵町議会定例会を開会いたします。それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

これから諸般の報告をします。始めに議長報告ですが、皆さんのお手元に配布しておりますので、朗読は省略をいたします。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により例月現金出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されておりますが、朗読は省略をいたします。

次に、議員派遣結果報告書が前田議員から区長会との懇談会結果報告書が提出されておりますが、提出者の報告は省略し、配布のみとします。

次に、総務厚生常任委員会所管事務調査の報告をお願いいたします。総務厚生常任委員長、浪瀬君。

### ○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会調査報告書、本委員会に付託された調査事件について、調査結果を下記のとおり会議規則第 76 条の規定により報告します。

#### 記

#### 1 調査年月日

平成 28 年 2 月 12 日

#### 2 調査事件

- ①介護保険料金改定に係る対策について
- ②グループホーム・デイサービスの実態について

#### 3 出席者

浪瀬真吾 岡田伊一郎 堀 進一郎 前田修一 口木俊二

#### 4 調査内容

東彼杵町の人口は、年々減少し、平成 28 年 1 月 31 日現在では、人口 8,351 人、65 歳以上の高齢化率 32.6%となっている。そういった中で、2025 年には団塊の世代が 75 歳前後になることを踏まえ、介護関係の実態を東彼杵町社会福祉協議会とグループホームのんの及びデイサービスののので調査した。

社会福祉協議会では、通所、訪問による介護サービスを行っており、デイサービスにおいて規模 45 名に対し、1 日平均 23 から 24 名の人が利用をしているとのことである。訪問介護については、現在 16 名が利用しているとのことであるが訪問回数には個人差があるものの正規職員 1 名、パート職員 4 名で対応しているとのことである。

運営については、施設利用料並びに光熱費などが年間約 500 万円掛かるとのことで、平成 25 年度が約 1000 万円、26 年度が約 600 万円の赤字であったとのことであり、今年度については、1000 万円の基金を取り崩しをしているとのことである。なお、デイサービスについては、受け入れ努力はされているが、委員の中からもっとアイディアを活かし特色を打ち出して取り組んで

はどうかとの意見も出された。

施設については、当初設計による不備が見られ、照明が暗い、少し段差がある、必要な箇所に手すりが無い、入浴サービスに支障をきたすなどの問題があり、利用者の事故を無くすため改善の余地が見受けられた。

グループホームのんの及びデイサービスのんでは、ホーム入居者9名で平均88歳とのことである。職員（正規7名、パート1名）は、日勤3名、早出、遅出、夜勤で対応し、平成27年5月より夜間支援体制により宿直（午後11時から翌朝5時）を1名おけるようになったとのことである。なお、入居手続きによる他町との連携がうまくいっていない事例があるとのこと、利用者が好むシステムづくりに取り組んでほしいとの要望があった。

デイサービスにおいては、地域密着型で職員（正規3名、パート5名）により1日平均14から15名が利用し、内7割が女性で車3台を送迎に使用しているとのことである。また、正月の3日間を除き、年中無休とのことである。なお、運営については、介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度を活用しながら、職員会議を全体で開き、運営方法の改善点や食材、光熱費などの経費についても最善の努力をしているとのことである。また、グループとして、現在退院後のサービス付き高齢者向け住宅を建設中とのことである。

介護料金改定は、3年に一度見直されるようになっているが、現場の実態は厳しいものとなっており、超高齢化社会を控え健康づくりの推進と支援体制の充実、強化をさらに図り、老後を安心して暮らせる街づくりのため、より一層の研究が必要であると思われる。

#### ○議長（後城一雄君）

これで総務厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、産業建設文教常任委員会所管事務調査の報告をお願いいたします。産業建設文教常任委員長、吉永君。

#### ○産業建設文教常任委員長（吉永秀俊君）

委員会調査報告書、本委員会において、所管である教育委員会に関する調査を実施したので、会議規則第76条の規定により報告します。

#### 記

##### 1 調査内容

町内小学校の統廃合に係る経過報告及びに彼杵小学校改築工事の進捗状況について

##### 2 調査年月日

平成28年1月19日

##### 3 調査内容並びにその結果

調査事件について、岡木次長、長下係長の出席を求め詳細な説明を受け、その後、彼杵小学校改築工事の進捗状況を視察した。

その結果、統廃合に関しては平成26年10月に6名の小中学校校長と教育長を構成委員とする「学校統廃合実施協議会」を設置し、平成27年度より①学校運営、②学校施設、③通学、④PTA、⑤開校準備、⑥閉校準備の6作業部会を編成し、それぞれの部会で協議、検討が始められ、現在までに決定している主な事案及び検討中の主な事案は以下の通りである。

① については、校則、規則は彼杵小学校に合わせ運動着、シューズは当面3校のものを使用す

るとのことである。

- ② パソコン、iPad などの ICT 機器は彼杵小学校に優先的に移設し、残りは 3 小中学校に移設する。AED はそれぞれの体育館へ移設する検討をしているが、町部局と協議のうえ決定する。その他の備品については 4 月以降に普通財産移行後、まずは町内を対象に競売などを検討中とのことである。
- ③ スクールバスの運行計画は事務局で素案を作成し、これを基に部会で検討した。音琴小学校用に 14 人乗り 2 台、大楠小学校用に 29 人乗り 2 台を購入し、それぞれ登校時 1 便、下校時 3 便を運行するとのことである。昇降場所までは従来通りの集団登校を要望したいとのことである。運行業務委託期間は 2 年間である。
- ④ PTA 部会については 3 校のすり合わせを行い、その結果、主に彼杵小学校の会則を採用し、28 年度の会長は彼杵小学校から選出する。
- ⑤ 統合の記念式典は学校行事として年度当初に検討中で、児童による記念植樹などを予定している。
- ⑥ 閉校式は、大楠小が 3 月 6 日(日)、音琴小が 3 月 20 日(日)に挙行。閉校記念誌は、閉校式典の内容を含めて編集する予定である。具体的実施要領は駐車場などの課題があるので、今後協議して決定するとのことである。

以上、統廃合に関しては関係者各位の努力により、各部会ともに計画通りに準備が進行していた。次に、彼杵小学校の改築工事を視察した。外壁改修、防水シートの張り替えは、ほぼ完了しており、内壁及び床の張り替えは職員室、校長室、保健室を除く 1 階と 2 階までが完成し、現在 3 階を改装中であったが、各教室の改装においては、一旦余裕教室に机、椅子などを移動してから工事であり、児童にも負担をかけ、時間がかかる工事であることが窺えた。

また、体育館の床は、一部張り替えが完了していたが、校舎と体育館との通路については雨天時に雨が降り込み、シューズなどが濡れると思われるので、統合を契機に改善を検討してはとの意見がありました。

次の委員会調査報告書です。本委員会において、所管である建設課に関する調査を実施したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

## 記

### 1 調査内容

町営住宅の管理状況について

### 2 調査年月日

平成 28 年 2 月 5 日

### 3 調査内容並びにその結果

調査事件について下野課長、伊東主査、前田主事の出席を求め、それぞれの住宅について詳細な説明を受けながら現地調査を実施した。

その結果、全ての町営住宅において、ほぼ満室であり、概ね適正に管理されていたが、新白井川団地さくら棟に 2 室、駄地団地に 2 室、空き室があるので、今後とも入居に努力されたい。

また、新白井川団地の外壁改修は 2 棟が完了しており、現在ぼたん棟の改修が行われていた。

町営住宅においては、良好な住居環境増進を目的として「公営住宅法」に基づく緑地及び広場の

設置が義務づけられているが、千綿団地、駄地団地、蔵本B団地においては、ほとんど使用されていないと思われる古い遊具があるので、事故防止の観点からも撤去を含めた検討をされたい。

#### ○議長（後城一雄君）

これで産業建設文教常任委員会の報告を終わります。

次に陳情第1号、軽度外傷性の脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情。陳情第2号、宇宙船地球号を守る為の陳情・地球社会建設決議陳情書。陳情第3号の2、国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める陳情書は配布のみとします。これで諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告をお願いいたします。町長。

#### ○町長（渡邊悟君）

本日は第1回の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては定刻お集まりいただきまして誠にありがとうございました。

それでは行政報告を行います。お手元の資料を見ながら説明いたします。

まず、最初に1月16日でございます。東そのぎ在宅ケアセミナー20周年記念式典と書いてありますけれども、これにつきましては、介護あたりに従事される職員さんが、ボランティアでこの20年間いろんな取り組みをされております。その20周年を記念して、心の健康づくりということで講演会等が開催されております。

18日、新しい仲間づくりのための子ども集会。これは初めての試みでございまして、町内の子どもたちのいじめをなくそうとか、あるいは学校統合前に一緒に交流をしてそういう不安をなくそうという目的で子ども集会を開催いたしております。

27日、長崎河川国道事務所長が来庁されまして、重点道の駅に選定をされたということで、要望をしておりましたけれども、全国で38の道の駅、その内九州で4つの道の駅の中に彼杵の荘も入りまして、重点道の駅に指定をされております。これから5年間いろんな支援が受けられるものと考えております。

29日、攻めの農林水産業研究成果発表会と書いておりますけれども、これは九州各地からの猪とか鹿の対策、これの研究成果の発表会が行われております。

31日、婚活イベント講演会と書いておりますけれども、これは南島原の方から小玉康代さんという講師を招聘しましてイベントを行ったわけですが、なかなか参加者も少なく議員の皆さんも一部おいでになっていたわけですが、この方の婚活のやり方が、結婚をしようとする人にこれからの自分の10年間を書面にすると、それを見ながら婚活をするという方法で、非常にユニークで、今後も、今年もこういう方を入れながらやるようになるかと思えます。

2月6日、介護予防の推進フォーラム県民大会ということで県の大会が行われております。

12日、地方創生九州地域間・産学官連携サミット。これにつきましては、九州大学のキャンパスで行われまして、九州の財界と申しますか、それからマスコミ、大企業も含めまして、行政が集まりましてサミットを行っております。特に、石破大臣がお見えになりまして講演会等もあっております。東彼杵町としても参加をいたしまして、そのぎ茶の販売とか協力隊のブース等のコーナーを設けまして、いろんなPR等を行いました。

次に、2月17日、東彼杵道路に関する勉強会というのを行っております。これは、205号が20

年経っても全く進展をしないという状況でございますので、お互い県と佐世保市、川棚町、東彼杵町で、沿線の自治体でどういうふうに進めようかという話し合い等をしております。

19日が第3回の長崎！県市町スクラムミーティングが行われております。特に主なものとしたしましては、県の移住促進センターを作りたいという話があります。それから世界遺産の教会群が取り下げになっておりますけれども、この説明等が行われております。

3月7日、先日ですけれども、東京の日本橋の方に長崎県のアンテナショップがオープンいたしました。そういうイベントのスペース等も十分ございますので、活用をお願いしたいということでございます。

裏の方に入りまして、2月22日、大楠小学校交流給食会ということで、統合前を控えましてこういう交流会を行っております。

26日、県北地域まちづくり元気塾意見交換会が行われております。これは県北地域の約40名の方が、特に今回は波佐見町の西の原の取り組み、東彼杵町はソリッソリッソの取り組み、千綿駅の取り組み等で、現地等を見ながら意見交換会を行っております。ほとんどおいでになる方は、行政も一部いらっしゃいましたけれども、そのリーダーがおいでになりました。そのリーダーのほとんどが元々の住民じゃなくて町外、あるいは東京あたりから来た人がかなり多ございましたけれども、何十年か前に東京から来てまちづくりをやっている方が非常に多ございました。そういうふうに感じました。

27日が東彼商工会との意見交換会を行っております。

28日が第2回東彼杵ロードレース大会。おかげ様で天候等にも恵まれまして、500名を上回るような参加者で盛会に終わったんじゃないかと考えております。

29日、東彼杵町の特別職の報酬等審議会。これは町長、副町長、教育長の給与の審議会を行っております。諮問をいたしまして、答申をいただいております。これは平成16年の3月に行つて以来行っておりませんので、今回このようにいたしました。同じく音琴小学校交流給食会。これも統合前の最後の子どもたちのふれあい給食を行っております。

3月1日、東彼地区保健福祉組合ゴミ処理施設改築工事の安全祈願祭が行われております。これは老朽化をしております、処理能力が46tという処理能力で、おおむね50億円を超えるような大規模工事になりますけれども、これから平成31年の3月31日完成を目指して施工されます。施工をされる方は、株式会社川崎技研というところがされるそうでございます。

3月3日、これは新しい教育改革法ができましたので、町の総合教育大綱を作るということで総合教育会議を開催いたしております。

3月4日、株式会社ウラノ長崎第3工場の竣工式と祝賀会が行われております。非常に今、ウラノさんはチタン加工では世界でも高い評価を受けるような優秀な企業でございます。現在は三菱リュージョナルジェット機MRJ、それと787ボーイングですけれども、こういう航空機の部品製造を行っております。今回の工場につきましては、3,600㎡くらいの広さでございますけれども、約30億円位の投資をされます。第3工場ですけれども、3年後には75名位の雇用ということでお聞きをしています。売り上げが現在3つの長崎工場で10億円ありますけれども、これを25億円までもっていくという非常に素晴らしい会社があるということで、東彼杵町といたしましても航空機産業の九州拠点に成り得ますので、東彼杵町の誇りでもございます。

6日、大楠小学校閉校記念式典。これは142年の歴史を歩んできたわけですが、3月末で幕を閉じることになりました。約400名位の卒業生等がおいでになりまして式典を行っております。

次に、自由演奏会 in ひがしそのぎと書いておりますが、第2回目の慶応大学の杉山淳という方がいらっしゃいますが、この方は、吹奏楽の権威ですが、この方が25年位前に自由演奏会をしようということで、日本全国の吹奏楽をされる方に呼びかけて、例えば、東彼杵町の児童体育館に集まりましょうということで集まりまして、午前中に楽譜のあるいは楽器の調整等をしながら演奏の打ち合わせをして、午後から町民の方に吹奏楽の演奏を見せるわけですが、今回は全国から東京あたりから、あるいは九州管内、それから県内一帯から138名の方が楽器を持っておいでになりました。お客さんが、前回1回目は40名だったのが、今回は120名と増えまして、少し盛大になっております。是非、次回も行いますので、素晴らしい演奏がありますので、お聴きいただければ幸いです。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

これで町長の行政報告を終わります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

それではこれから議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番議員、橋村孝彦君、6番議員、立山裕次君を指名します。

### 日程第2 会期の決定のについて

○議長（後城一雄君）

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は3月10日から3月23日までの14日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月23日の14日間に決定しました。

### 日程第3 一般質問

○議長（後城一雄君）

日程第3、一般質問を行います。

質問形式は、一問一答方式、質問時間は、執行部答弁を含めて60分以内、制限時間の2分前に

は、告知ベルを鳴らします。なお、質問、答弁とも簡潔明解をお願いします。

順番に発言を許します。始めに4番議員、前田修一君の発言を許します。

#### ○4番（前田修一君）

皆さん、おはようございます。

私が一般質問の通告書を出したのが1月末でございました。その中で報酬審議会の開催と、T型集落点検、道徳教育についての3項目を通告しておりましたけれども、今この内容等につきまして、町長の行政報告の中に、町の特別職報酬等審議会が2月29日に開催されたと。それとT型集落点検については、3月22日に報告会があるものと聞いております。それで通告の中身が少し違って来たことを議長にお許しをいただいて、まず第1番目の前町長の時代に約11年間開催されて以来、未開催という特別職報酬審議会の考えがないかということに関しては、2月29日にお答えをいただいたということですので、その中身まで少しお話をさせていただきたいと思います。2番目に、現時点での副町長の選任の状況をお尋ねします。

2番目、T型集落点検について、今年1月より始まりました集落点検の今後のご予定をお願いします。2番目の点検後の答申資料の活用方法と、このお答えも3月22日の報告会である程度のところまでなされるんじゃないかと思っておりますけれども、これもよろしくをお願いします。

3番目、道徳教育について、これは教育長にお尋ねします。10月にご就任以来、こども集会、大楠小学校の廃校式、次に音琴小学校の廃校式とかなり激務が続いておられることと思いますが、道徳教育に対して新教育長がどのようなお考えをお持ちなのか、基本的な考えをお尋ねします。

登壇しての質問は以上でございます。

#### ○議長（後城一雄君）

町長。

#### ○町長（渡邊悟君）

前田議員の質問にお答えいたします。1点目の報酬審議会の件ですけれども、これは町長の方から諮問をする会議でございますので、私はその会議の中には入っておりませんので、総務課長から中身について説明をさせます。

2点目の現時点での副町長の選任の状況を尋ねますということですが、残念ながら、国の方から副町長をお願いしておりましたけれども、希望がなかったということで、総務省から連絡がありまして残念に思っております。これはどちらかといいますと二番煎じでございます。これは、昨年だったら鹿児島県の長島町とかにいらっしゃるように、副町長の候補者がいっぱいいたのですが、今回は二番煎じということで人選が厳しかったということで報告をいただいております。引き続き選任は検討してまいります。

T型集落点検の今後の予定でございますけれども、先ほど議員がおっしゃいましたように、3月22日に報告会を予定しております。2時間程度を考えておりますが、特に議員の皆様、区長の皆様、町の職員等に向けての集落点検、もちろん一般の方も結構でございますので、お願いをしたいと考えております。

今後の計画ですけれども、今5地区、遠目、飯盛、西宿、金谷、中尾を行っておりますが、これの10年後の生活や暮らしを考える調査、そして問題解決実現に向けたアクションプランの作成を今後も引き続き行うようにいたしております。それから答申資料の活用方法でございますけれども、



27年度に実施をいたしました集落点検と、28年度に継続して行います集落点検によりまして、各地区の課題が浮き彫りになってくるだろうと思っております。その実現に向けたアクションプランを作成する予定であります。人口減少とか、結婚あるいは集落の維持等様々な課題があるかと思っておりますので、解決のためのプラン作りに期待を寄せております。町も対策を講じて行きたいと思っております。無駄とかどうせできないという諦めを払拭しまして、地域や町民の皆様が課題解決に向けて取り組んで行かなければならないと考えております。以上で登壇の説明を終わります。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

前田議員からの道徳教育に対しての新教育長の基本的な考えを尋ねたいということでございますが、お答えをしたいと思います。

最近、10代の子どもたちによります殺害事件などが幾つか起こっているようでございます。それを耳にするたびに命を大切にす心や、思いやりの心等の倫理感や規範意識、礼儀、挨拶等の社会性の育成などが十分ではないのではないかとご指摘を多々受けているところであります。特に長崎県におきましては、10年前の7月に長崎市で起きた幼児誘拐殺害事件、更には、その翌年、9年前の6月に佐世保で起きた同級生殺害事件、あるいは長崎や上五島の中学校でのいじめ自殺事件等が起こっております。そういう事件を起こした本県におきましては、もうこれ以上痛ましい事件を起こしてはならないという硬い決意の下、ここ10年程、命を大切にし他人を思いやる心豊かな子供の育成のために、学校、家庭、地域社会が十分に連携を計りながら、子どもたちの豊かな人間性や社会性等を育む心の教育、道徳教育を重視し、その充実に力を入れていこうとしているところでございます。

本町におきましても、徳育、知育、体育の3拍子揃った人間を育成するために、今まで以上に心の教育、道徳教育を重視していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

町長に代わりましてお答えをいたします。まず、報酬審議会の(1)の内容について回答いたします。先ほど、町長からもありましたように、平成16年3月以来の11年ぶりの特別職の報酬等審議会を開きました。委員さんは5名で構成をしております。5名の審議委員さんを委嘱しまして、今回諮問を行いました。

まず、町長、副町長、教育長の3役の特別職の報酬が、他市町あるいは近隣市町、あるいは全国的に見てこれについて高すぎるという思いがありましたので、是正を求めて、改定をお願いするという前提で諮問をいたしました。審議をされた結果、川棚14,000人、波佐見15,000人の人口であ

りまして、うちが8,400人で3町間の比較をしたところ、川棚、波佐見よりは高く出来ないだろうということで意見がありました。全国的な平均があります。

東彼杵町レベルの類似団体というのがあります。約120いくらありますが、その平均に近い形の額は設定できないかということでありました。長崎県の平均は、全国の類似団体より高いですね。というのは、長与、時津、新上五島、この関係の3役については高めの設定なので参考にならないということで、少なくとも東彼3町の均衡、それと全国の平均、それを勘案して決定をいただきまして、約7%減で答申をいただきました。

その意見を伺いながら町長の方で今回提案した議案の中には、町長については74万円を69万円で、5万円の減で6.8%の減です。副町長についても61万1000円を57万円、4万1000円の減で6.7%の減。教育長につきましても57万7000円を54万円、3万7000円の6.4%の減ということで、全国平均に近い額での答申をいただきました。それぞれ5万円、4万円、3万7000円という減額で、28年4月1日から適用したいということで今回提案をしています。

あと、審議会の中で年額報酬、農業委員さん、会長、委員さん、それと教育委員さん、これについても16年以来是正をしていないものですから、諮問をした訳です。しかしながら改定の是非を含めて諮問をしたわけですが、この委員さん達の役割等、あるいは他市町の特に川棚、波佐見との均衡を考えた上ではあまり改定までする必要はないだろうという意見をいただきまして、減ではあったのですが、今回は町長の考えで据え置くことで決めました。年額報酬以外にも日額報酬の選挙管理委員さんがありますが、これについては3町均衡が取れていませんので、選挙管理委員さんだけ日額報酬を変更したということで今回の議案として提出をしております。以上が審議会の内容の報告でございます。よろしく申し上げます。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

まず1番目の報酬審議会は5名の方に諮問されたということですが、どういう職種位かは発表されても良いですか。それとも、氏名までは要りませんので、どういう関係のところからこの5名を選ばれました。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

報酬審議会は要綱を持ってまして、その内5名とあるのですが、その要綱の中にはこういった職種を選びなさいという縛りはございませんので、町長の裁量で5人を選びました。1人目が商工会議所の代表です。あと金融機関の代表が2人、農業関係の代表が1人、区長会の会長さんが1人で、以上5名です。

○議長（後城一雄君）

4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

1 番目の報酬審議会で高すぎる、そして、全体的に 3 役は 7%の減。町長が 69 万円、副町長が 57 万円、教育長が 54 万円で、日額の変更のは議案として提出していると。報酬審議会で、付帯みたいな、要望といいますか、決裁まではいかないでしょうが要望みたいなご意見は出なかったんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

委員全員からの意見ということで提出がっております。

○議長（後城一雄君）

4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

その内容はお答えできますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは少し長いですが掻い摘んで説明しますと、しかしながらということで、今回の改訂と別に、現在の町長の給料は、平成 23 年 7 月から向こう平成 31 年 5 月までの 1 期目、2 期目の永きに渡り、条例給料額を 50%カットされています。また、これまで副町長と教育長についても、平成 23 年 10 月から平成 27 年 5 月までの間、40%カットが行われたものと聞いています。

条例を改正の上、議会で承認されたことではありますが、首長の政策の一環ではあるとは思いますが、大幅な削減、長期間にわたる削減は、審議会の意見や答申を超えた賃金、生活給の徹底の仕方と思われ、審議会の意見も反映できない範囲ともなっており、報酬審議会のあり方まで問われるものと思われ、ということで云々書いてありますが、将来的にも禍根を残すことになりかねますので、ご一考をお願いするものでございます。

後段ですが、3 年から 5 年内で審議会を開催をしていただきということで、定期的な改定の機会を設けて改定等を行うことが効率的な行財政運営に主するものじゃないかと思われ、ということでご配慮方お願いしますということで、総括の意見が出ております。以上です。

○議長（後城一雄君）

4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

中身とすれば、町長の今現在は半額の報酬、それと審議会の開催、この二つの意見書が出てることに関して、今の町長はどうお考えなのかご答弁をお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

真摯に受け止めさせていただきます。

○議長（後城一雄君）

4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

そのまま、そのような答弁だと受け止めておきます。

次に副町長の件ですが、昨年だったらよかったと、昨年だったらひよっとしたら国の方も良かったんじゃないか。今年はちょっときついですね、というようなご答弁だったですね。いつも早く仕事をして、早く取り掛からないとダメですよというお話をされている町長にしてはとても遅かったですね、1 年間。今後、早急に副町長を置いていただきたい。他の方にかなり負担が出てきていると考えますので、これは議会で多くの議員で副町長を置かないという条例は否決された。それで探していращやるのでしょうけれど、検討していく、ここら辺だけでなく、もっと積極的に探していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

鋭意努力いたします。

○議長（後城一雄君）

4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

一つの方法ですが、思い切って全国的に公募を出して、ネットに掲載してホームページでやってみたらいかがです。突飛もないかも知れませんが、それくらいの気持ちでやっていただかないと、何かギスギスしたような雰囲気を感じるのは、副町長が不在ということで、私は役場内にそういう雰囲気を感じます。よろしくご検討ください。

次に、T 型集落点検についてお尋ねします。熊大のこの先生のお考えを町長が聞いて、今やってらっしゃる最大のポイントは、基本的なところは、どんな考えをもってこの T 型集落点検をご採用になりました。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、机上論ではなくて実際地域に入って、現場に入るということが一番ポイントでして、そういう意味で今回集落点検をさせていただきました。

○議長（後城一雄君）

4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

それでは、机上論ではなく現場主義でこの集落点検は進んでいくと。次にそうすることによっていろいろ、今、ご答弁の中にありましたけれども、どのくらいの期間でこれがものになるんですか。付け加えますアクションプランをおこされて、このアクションプランの答申がいつまでに出て、それによって行政がそれに対する対策、無駄に対する対策とか、課題の検討を始められるのはいつぐらいになるんですか。今後の予定はもう決めてあるんでしょ。計画があるんでしょ。行動計画表が

当然あるんでしょ。あるならばお示してください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

若干考え方が違うんですけれども、行政の計画アクションプランはあるんですが、ああやってくれ、こうやってくれじゃなくて、地域で話をしてもらうんです。それぞれ地域がいろんな悩み、課題がありますので、そこに行政がバックアップするという考え方です。ですから、計画を立ててするという話では無いんです。地域の方で話し合いをされて、地域をどういうふうにして集落を守っていくかという意見を出し合って、そこに行政が手を差し伸べることは何なのか、というのを見ながら集落の維持を図っていくことが大きな目的です。例えば、地域で起業してみんなで何かをやろうとか。例えば、議員さんが行かれました鹿児島のやねだんですかね、ああいう取り組みが仮に出たら大いに良いんですけれども、簡単に行きません。そういう取り組みを望んでいるんですが簡単に行きません。ですから、そういう集落点検をしながら悩み、課題を聞きながら、誰かリーダーを置くという考えもあります。

しかし、今までの4年間まちづくりの取り組みをやってきましたけれども、簡単には活性化は出来ませんので、今回は28年度の予算に、特に人材育成ということで上げておりますけれども、そこでリーダーを育成しながら集落を引っばっていただくような取り組み。ですから、今から地域に入ってどういう課題が有るのかを掘り出して、そしてアクションプラン的な、どういうふうにするかということで、完全なプログラムのなのはできません。できれば一番ベストですが、簡単には行きません。それは絵に描いた餅になりますので、できることがどういうのがあるのか協議をしながら、地域一体となってやっていくような考えでございます。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

ある程度の予算を組んで、熊大の学生さんも来てもらって、かなり大規模でやっていらっしゃる。ある程度のこれだけの金をかけたなら、行政としてもある程度の道筋をつける位の時には、責任者の一人くらいをつけて、それが形になるまではサポートする役というのを一人責任者をつけてやっていくのが、限界集落とかいろんなことが言われなかったための対策にこのT型集落点検をやっていらっしゃるんでしょけれども、ある程度のところまでやらないと、作りました、教育しました、点検をしました、結果がこう出ました、これをポンと町民に投げかけてどうにかしてくださいと言ってもできないんじゃないですか。その点はいかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そういうのじゃなくて、地域で検討してもらいますよ、地域で。地域で考えてもらいますよ。それを行政がサポートするんですよ。何もなかったら何もないんですよ。そりゃそうですよ。行政がああしてくださいって言って失敗したら、行政の責任になるんですよ。なかなか進みません。ですから、地域で何が不足なのか、何が課題なのかをお互いに出し合って、ここをみんなで助け合お

うとやる訳ですから。それをサポートするのが行政です。それは今でも地域エリア担当制ということで、各地区責任者を決めていますので、それがずっとサポートするわけじゃないですけど、問題は行政がいくらしても一緒ですよ。地域が一生懸命になって何とかしようと考えてもらわないと。そういう考え方があるから、なかなかまちづくりができないと思っています。以上です。

○議長（後城一雄君）

4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

少し噛み合わないような感じも受けますけど、噛み合わないのは何故かという答えもだいたい分かっていますけどね。しかしね、金をこれだけかけたなら、費用対効果というのをすぐ口にしたがる人もいます。私もそのタイプだから。金をかけた。金ですよ金、税金でしょう。金をかけたら、ある程度の目に見えるような効果を期待しますよ、そりゃ。そのために行政はある程度の方向性位のところまではやるべきではないですか、というのが私の意見ですがいかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

何度も言いますが、行政がリーダーシップを握って、ああのこの言うんじゃないんですよ。それでは長続きしませんよ。費用対効果を言えば、できません。何でもできませんよ、行政というのは。だからやるんですよ。だから皆さんに気付いて欲しいんですよ。

今の地域活性化は全部そうです。費用対効果で効果が出なければ、全て何もできません。やらないとどうしようもなりません。だから人口減少になりますが、減少したって、知恵を出して、みんなを守っていけば、今から大変な町になりますので、墓地でも道路でも管理が全てできませんよ。だからそれを何とかしようと、どういうふうにしようかと話をするわけです。

自分達のことですから、それに費用対効果と言っていたらどうにもならない。それは大いにやって欲しいんですよ。それが地方創生なんです。安倍さんが言う地方創生じゃないです。東京から人を呼んでどうのこうのとはできません。本当の意味の地方創生は、私たちがやっているこの集落点検の目的が一番の地方創生だと思います。以上です。

○議長（後城一雄君）

4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

一番始めのお答えが、熊大の先生を町長が採用された最大の理由がそこにあるわけですね。よく分かりました。

一応、報酬審議会、T 型集落点検、ある程度のことをお聞きしましたので、次に、道德教育について教育長にお尋ねします。ご答弁の中に社会性の育成が今の児童に不足しているというお答えがございましたけれども、この社会性の育成が不足して、長崎や佐世保の事件が起きたと。この育成が不足ということは、何か原因があるとお考えですか。

○議長（後城一雄君）

教育長、加瀬川哲文君。

○教育長（加瀬川哲文君）

ただいまの件についてご答弁申し上げます。社会性の育成に関しましては、やはり他との関わり。今の現代の子どもたちが、たくさんの人たちの中で切磋琢磨しながら、自分の気持ち、わがままな気持ちというのを是正して行く力が不足しているのではないかなと感じております。

例えば先般、予備校生の女の子が、同じ予備校の19歳の男の子に刺殺されるという痛ましい事件が起きました。あれも正に考えてみたら、自分の思いどおりにならないと人の命を奪って良いという考え方に立脚しているところがあるのではないかと。そういう意味で、これも社会生活上の決まりを身につけていない社会性の育成が乏しかったのではないかと、小学校、中学校時代の道徳的心情の育成が不足していたのではないかなと感じているところであります。以上です。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

今、不足している社会性の育成を育てるのが、道徳教育の根幹であるというお答えですね。この基本的なこの道徳教育が今見直されてきているという昨今ですけれども、この道徳教育が見直されているということについて、教育長、何かお考えをお持ちならばお答えください。

○議長（後城一雄君）

教育長、加瀬川哲文君。

○教育長（加瀬川哲文君）

今現在、学校教育におきましては、週に一度の道徳の時間を中心に人間としての調和の取れた児童生徒の育成を目指して、子供の発達段階に応じた、心に響く道徳教育を全教育課程の中でやっといこうといたしております。しかし、これまでの道徳の時間は、教科ではなく教科書もないことから軽視され、文化祭や運動会の準備に充てられることもあったと聞いております。

東彼杵町ではそういうことはないと思いますが、全国的に文科省の調査ではそのような他の準備に充てられることもあったと、あるいは単に読みもの、資料を読んだり、テレビ番組を見せたりするだけの授業もあったと、あるいは読みものなどの資料からこんな価値観を読み取るべきだと一方的、形式的な価値観の押し付けもあったと統計的に出ております。

これではいけないというので、この度文科省の方では、昭和33年の道徳の時間導入以来、約60年ぶりの抜本的な改革をいたしております。それは教育再生実行会議の提言とか中央教育審議会の答申を踏まえて、平成27年3月27日、昨年のことですが、学習指導要領の一部を改正し、小中学校で週1時間の道徳の時間を特別の教科、道徳、つまり道徳科です。として新たに教科として位置付けることになった訳です。

特別の教科といたしましたのは、道徳は学級担任が担当することが望ましいと考えられること、数値などによる評価は馴染まないと考えられること、あるいは各教科にない側面があるため、特別の教科という新たな枠組みを設け位置づけられました。

具体的なポイントとしては、道徳科に検定教科書を導入する。今まで教科書がなかったんですが、検定教科書を導入すると。2番目に、内容について、いじめ問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善する。そして3番目に、問題解決的な学習。例えば、運動会文化祭などの行事を経て、それに対して仲間意識等はどうであったかという道徳の時間。あるいは体験的な学習、これも先日行われましたこども集会、そういう体験活動を通じて考える議論する学習

などを取り入れて指導方法を工夫するという。そして評価としては数値評価ではなくて、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を把握するというふうになっています。

この道徳科に関しましては、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から検定教科書を導入して、道徳科が実施される訳です。昨年度から一部改正学習指導要領の趣旨を踏まえた取り組みが可能となっております。私は道徳科が設定されたことで、道徳の授業がより充実し、してはいけないことはしてはいけないといった指導をしっかりと行うと共に、正義とは何かといった見方や、立場によっては答えが一つではなかった課題に、子どもたちが道徳的に向き合い、自分の問題として考える道徳、真剣に議論する道徳へと質的な転換を図って、自立した人間として、他者と共により良く生きようとする道徳心を育むことができるのではないかと期待をしているところです。以上です。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

少し安心感を持ちました。新教育長もしっかりとその道徳教育に対しては前向きにご検討をいただいて、それに対処して行かれるということで、その中身については検定教科書とか、それをいつから採用するとかのお話じゃなく、基本的なところをかなり強調された。

私も重箱の隅をつつく訳ではないですけども、子ども集会の折に式典が進みまして、千綿中学校の生徒会長さん、それから東彼杵の町長さん、こちら辺はずっと良かったんですが、一点だけ気になったことがありました。分科会に分かれて、中身はいじめ問題についてかなり熱心に討議を子どもたちはやっていました。素晴らしいことだと思います。

3時半から発表会がありまして、進行役もいろいろあって、各班の子どもが代表して登壇して発表するんですけども、そこでちょっとだけ気になったんですが、国旗並びにこの議場にありす両方のものが飾られているのに対して、登壇の時に一礼がなかった。降壇の時にも一礼がなかった。発表者だけがなかった。後の生徒会長あたりはびしゃっと国旗、町の旗章に対して一礼をし、登壇をし、発表をし、そして一礼をして降壇をした。ここに一つの基本大事になさるならば、発表者が当日決まったというようなこともあると思います。しかし、国旗、町の旗章、これに対して一礼をするような教育がなされていないのか常時、そのように感じました。この点についてはいかがですか。

○議長（後城一雄君）

教育長、加瀬川哲文君。

○教育長（加瀬川哲文君）

大変指導が不徹底で申し訳なかったと思っております。道徳的な心情を子どもたちに指導する時に考えますと、やはり子どもたちは全てにおいて、何かの指摘、何かの指導を受けて、自然や崇高、命に関してはこうすべきなんだということとか、あるいは集団や社会においては、こういう行動をとるべきなんだということが、そのまま放置しておきますと子どもたちはさすがに分かりません。

ただ、国旗というのはこういうものなんだよ、町旗はこうなんだよと指導して、そして先生、あの前で他の人達は何故一礼しているんですかと指摘を受けて、その点について指導をしていきますと、なるほどというふうには子どもたちは納得をするものでございます。その指導が各学校において発表前になされていなかったと反省をいたしております。



今後、子どもたちが登壇する場合には、一礼すべき人、あるいはものに対してはきちんと礼儀を尽くすように指導を徹底していきたいと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

国旗、並びにもう少し言えば、国歌に対する敬愛の教育も。

私の経験上申し上げますが、小学校の4年生の時に国歌とは何ですかと聞いたんですよ。そうしたら担任の先生がものすごく怒って、お前は国歌も知らんのかと。しかし、その先生は今はどういう訳か我々が2年に1回やっている同窓会に毎回ご出席になっておられますけれどそれくらい小さな時から国旗、国歌に対する教育というのは基本的な最大限の基本的な基本の基だと思います。

このことに関して当然ご理解をいただいていると承知しておりますので、何がございましたらどうぞ。

○議長（後城一雄君）

教育長、加瀬川哲文君。

○教育長（加瀬川哲文君）

前田議員の仰せのとおり、国歌及び国旗に対しましては国の象徴として、やはりこの歌及びこの旗の下にみんな心を一つにして励み、取り組んでいくべきものであると、基本的にそのような考えで尊重をするように指導を展開して行きたいと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

まだ小学校の閉校式があと1件だけ残っております。20日にあるそうですけれども。あまり関心しないような話をちょっとお伺いしましたので、それが一般教職員ではなくて違う人という話を聞きましたので、あとは調査をして教育長が善処していただきたいと思っております。以上で私の質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほど、前田議員から集落点検のお話がありますが、たまたま長崎新聞のコピーを持っておりますが、区長さん達が考えておられることが、集落点検とはどんな成果が出るのかわからないと、わからないが住民の多くの方はできれば遠目で、ここで暮らしたいというのが希望なんです。そういう点検をやりながら何かしら地域活性化を図って、例えば農地を守って営農組合を作るとか、そういうことが各地区であっておりますので、そんなことをやれたら一番良いかなと思っております。遠目の田中区長さんの回答が長崎新聞に載っていますが、みんなで集落の将来を考えることはなく良い機会になると。だから目には見えない効果がありますので、是非期待をしていただきたいと思います。

○議長（後城一雄君）

4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

最後ですと言いましたがよろしいですか、まだ時間がありますので。

これは言ったら失礼かもしれませんが、熱心な区長さんと熱心でないと言ったら語弊がありますが、ちょっと温度差がある区長さんがいらっしゃると思うんですね。そこら辺を順々このT型集落点検を、減っているところを重点的にやられるでしょうから、まさか町の真ん中の蔵本でT型集落点検をやられないでしょうから、今の質問に答えはありますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まさかではなくてそのまさかをやるんですよ。もちろん全てをできないところもあるかも知れませんが、これに全部費用をかけるとなれば大変ですから、今度は職員がT型集落点検の仕方をマスターして、各地域に入って、3年がかりでも5年がかりでもやるのが地域を守っていくという考え方ですから、是非やりたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

意気込みはよく分かりましたので、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（後城一雄君）

以上で4番議員、前田修一君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時50分とします。

暫時休憩（午前10時43分）

再 開（午前10時50分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。

次に2番議員、吉永秀俊君の質問を許します。

○2 番（吉永秀俊君）

皆様おはようございます。今回は、町長に対しまして3つの質問をさせていただきたいと思っております。

まず第一番目に、町営住宅の現状と今後の対策についてであります。

現在、町営住宅は9か所ある訳でございますけれども、その内千綿団地が昭和35年築、蔵本A団地、中学校の横にあります。昭和29年と昭和35年に築造されております。また、下川団地が昭和42年、昭和43年の築でございますが、この3か所が老朽化のために政策空き家に指定され、新規の入居を制限しています。蔵本A団地、千綿団地では、入居者が退去後は、家屋を解体し更地にしていますが、下川団地では一戸建てではないため37室中10室の空き部屋が各棟に点在しており、棟の解体に至っていません。また、昭和44年から昭和45年に築造されました駄地団地におきましては、平成7年に外壁の改修がなされて以来大きな補修はされておらず老朽化が進んでおります。

そこで次の点について町長の所見を伺いたいと思います。

1 番目、既に一部更地となっております蔵本 A 団地、千綿団地についての今後の計画を伺います。

2 番目、駄地団地については、平成 24 年 6 月議会の答弁で、27 年以降に建て替えを検討しているとの答弁がありましたので、現在の計画を伺いたいと思います。

3 番目、下川団地の今後の計画はどのように考えておられるのかをお尋ねしたいと思います。

次に 2 番目の質問でございます。千綿駅の管理の現状と今後についてであります。

千綿駅については展望台の建設やうどん屋、コーヒーショップの計画がなされ、そのため 50 人槽の浄化槽が設置されるなど、紆余曲折の末、昨年 2 月から現在の UMIHICO に管理委託されています。また、昨年、「或る列車」も停車するようになり、さらに土曜トラック市など多くのイベントが開催をされております。千綿駅の知名度アップと共に来場者もある程度増加しているようですので、今後の千綿駅 PR 手法と管理計画についての考えを伺います。また、以前から撤去の要望があります駐輪場の屋根についての計画も併せてお伺いします。

3 番目の質問です。道の駅の管理状況と賃貸契約について。道の駅におきましては、平成 14 年の開設以来 2 度の増改築が施され、売り場面積も当初より約 3 割以上広がっております。また、平成 24 年度からは隣接のひさご荘跡地も取り込み、現在では敷地面積、売上げ金額、来客者数ともに県内でもトップクラスの道の駅となっているようでございます。この間運営は榊彼杵の荘一社に任せられ、昨年 4 月からは、隣接の食堂棟も榊彼杵の荘と 10 年間の定期借家契約が交されております。また、榊彼杵の荘からは株式の配当と数回の寄附がっておりますので、次の点について町長の所見を伺いたいと思います。

(1) 榊彼杵の荘からのこれまでの配当金の総額、また、これまでに赤字決算年度があったそうですが、その回数と赤字年度の配当金の有無。更に、寄附金のあった年度とその総額を伺いたいと思います。

(2) 道の駅と食堂棟の間に雨除けのためと思われる屋根付き通路の造作予定があるように聞いております。これは現在では既に工事が始まって間もなく完了する状況にあるわけですが、その建築費と解体時の取り決めなどはどのようになっているのかを伺いたいと思います。また、今年の食堂棟の定期借家契約、これをすみませんが、定期借家契約の合意書ということに訂正をしていただきたいと思っております。この定期借家契約の合意書に更新条項がなかったのはなぜなのかもお尋ねします。以上で登壇の質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

吉永議員の質問に対してお答えいたします。

まず、政策空き家の指定はしておりません。

1 点目の蔵本 A 団地、千綿団地についての今後の計画でございますけど、60 年を超えるような老朽化でございます。これは法律上退室していただきと言えませんので、非常に苦慮しております。用途廃止を進めていく予定で考えております。当然、用途廃止の実施要綱等も作らないといけません。話し合いをしながら、円満解決で。例えば、どこかの住居を準備しまして、そこに移っていただければ 5 年間なら 5 年間の傾斜家賃といいますが、今家賃が 1,000 円位お支払いされていると思

いますが、10,000 円のどこかの部屋にお願いしたとします。これを 5 年間で傾斜家賃ですので、ずっと上げていくという方法、そういう要綱等を作りながら、話し合いをしながら退室をしていただければ一番いいかなと思います。併せまして今のまま区画で、家付きで分譲という方法あたりができないか、その辺も含めて検討してまいろうと思っております。

2 点目の駄地団地につきましては、建てたいんですがなかなか予算等がつかせんで、まだまだ目途が立っておりません。今年からやっております公共施設等総合管理計画策定を今しておりますので、ここでどのような財源の手立てができるかですね、その辺のシミュレーションを見ながら対策を打っていこうと考えております。

下川団地の今後の計画をどのように考えておられるかということですが、これにつきましても、政策空き家にしておりますが、あれが長屋式になっておりますので、なかなか移動ができませんのでこれも話をしながら空いたところに代わっていただくような順繰り方式でやっていければ一番良いかなと思っております。

千綿駅の現状と今後ですけれども、50 人槽等の浄化槽は造っておりません。今後の PR 手法と管理計画ですけれども、これは 29 年の 3 月まで UMIHICO という団体に管理運営をお願いしておりますので、その後の管理計画になりますけれども、どうするのか、引き続きやっていただければそのまま UMIHIKO をお願いするわけがございますけれども、もし撤退となれば、また新にお願いするしか方法がないだろうと思っております。

一番残念なのはトラック市等をやっておりますが、なかなか地域の方々が協力してもらえないというのが一番悩みの種でございます、この辺ができればもっとうまい具合にいくのではないかとかんがえております。

駐輪場につきましては、3 月末で撤去する予定でございましたけれども、国土交通省が 1 月の大雪の除雪に道路経費あたりを使ったということで、どうしても対応できないということで、5 月の連休明けに全て撤去ということで進めてまいろうと思っております。

道の駅の管理状況と賃貸契約についてでございますけれども、まず配当金の総額ですが、46 万 3664 円です。赤字決算年度があったということでございますけれども、赤字決算年度は 3 回です。当然配当金はありません。寄附金のあった年度は、平成 20 年度、21 年度、24 年度、25 年度の 4 か年間、総額が 400 万円でございます。

2 番目の道の駅の食堂棟の建築費、これは建築費は分かりません。解体時の取り組みでございませけれども、これにつきましては町の施設でございますので、次のような条件を付して許可をしておりますので読み上げたいと思います。

工事は申請者において実施し、工事に関する費用も申請者が負担をする。設置する大屋根は、物産館及び食堂棟への接続は認めず、独立したものにする。設置後及び設置工事中は、視覚障害者誘導用ブロック利用者に支障が生じないように必要な処置を講じること。関連する法令を遵守し設置を行うこと。また、申請内容に変更が生じた場合は再度申請を行うこと。商品等を常時据置く場合は、建築確認を申請し許可を取ること。設置した大屋根は、完成後町の所有へ変更することということで許可条件になっております。

食堂棟の定期借家契約合意書に更新条項がないのはなぜかでございますけれども、これは定期借家だからありません。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

まず町営住宅の方でございますけれども、先ほど申しましたように蔵本 A 団地、千綿団地については、分譲のような計画をされているという話もありましたけれども、例えば値段などの交渉は各自でされるのかどうか、それとも一律でされるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほど回答いたしましたのは、分譲したいと考えていますということで、しているとは言っていないです。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

だから、そういう計画があるのならば、どういうふう交渉をされるのかということをお尋ねしているわけです。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、二通りの案を言いました。用途廃止を進めていく方法と分譲方式としておりますので、それを二つ一遍とはいきませんので、まずは要綱等を作るとか、今から検討してまいります。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

そういうことで是非早目の対応をしていただきたいと思います。駄地団地につきましては、現在聞いたところによりますと、二部屋空き室があったんですが、その内一つは改修が無理な状況にあるということで、二部屋の空き室のうち一部屋だけ改修されて入居ができるような状況になってるのですけれども、駄地団地全体が改修も修理もされないような状況になってるわけでございまして、特に千綿地区にはこの駄地住宅しかないわけです、大きな住宅は。

今後も町の公平性といいますか、地域性を考えますと、やはり駄地住宅はなるべくならば、今後建替えの検討をされた方が良くはないかと私は思っておりますが、財政的な問題もあるんでしょうけれども、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

この件はですね、今議員がおっしゃるように私も強くやりたいんです。やりたいんですけれどもなかなか。いつの議会でしたか私もこたえを 24 年 6 月の議会では是非やりたいと考えております。何とか今回の公共施設等の、今やっております総合管理計画、これが出てまいりますと、ある程度

の財源等の確保ができればやっていきたいと考えておりますので、一定の時期には改修ではなく建て替えを考えております。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

是非、千綿地区の駄地団地については、できれば現在の地に建て替えを、地域の方の要望もあるようですので、是非、前向きな検討をしていただきたいと思います。

また、民間の力といいますか、理想的には民間のアパートを建ててもらうのが一番良いんですが、町長もよくご存知のように、千綿から以降は公共下水道がきていないわけですよ。公共下水道がきていないところに民間がアパートを建てる場合に浄化槽を設置しなければならないというハンディがあるので、できれば今後公共下水道がきていない地区に建てられる民間のアパートについては、浄化槽の補助金についての検討をされたらどうかなと思います、町長の見解をお伺いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

一般の住宅も補助制度を設けてあるので、是非、前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

それでは下川団地の方に移らせていただきますけれども、私も以前から検討を要望しているわけでございますけれども、現在空き室がバラバラにあるものですから、できれば例えば先ほども町長がおっしゃってますけれども、例えば2,000円、3,000円の家賃は普通からみればそんなに高い家賃ではないんですが、入っておられる方におかれては高く感じられるかもしれません。例えば、向こうの棟に移っていただければ家賃を下げますよとか、そういう方法をとられて、できれば一つでも早く、一つの棟を更地にされた方が今後の計画も進みやすいんじゃないかと思っているんですけども、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

下川団地に限っては、簡単なメモを作りまして、不在のところにはそういうメモをやりながら移動をお願いできませんかと。棟の中ではA-3の棟は1人しかいらっしゃいませんので、4部屋あって1戸だけ使っていますので、その方にA-4かA-5に移転してくれませんかとお願いは今やっております。やっているんですけどもなかなか住み慣れたところが一番良いものですから移動していただけません。そういう努力はしていきますけれども。

それと今回空き家の悉皆調査といいますか、町内全部調査をいたしましたので、この結果が3月末に挙がってまいります。そうしますと、その空き家に移転をしてもらえないかと誘導もお願いしたいと考えております。したがって、そうなりますと両面から長屋の場合はやらないといつまでたっても解体ができませんので、そういう方法でやっていこうと考えています。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

それではそういうふうに検討していただきたいと思います。

続きまして千綿駅の管理についてに移らせていただきます。現在の管理者さんは地域協力隊員さんですよ。この方の任期は後何年残っておられますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

28 年 12 月末でございます。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

今年一杯ですよ、協力隊員さんは。現在は、ある程度国から協力隊員としての給料みたいなものもあるし、諸費用も出ている訳でございますけれども、千綿駅の UMIHIKO さんの状況を見てみますと、管理費は町からちょっと支払われています。しかし、光熱費あたりは自腹という面がありますし、また、JR から若干の賃金が出ているようでございますけれども、今の状況を見て、駅構内の売り上げをみてみますと、このままでは生計が成立しているのかなというような状況にあると思うんですよ。

先ほどの町長の答弁では、再び 4 月以降も今までの状況で引続きお願いするような形をおっしゃいましたが、果たしてそれが協力隊員の資格がなくなればやっていかれるのかなと私は心配しているのですが、その辺の町長の見解を伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かに、生活は厳しいのは重々承知してはいますけれども、問題はそこで何をやるか考えてもらって、UMIHIKO さんはデザイン関係をやっておられますので、そちらのほうの収入もあるかと思えます。しかし、そう言いながらも、あれだけの店舗だけではとてもやっていけませんので、もう少し考え方を考えてもらって、やり方を変えれば、十分商売も成立つ可能性もございますので、トラック市とか、もっと地域の方が協力してもらえれば、交流人口も増えていきますのでやって行けるんじゃないかと思っております。これは一貫して商売ですので、やっていかなければ運営できませんので、次の方をお願いするしかありません。努力をしてもらうしかありませんので、是非町民の皆様のご支援をお願いしたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

そういうことで、せっかくこの 2、3 年いろんな行事イベントをして、千綿駅も全国まではいかないかもしれませんが、ある程度有名になっていますので、これを継続的にしていかないとまた元

の木阿弥になってしまいますので、是非、継続して千綿駅の管理といいますか PR には力を入れていただきたいと要望したいと思います。

それと駐輪場の件ですけど、あれは大体、国交省が建てたんですかね。そして解体は何処の費用でするんですか、どのようになっているのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

全て国交省の持ちものですので、国交省が全て撤去いたします。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

撤去も全て国交省がするという事によろしいですね。先ほどの答弁で、5 月の連休末にはあの屋根がなくなるということですね。と申しますのは、せっかく夕日もきれいで、千綿駅の外観もきれいになっているんですが、あの駐輪場の屋根で国道から見えないと以前から要望があったんですね。5 月末にはスッキリする形になったということで、住民の皆さんもいい形で受け入れをしていただけたらと思っています。

続いて、道の駅について入らせていただきたいと思います。現在、東彼杵町の道の駅の株の持ち株数と全体の割合は何%の持ち株になっているのかを伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

1 株が 5 万円で 40 株の 200 万円です。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

発行額が 2000 万円で、その内 10 分の 1 の 200 万円を東彼杵町が持っているということによろしいですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そのとおりでございます。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

先ほどの答弁をいただきました中に、現在まで赤字年度が 3 回あったということなんですけど、これは具体的に何年と何年か分かりませんか。

○議長（後城一雄君）

町長。



○町長（渡邊悟君）

14年度、25年度、26年度です。会計年度がですね。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

現在までに平成20年、21年、24年、25年と4回の寄附400万円があっているんですけども、この寄附の目的はなんだったんでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは分かりませんよ、単なる寄附でしょうから。私たちはありがたくいただいただけですから、目的は分かりません。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

普通、人からお金をいただくときは、何のためにされるんですかと聞くんですけどね、聞かれなかったということですね、はい分かりました。

それでは、昨年6月に道の駅の定時株主総会が開催されていますが、株主として町はどなたが出席をされたんでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

株主としてではなくてダブっておりますので、町長として来賓的なことで出席しております。もちろん資格は株主も持っておりますので、一人にカウントされるのかなと思っております。私は出席しています。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

これまで何回となく前町長の時代から道の駅の株主総会が毎年あっているんだから、決算書を見せてくださいと、町も株主なんだから町の税金が使われているんですから、我々も決算書を見る権利があるんじゃないかということで決算書の公開を要望していたのですが、なかなか前の町長さんも公開していただけませんでした。現町長もそういう見解ですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはですね、私の方は条例に従って公開をいたしますので。情報公開条例でやっておりますので、それで制限がございますのでできないということになります。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

そうしたら正式に情報公開条例に基づいて請求すれば、公開できると解釈してよろしいんですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

法人の書類等については、公開の対象にならないということで、頭から見れないという形になっております。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

そうしたら出席した町長は見られるけども、我々議員には見られないということになるわけですね。それでよろしいんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そのとおりだと思います。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

実は、私はそういうことで何回も請求しても見せていただけないということなんですけれども、会社法というのがあります、これの 440 条には株式会社の決算書、貸借対照表は公告、公に知らせる。公告しなければならないという条項があるんですけれども、これは町長どういうふうな理解をされていますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは行政ではなくて会社の仕事ですから、会社がどうされるかということですから、行政がするわけではありません。会社が当然上場一部なんかはやっておられますので、してくださいという法律があるだけでしょうから、それは会社が判断されることでしょう。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

彼杵の荘さんが主体的に公開の義務があるということでよろしいですか、今の答弁は。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

義務があるかどうかは私は分かりません、会社法で、法律で決まっていることなのでよく存じておりませんので分かりません。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

実は私も長年どういうふうな決算、どういうふうな運営をされているのかなということで、決算書を見たいなということで前から思っていたのですが、ようやくここに 26 年度の決算書が入手できましたので、これをちょっと見て町長が出席されたということですが、これは公告の義務がある訳ですから、公の、公にしていいたいということなんですから、これに基づいて見ているんですけども、町長も参加されたので、何か質問されませんでしたか。交際費の額とか減価償却費の比較が公設のところに民間がしている会社としては、非常に額が大きいなと思ったんですけど、町長は総会の折にこういったことは疑問に思われませんでしたか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

質問はいたしておりません。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

非常に減価償却あたりが大きな額になっているものですから、できれば町の方から、資産台帳、何でこんなに公設の場所に減価償却がたくさん計上されているのか、そういったものを町の方から道の駅さんの方に資産台帳の請求はできないんでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

話はしてみますが、権限があるのかどうなのか、検討いたします。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

それは株主ですから、当然、私は権利はあると思うんですがね。株主さんが資産台帳を見せてくれと言ったら、当然、株式会社は資産台帳を見せる義務があるんじゃないかと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

承知しておりませんので、そういう話はしてみます。見ることができるかどうか、それはしてみたいと思います。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

是非、それはお願いします。資料で分かるように、使用料をお伺いしたいと思います。なぜかと言うと先ほども言いましたように、非常に減価償却の額が大きいんですよ、額が。先ほども言いましたように公設のところに運営をされているだけですから、そんなに何か大きな額のものがあるのかなと疑問がありましたので、今の請求をさせていただいた訳でございます。

次に、現在できております、母屋の横にできております構造物について、造作物について質問をしたら、費用はいくらか分からないと、しかし彼杵の荘さんが建築費も解体するときの費用も全て持たれるということをおっしゃったけど、屋根のほうは寄贈するということをおっしゃったでしょう。寄贈するということをおっしゃったんですけど、申請が出ていると思いますが、その申請の時に建築費はどのくらいかというのは向こうには問い合わせはされなかったんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建築費の問い合わせはしておりません。そして解体を道の駅がするとかは言っておりません。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

解体のことは言ってないとおっしゃいますが解体はどなたの費用で、もし、例えば、今現在道の駅さんがされていますが、道の駅さんのお金でされているんでしょうけれども、例えば来年が 15 年目の契約の更新時期でありますから、来年以降は更新を道の駅さんが引き続きされない状況もあるかもしれませんから、そういう時は設置した人が解体するのが当然じゃないかと思うんですが、そこら辺のことをお聞きしているんです。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは先ほど言いましたとおり、道の駅から無償で町がいただくわけですから、町の所有になりますので、それは解体する時は町がするものと考えます。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

先ほど屋根の部分だけとおっしゃいましたが、下の方も全部寄贈されるんですか、下の部分も。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

大屋根というのは屋根だけではあるものですか、支柱があって大屋根ですよ。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

全て寄附をされるということですね、やはりそうしたら当然建築費くらい聞いておくのが当たり前じゃないですか。いくらでこの建物を建てているのかっていうのは、建築費くらい聞くのが当たり前じゃないですか。いくら寄附されたか、何百万円寄附されたか分からないじゃないですか。何で建築費は聞かなかったんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、申請書が上がってきます。町有地の使用許可とかということで、占有許可的なもので上がってきます。費用あたりは全く求めておりません。一般の町民の方にもいくらかかるのか求めておりません、そういうことです。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

寄贈をされるわけですから、当然固定資産税は免除される訳ですよ。公有地ですよ、公有財産の上に民間が箱物を建てて、それを寄附されるとなれば、固定資産あたりはどういうふうになるんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは来年の1月1日現在で、何処の所有かで決まります。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

ですから、その建物の建築費位は把握をしておくのが常識じゃないですか、いくらかかって建てられたのか、それが分からないというのはおかしいですよ、是非聞いてくださいよ。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民の皆様がそういう所に建てられたときに、金額まで提示せろとは言えません、しませんそういうことは。1月1日で構築物であれば償却資産、家屋であれば固定資産の評価をしますので、そこで価格がわかりますので、その時に所有が誰かということですからいいわけです。そういうふうになっています。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

来年の1月には建築費が分かるということで理解してよろしいですか。大体が分かると、評価が分かると。それは多分、減免されるわけでしょうから、町有物になっていけば。その時点で町有物

になっていれば税金はかからない訳でしょうから。しかし、先ほど申しましたように町民の方から寄附をしていただく時は、おおよそいくらぐらいのものを寄附されたか分かっているでしょう、知っておかないといけないと思いますけどね。何も金額が分からないものを、1万円するものか100万円するものか分からないということはありえないと思いますけど、常識的に。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

何回も言いますが、把握をいたしておりません。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

それではちょっと角度を変えて質問しますが、来年3月で15年間の契約が終わられますけれども、来年の契約は新しい契約になる訳ですよ、何年間の契約になるか分かりませんが、そういった契約を交されると思いますけれども。そういった時には、これは一般論として、例えば見積りを立ててある程度入札をしていただく、プロポーザルにされるのか、また、金額提示をしてするのかという計画を、今のところどういう計画をしておられるのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはですね、当初のやり方かどうか分かりませんが、私もそう感じておりましたけれども、今の法律の中では更改、更新が榊彼杵の荘の判断で更新されるのか更新されないのか、株がしっかりされないと町の方から辞めてくれと言えますけれども、相当なリスクがあると。満了の3か月前迄に書面によって更新の継続を榊彼杵の荘がされれば公募には、更改契約が、榊彼杵の荘との更改契約になります。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

今の榊彼杵の荘さんが止めないとおっしゃったら、そのまま契約をするんだとおっしゃるけども、その契約内容は例えば年間なんかは向こうが決められるんですか。何年間の契約とかは。それは町が決めるんでしょう。それはどういう計画になっているかをお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まだそこら辺は1年前ですから考えないといけないんですけれども。何年にするのか、その辺は今から考えていかないといけないと思っています。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

あくまでも一般論ですけれども、請負契約をされる部署のところにお尋ねしたいんですが、先ほど一般論的に言いますと、入札を受け付ける場合は業者を審査しますね。ある程度どういう会社なのかということも事前調査をされると思いますが、先ほどの話でいきますと 25 年、26 年 2 期連続で赤字を出されていると報告がございました。こういった、直近の 2 期連続で赤字を出している会社は入札をする事前調査の段階で入札の対象になりますか、一般論として。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

一般論であっても、指名願いが出れば当然赤字であっても入れますよ。当然会社ですから赤字はあります。見てくださいよあなたが持っている 26 年度の赤字がいくらあるのか、持っておられるんでしょう、貸借対照表を。そのくらいの赤字で指名を外すということはありませんよ、一般論で。赤字でも指名はしますよ、当然それは。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

他の契約においても、事前調査をして直近の 2 期連続赤字の会社でも指名入札の対象になるということで理解して良いですか、一般論として。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

工事請負関係を言っておられるかも知れませんが、それは赤字であろうが黒字であろうが関係ないんです。指名請負願いを町に出す訳ですから、出して審査で合格すれば当然赤字でも指名請負人調書に上がっている訳ですから堂々と指名していいわけです。関係ございません。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

分かりました。東彼杵町においては赤字が 2 年連続直近で出ていても、事前調査の時には何ら影響ないということですね、分かりました。

これは同僚議員が質問するんですが、これまで道の駅には平成 14 年に開設して依頼、土地代、造成代、建築費、多分 4 億円以上、それに年間の維持管理費、例えば小さいところを言いますとトイレの清掃代とか土地代とかかかっていると思うんですけれども、総額で大体どのくらい 14 年間で町税と申しますか、使われてきたのかをお尋ねします。町税と申しますか、どのくらい経費がかかっているのか。建設費、土地代ですね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

後で森議員の方から質問がありますが答えていいんですか。

○——△——

どうぞ。

○町長（渡邊悟君）

全部で4億4000万円位かけています。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

町長、そういうことなんですよ。それにはたぶん14年間の維持管理費は含まれていないと思うんですよ、それを足しますと5億円以上が町民の皆さんからいただいた、言わば税金が投入された施設なんですよ、町長。5億円以上、血税といいますか、それが投入された施設なんですよ。町民の皆さんの税金ですよ。それがたった1社がずっと独占的に来年まで15年間されます。それが引き続き5年されるのか10年されるのか分かりませんが、合わせれば20年以上なるでしょう。そういったところに5億円以上使った施設に、たった1つの株式会社が15年も20年も独占的に運営をして、そこからどのくらいの利益が、私は出ているか分かりませんが、赤字といっても経営者には収入があっているはずですよ、赤字といえども給料もらっているはずですよ。そういうことで5億円を使った町の施設が一部の人に還元されるよりも、もっと幅広い町民の皆様これから道の駅から生まれてきた利益が還元されるような、私は、町長、運営方法を是非検討していただきたいと思っています。町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

その4億円使ったとか、15年間1社とかですね、当たり前でしょう、公募して1社応募したわけですから。何であなたが応募しなかったんですか。公募したんですよ。そこで1社応募したんですよ。そこが15年間の契約するのは当たり前ですよ。4億4000万円かけました。一般財源はいくら使ったかといいますと2700万円しか使っていないんですよ、4億円の内。家賃収入2800万円あるんですよ、それでチャラですよ。維持管理費は入っていないですが。

基本的に15年間の公募をして皆さんたちも1社に決まって、議会で土地代から建物から全部議決してもらって、前町長がやってきたわけでしょう。議会の議決を得ているんですよ。そのどこが悪いんですか。当たり前でしょ1社がするのが、応募したわけですからその人が、誰もいないのに。そして東彼杵町のシンボルになったわけでしょう。東彼杵町に道の駅がなかったらどうしますか。淋しい町ですよ。ですから私は法に従って1社であっても、継続すべきと思っております、法律に従っていきます。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

だから言っているのは、この15年間、今まで14年間ですよ、来年いれると15年間、町長がおっしゃったように公募が1社だから1社でしてきたと。それはそれで仕方ないですよ、15年間の契約があったのだから。今まではそういうことだったから、来年が更新の時期だから来年からはもう少し運営方法を、私がさっき言ったように1人でも多くの町民の皆様利益が還元されるような、



1社に任せるんじゃないなくて、もっと利益を分配されるような運営方法があるんじゃないですかと、そういう検討をしてはどうですかと言っているんですよ。今からのことを言っているんですよ。今までのことをいくら言っても一緒ですよ。

町長がおっしゃるとおり議会で議決されたんだから。だから来年からはまた違う契約がされるんでしょう年間とか何とか。たぶん、年間とか何とか。そのときに後1年ありますから、その時に1人でも多くの町民に利益が分配されるような運営方法、そういう方法で契約をされたらどうですかということを提言しているんですよ。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

良く分かりますけども法律があります。民法という法律がありまして。賃貸借契約を結んで建物の賃貸借契約書があるわけですけども、ここの3条を見てください。29年3月31日迄貸しますよとしてるんですよ。ただしって書いてあるでしょ。乙は、(株)彼杵の荘は期間の更新をしようとする時は、3か月前までに書面をもって甲へ申請をしなければならないとなっているんです。これでやらせてくれと言え、更新の拒絶の理由が何かということなんですよ。正当な事由があれば、(株)彼杵の荘も再度公募しますのでしてくださいという方法がありますけども、(株)彼杵の荘が継続させてくれという正当な事由がなければ、そのまま継続ですからどういう契約になるか分かりませんが、少なくとも借地借家法による契約を今度はやろうと考えています。

民法の特別法が借地借家法でございますので、それは既に民法は明治時代からありました。そして借地借家法もあったわけですけども、平成3年の法改正で株主の彼杵の荘を手厚く保護するような法律が出来上がったのが借地借家法なんです。この法律がある限り正当な事由がなければ、今の株主を変えるということはできません。やろうとすればそれに立ち退き料という営業権といいますか、暖簾といいますか、そういう補償費を払って、(株)彼杵の荘が納得をして、それでは私たちは経営をしませんということで撤退をしていただければ公募という形もできるかも分かりません。そこなんです。法律があっても私の力ではどうしようもなりません。

問題は、(株)彼杵の荘がどう考えておられるのか。今まで培ってこられた、相当努力をされてこられて、今こういう彼杵の荘というブランドを作られたわけですから、それはそれで評価しないといけないです。それが私がわからないところであって営業権とかいうことで、暖簾といういい方がありますけども、そういう目には見えないような立ち退き料的なものを払わないといけない訳です。それをどうするかということです。税金を使ってやるよりは継続した方がいいんじゃないかということもありますし、そこら辺の判断を今やっているところです。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

だからさっきから言っているように、今回更新をされる訳ですから契約内容を変えることができるんですよ、東彼杵町が。現在は全てを一括で管理をされておりますけれども、それを分割管理をするからとか、この売り場はこの業者、こっちの売り場はこっちの業者と分割管理をしたいとか、専門の業者。そういうふうな分割管理をお願いするような計画も私はできると思いますから、何回

も言うようですけれども、いろんな理由ができるんですよ。

1 社が公共の施設の恩恵を受けるんじゃなくて、出来るだけたくさんの町民の皆さん、出来るだけたくさんの組合、会社が恩恵を受けるような計画をしてくださいと再度要望をしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今おっしゃいますけど、できればそういうふうに誰でも広くやりたいんですよ、本当は。公募してやりたいんですよ。それができないから言っているんですよ。そういう人は最初からもっと公募して食堂棟であっても、公募して欲しいんですよ、誰もいないじゃないですか。議員さんたちは公募さえ知らない議員さんもいらっしゃいましたけども。町としては広く町民の方に誰でも応募して欲しいんですけども、今の法律の中でいきますと、どうしても公募という訳にはいかないと思います。以上です。

○議長（後城一雄君）

以上で2番議員、吉永秀俊君の質問を終わります。

次に3番議員、岡田伊一郎君の質問を許します。

○3番（岡田伊一郎君）

先に通告をいたしておりました3点につきまして質問をいたします。

まず初めに、公共施設等の維持管理計画についてであります。人口減少が続く中、今後児童体育館等の耐震や水道管、町道、橋梁等の維持管理に莫大な費用を要すると思われれます。現在、公共施設総合管理計画の中で検討されていますが、将来人口の推移と高齢化を見ると町全体の人口減少は緩やかになったとしても、稼動年齢15歳から64歳が減少すると税収にも大きな影響を及ぼします。脆弱な財政状況の中で将来負担をどのように考えておられるのか。また、建物の補修ではなく取り壊しも考えられるのか併せて伺います。

次に、寒波による被害状況と今後の対応についてであります。1月の寒波による水道管や農作物の被害額、漏水量、断水した戸数はどのくらいになるのか、天気予報が出た後どのような対応策を取られたのか。漏水による減免申請は対象戸数全て完了しているのか。大雪も起こりうる災害とみなし、空き家等の対策も含め、今後の対策についてお尋ねをいたします。

次に給食センターの運営についてであります。民営化はせず直営で行くとの方針であります。職員の配置状況はどうなっているのか。また、臨時職員の勤務時間帯についてはどうなっているのか伺います。次に、アレルギー対象者が増加した場合、児童生徒への対策についても併せてお尋ねをいたします。以上登壇しての質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

岡田議員の質問にお答えいたします。

1点目の公共施設等の維持管理についてでございます。これにつきましては財政難の中、公共施設の総量縮減というのは重要課題でございます。現在、日本全国の地方自治体が、平成28年度ま

でに公共施設の統廃合を含めた方向性を示す適正配置計画を作成するよう総務省から要請をされております。今後公共施設の老朽化が進む中、維持管理費の確保が課題であり、人口の動態、町民のニーズを把握しながら施設の総量を最適化していく必要があると考えております。現在までデータの一元管理に向けまして、全町的な視点で利用状況、運営状況、コスト情報、老朽化の度合等を取りまとめるため、各課所有施設のヒアリングを終了し、公共施設マネジメントの基本方針の検討資料となる公共施設白書を作成している状況でございます。

今後、公共施設等総合管理計画の基本的な考え方、これは費用対効果、コスト要件、利用要件の3つの指標を通しまして、施設の保有量及び財政面の視点から最適な数値目標を設定することとしております。施設累計ごとの方針の設定、あるいは公共施設等総合管理計画との策定。結果的には適正配置の考え方というのが3つ考えておりまして、機能面で集約をしていくのか、あるいは補修をしながら長寿命化を図っていくのか、あるいは廃止をするのかですね、以上の3点で集約されることになっております。

それから寒波による被害状況と今後の対応につきましては、農林水産課長、水道課長の方から答弁をさせます。給食センターにつきましても教育長の方で答えをいただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。登壇の説明を終わります。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

給食センターの運営につきましては民営化はせず直営でいくとの方針でございますけれども、質問の詳細につきましては教育次長に答弁をさせます。登壇終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

寒波による被害状況と今後の対応についてに係る農作物の被害額及び天気予報が出た後どのような対策をとられたかとお尋ねに対しご説明します。

まず農作物の被害についてでございますが、1月24日から25日にかけての寒波による東彼杵町での被害状況は、農作物で柑橘類の晩柑品種である不知火、いわゆるデコポンですが、この不知火において被害の報告がっております。被害状況は、凍害による果実の焼け、す上がりといった被害であります。この被害面積が40aで、この被害面積に対する被害減収量が約3.5t。この被害数量に対する被害額が81万6000円程度となっております。その他においては、ハウス等の農業用施設や他の作物等での被害報告は上がってきておりません。現在までのところ、この不知火のデコポンのみであります。なお、凍害につきましては、農産物への影響については長時間を経て見られることもありますので、今後経過を見た中で増えることも予想されております。

続いて寒波の天気予報が出た後の対策等への対応についてですが、寒波の警報に対する注意喚起

との周知につきましては、前日の1月23日においては対策を図っておりませんでした。なお、大雪となった当日1月24日午後に入りまして、農協等の指導員の情報を集めて対策等の周知を図っております。その内容につきましては、積雪による農業施設等への被害防止対策の指示、被害状況確認における時の積雪滑落事故及び凍結による転倒事故等防止の注意喚起、被害発生時の確認後の役場やJA等の報告依頼等を、オフトーク等での周知を午後3時と5時に放送を行ったところであります。

なお、気象災害予報における今後の対応におきましては、気象予報情報を基に注意報や警報等による農業用施設や農産物等への影響を予測、または把握し、県JAとの連携を密に図り、施設や農産物の生育ステージに応じた被害防止や被害回復等の技術対策を速やかに現場や農業者等への周知ができるよう、そのような体制を作ってまいりたいと思っております。以上であります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（山口大二郎君）

ご質問の内容ですが、1点目は、水道管被害額、漏水量、断水した戸数はどれくらいあったのかということが1点目でございます。2点目に、天気予報の予報が出た後どのような対策をとったのかということが2点目でございます。3点目につきまして、今回の凍結漏水による減免申請対象戸数は全て完了しているのかというのが3点目でございます。それと最後に、空き家等の対策も含めて今後の対策はどのようにについてお尋ねしますという点が最後でございます。

1点目でありまして、水道管漏水量、断水した戸数についてであります。24日の天気予報を確認しまして、上空の高層天気図というもので気温が1,500m上空では-15℃、県内各地の観測所での最低気温を更新し、積雪量も観測史上最多でありました。

このような予報の情報の中で、本町の中では25日にまず最初の被害が出ております。平地の気温が25日には-3.2℃まで冷え込みまして、まず被害が出た主な地区は平似田地区で69戸、これは平似田校区の地区でございます。中尾地区の26戸、里地区の配水池より上の地区でございますけれども、加圧で給水をやっている5戸、合わせまして寒波降雪の影響で断水をした地区の戸数概ね合計して100ということで集計をしております。

26日に入りまして音琴地区と彼杵地区の法音寺地区、遠目地区も配水池の水位が低下をしました。その地区については連絡管での補水、水源の共有をしまして宅内漏水の止水で断水の影響を、断水をしないように回避することができました。漏水量のお尋ねですが、漏水量につきましては、各戸の末端漏水量の累計の数値となります。2月末時点減免申請を集計しました集計のリストがございます。これの累計の減免量の合計のトン数が今のところ2月末で3,600tでございます。それが累計の漏水量ということで把握をしています。

2点目のご質問ですが、天気予報が出た後どのような対策をとったのかということでありますが、一般的に地上の気温で3℃、先ほど申しましたが上空1,500mで-6℃になると平地でも降雪という

ふうな状況になるということが言われます。今回の予報では先ほど申し上げましたが、九州一円を $-15^{\circ}\text{C}$ というのが予報では23日頃から九州全土を囲うという予報でありました。山間部、平地を問わず相当の降雪が予想されました。

対応策としましては22日の段階からオフトークを活用しまして、宅内の露出管がありますので凍結防止のお願いをしました。

25日に入りましてから寒波による対応は、配水池が低下した平似田地区のまず漏水調査を行いました。漏水凍結の箇所は本管上では特定出来ませんでしたので、給水車を平似田地区にまず配置をしまして、広報車で活用をしてくださいという周知をいたしました。

26日は、先ほど申し上げたように中尾地区、里地区の一部が断水をしましたので、配水池の低下は、あと音琴地区、彼杵簡水の法音寺地区、及び遠目地区と被害が広がっていきましましたので、水道課職員の対応では非常に限られておりますので、被災箇所が多い分、防災計画に基づく応急対策班の要請を職員の中に行いまして、5名の現地対策を追加員で行いました。

応急対策班での対応は職員と同じように、路線調査を水道課の経験者を含めて要請をしまして実施をしまして、各戸の水位が低下している地区を中心に各戸のメーター確認を実施をしました。それを基に音琴地区の断水を回避できました。彼杵簡水の法音寺地区は水源を共有することで水位が幾分か回復できましたので、断水を回避することができました。遠目地区については配水池自体10tと小さいものですから、車両による補水を継続しまして何とか断水を回避することがその日の内にできました。中尾地区と里地区の一部については配水池の低水が以降も続いたため、給水車を以降も配置をしまして広報車で周知の連絡を続けてまいりました。

27日に入りまして、災害対策本部の会議を開きまして、断水が続いておりました平似田地区、中尾地区、里地区の低水が解消しない原因について宅内漏水が非常に多いので、一時的なメーターの止水を一時断水と言いますか、一戸一戸の断水をすべきではないかということで対策班の17名を職員で構成しまして、今お願いしている検針員の補佐も受けまして調査をしました。そういう中で実績としまして20軒の漏水箇所を確定しました。その3地区については大変ご迷惑をおかけしましたが、その日の内に低水を回復することができました。非常に長時間ご迷惑をおかけしましたが、対策が功を奏して低水を回避することができました。

3番目のご質問でございます。漏水による減免申請は、対象の戸数はすべて完了しているのかというご質問でございます。減免申請の2月末の受付は、先ほど申し上げたとおり3,600tの113軒であります。全体の修理依頼件数が232軒でありましたので、約50%ということになります。

2月末での減免の免除量が先ほど3,600tと申し上げましたが、金額に置き換えますと、減免申請した金額は上水分が55万2000千円。下水分15万円を含めると、およそ70万2000円ということで今減免の金額を算定をしております。今回は非常に件数が多かったため、申請していただく申請のやり方としては簡略化した申請を書面で受付をしています。現状3月11日までを基準日として受付を行っております。以降3月末までは通常申請の減免申請を実施する計画で進めております。

最後のご質問でございます。空き家等の対策を含め今後の対策についての質問でございます。水道の申請時点で、今後は台帳の確認を行います。独居の世帯の今後の使用頻度が非常に少なくなる、日常管理ができない場合は、今回のような凍結の対応等説明を加えて対応していきたいと思っております。

今回の1軒1軒の漏水調査、非常に危惧されたのが空き家の対応とか、日常管理がされない墓地とか公園とか、そういうものが非常に多ございました。町内の状況を十分把握できるよう空き家等についてはまちづくり課と協議を進めてまいろうと思います。最初の段階の対応ですけれども、外気温がマイナスとなるいわゆる降雪を伴う寒波の予報がある場合には、事前の準備として注意喚起のお知らせと施設の重点点検等を今後も実施してまいる所存であります。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

教育長に代わり3番目の給食センターの運営につきましてご説明いたします。まず職員の配置状況ですけれども、給食センター所長は教育次長が兼務いたしております。次に事務所の職員1名を配置いたしております。

主な職務内容としましては、給食食材の調達関係、学校給食費会計の事務、施設全般の管理を主に業務として従事をいたしております。

次に調理業務は、調理員7名が従事をいたしております。内2名が町職員、残り5名が嘱託職員となっております。各学校への配送業務につきましてはシルバー人材センターへ委託を行っております。

次に臨時職員の勤務時間帯ですけれども、臨時職員につきましては米飯給食時、毎週火曜、水曜、金曜並びにその月の最終木曜日を米飯給食として実施いたしておりますが、その米飯給食時に午前8時、これは通常の町職員、嘱託職員と同じ始業時間ではありますが、8時から12時までの時間帯、いわゆる米飯給食の調理時間帯に臨時職員1名を雇用いたしております。その他臨時職員の雇用につきましては、町職員または嘱託職員の年休対応時の代替要員として雇用する場合もございます。

次にアレルギー対応者が増加した場合の対策についてでございますけど、現在町内6校に就学する児童生徒につきまして、アレルギー症状を有する児童生徒がございます。当給食センターにおきましては個別のアレルギー対応食というのは実施をいたしておりません。各当該児童の家庭に詳細献立表を配布をいたしまして、食材食品毎に当該児童が除去すべき品目が分かるように各家庭に毎月配布をいたしております。それを基に各家庭並びに学校の養護教諭、当該児童の担任が連携してアレルギー対策を行っているのが現状でございます。

現在、比率でいきますと、全校児童の約5%が何らかのアレルギー症状を有しております。クラスに1名居るか居ないかぐらいの数ではありますけれども、今後いろんな食生活、食文化の変化でアレルギー体質の児童生徒が増えることが予想されますけれども、現時点で、担任が対象となる児童を看視するのが多くても1名から2名ということで、家庭とも連携しながら対策が講じられておりますけれども、この対象の児童数が増加することによって担任1人では到底手が回らない状況も考えられます。あるいは確認が十分に出来ないという事態に陥る可能性もありますが、現時点にお

いてはまだそれらの資料配布で十分対応ができておりますので、今後対象となるアレルギー体質の児童の数の推移も十分見極めながら、随時適切な対応をとっていく必要があるものと考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

2015 年時点での国勢調査速報値でございますが、8,301 人と国立社会保障人口問題研究所の推計値 8,267 人になっておりまして、若干上回っておりますが、この人口の中身が私は問題と思っておりますので 1 点お尋ねしますが、15 歳から 64 歳までの人口が 10 年後どのくらい現在から変動するのか、もし分かっておられたらお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（西坂孝良君）

28 年の 1 月 31 日現在の住民記録の人口で、15 歳から 64 歳の男女合計が 4,700 人となっております。10 年後が国立社会保障人口問題研究所のデータ、2025 年のデータになりますけれどもそれでいきますと 3,412 人という人口に減少している状況です。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

19 歳から 40 歳までの人口で、女性の方が本町にどのくらいいらっしゃるのかお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（西坂孝良君）

先ほどと同じように住民記録の 1 月 31 日現在ですけれども、808 人となっております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

こういうふうな数字を今教えていただきましたけど、やはり働く人が減ってくれば、税収も減ってくることはあると思うんです。人口が町内で増えていく目標がなかなか出来ないというのは、女性の方の数も当然成形がされると思うんですよね。そういうことで、将来を予測した財政運営につ

いて町長はどのような構想をお持ちなのか、まず1点お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは非常に難かしゅうございます。直近の予想というのはなかなか難しいんですけども、交付税を算定するのに、例えば今8,000人が4,000人に減った時にどの位交付税が減るだろうという試算はしたことはあるんですけども、交付税そのものは大きく減らないですよ。

日本の経済が景気かどうかによって左右されますが、財源的には確かに減ってきます。減ってきますけれども、さっきも言いました選択と集中ではないですが、いろんな維持管理ができなくなりますので、ある程度建設事業あたりはなくなると思います。できないと思います。そこら辺を削るとか、極端な話がある程度住民の方に出来るものはやっていただくという方法に切替えていかないとならないと思います。

算定はいたしておりませんが厳しいことは実感しておりますので、どうすれば良いのかは、まだまだこれから検討していかなければならないと思っております。確かに今おっしゃった19歳から40歳までの女性が減るのが一番人口減の原因ですので、ここはしっかり働く場所辺りを確保しながら、あるいは福祉政策あたりを充実しながらやっていくのが一番かなと思っております。

答弁にならないかと思いますが、以上でございます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

学校関係の耐震化は終わっておりますけども、社会体育施設や教育センター分室の耐震化はどのように考えておられるかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはほとんどの施設が防衛施設事業でやっておりますので、今、防衛整備局の方に職員が出向きまして、その維持管理、耐震あたりが出来ないかご相談をしているところであります。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

彼杵児童体育館の耐震化をもし実施するとなると、工事費は大体どの位必要になってくると思われますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。



○教育次長（岡木徳人君）

彼杵児童体育館につきましては、いわゆる縦方向ですね、体育館の玄関から奥側に向かった方向での地震力に対して耐震化が満足していないという診断結果が出ております。そこをカバーする対策工事につきましては実施計画を終えておりますけども、数千万規模のお金が必要になります。実施につきましては公共工事入札に附するべき事案でありますので、金額の詳細につきましては差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

図書室が今教育センター分室の方にありますよね。以前から考えを持っておりまして、最初の方は却下されてたんですが、総合会館の中庭が空いていますよね。今駐車場になっていますよね。ホールと事務室の渡り廊下を通して、そこの方に移転して、補修じゃなくて、もし補助金適正化法か何かをクリアできれば、そういう形の方向に持っていくことは出来ないかどうか町長にお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かに中庭が空いておりますが、しかし今度は中庭の駐車場が減るわけです。中庭というのは文化ホールの横ですか、2 階式にということですか。そういう考え方になれば別ですが、そうなりますと 1 億、2 億の金がかかりますので、そうすることよりも今ある施設を使っているような工夫をしていかないと、新たに造ることはまず無理かと思っております。建物あたりはあまり造るよりも、今あるものを使うのが一番生き延びる策だと思います。理想的には素晴らしい図書館を造った方が良いでしょうが、私は今から先は今ある施設を改良して使ったほうが一番ベストだと思っております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

今ある建物もかなり補修が必要になってくると思うんですよ。かなり痛んでおりますので、今のうちの町の財政状況ではちょっと厳しいかと思っておりますが、将来構想として私はそう考えておりました。

もう 1 点お尋ねいたしますが、建設課の方でございますが、27 年度の町単独事業の工事概算で、今までの積み残しと合わせてどの位残っているのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはヒアリングと言いまして、地元の方から要望が上がってきます。この額が道路の改良拡幅から舗装補修とか路肩改良とかガードレールの設置とかいろいろな要望が上がってきますけれども、27 年度は 27 件が完了しています。要望件数は 215 件ございます。この 215 件の概算工事費が 11

億 2500 万円位ありますので、今回 27 年度の予算で実施をしたのは後程課長の方から説明させますけど、非常に 1 事業あたりが高いですので、今お願いしているのは地域の方で公共工事をやって貰う、道路工事をやって貰う。勿論 1、2 級の町道はできませんけれども、その他町道につきましては地元施工で材料支給で行うような考え方でやっております。中身につきましては課長から答弁させます。建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（下野慶計君）

補足いたします。平成 27 年度は 27 か所ほど現在まで終わっておりますが、執行率は約 50%でございます。なかなか遅れておまして地区の方にご迷惑をおかけしてはおりますが、全体では先ほど町長からありましたように約 11 億円の概算工事費を見込んでおります。以上です。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

そういうことで町単独事業もかなりお金がかかりますし、町道につきましても水道管を布設した後に道路が沈下したところも補修が今後必要となってきますよね。この辺についてはそれも地元施工を考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

沈下等につきましては地元施工では出来ませんので、アスファルト舗装で行いますので、それは町の方で行います。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

道路につきましてもかなりの東彼杵町は延長をもっておりますので、今から維持費に対してもかなりお金が嵩むと思うんですよね。もう 1 点お尋ねをしますが、今度の新幹線の工事で道路が傷んだという箇所はないのかお尋ねをします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（下野慶計君）

新幹線の運搬等で町道があちこち傷んでおります。その都度補修はお願いしておりますが、新幹線側としましては最終的に撤退する時にはきれいにして戻しますよという話でありますけれども、逐次補修をお願いしている状況でございます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

よく分かりました。公共施設等につきましては以上で留め置きたいと思います、時間の都合で。次に寒波でお尋ねいたしますが、役場の断水をいたしましたよね。漏水の原因はなんだったんでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは本当に単純なことなんですけど、4階建てになりますと上の方に塔屋のタンクがあります。タンクから配管をするわけですが、それが露出していて、私の見た限りでは非常に肉厚の薄い貧弱なパイプで割れて当り前のパイプでありまして、そこが割れまして、すぐに材料がなくて2日間断水になって本来あれはもう少し保護をすればかすべきものだったと思います。塔屋のポンプをする時に気付いておけば良かったんですが、非常に町民の皆様にもご迷惑をおかけしたと思っております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

寒波襲来の天気予報に基づく住民の方への周知はオフトークのみだったんですか。街宣車といますか、はまわされたのかお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは後でも反省をいたしましたけれども、オフトークだけでございます。いわゆる街宣といますか、それはやっておりません。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

オフトークの加入率もかなり低いものですら、なかなか周知が出来ないということで、今後の参考までに他所の市内もやっているように広報活動で対策をとっていただくようお願いをいたします。

もう1点、1月25日、月曜日に出勤できなかった職員さんがいらっしやっただのかどうか、雪のために。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長

○総務課長（森隆志君）

警報が出たのは24日、日曜日、丸一日でした。翌日、月曜日はほとんど朝から公共交通機関はストップしておりまして、車両もチェーンを巻かないと出来ないという状況で、その日に休んだ者が、丸一日休みの届を出した者が8人、5時間以内の時間で休んだ者が6人です。14人が質問の対象職員であると思います。町内外を調べましたら、1日休んだ者が8人全部町外、時間単位で休んだ者が6人、それは町内ですね。職員構成からすると約16%ぐらいが休んだという対応でありました。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

大雪も災害と捉えた場合、役場が一番住民の方が頼りにする所でございますので、やはりこういうのを想定しながら職員の方も、この前区長さんからも意見が出たんですけど、町内在住が望ましいのではないかと。もしそれがどうしてもできない方もいらっしゃいますよね、婚姻とか何とかで。その場合は、チェーン位は危機管理として自分で準備をしておく。これも何十年に一遍か分かりませんが、今の天気の関係は予想外というのはもう当てはまらないような状況になってきているんですよ。この辺については町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、議員がおっしゃるように私も職員に言いまして、正に災害だったんです。だからすぐ災害対策本部を作りまして対応をしています。通常の台風とか雨とか地震とかは意識があるんですが、大雪は上空1,500mでマイナス15℃ですかね、非常に厳しいあれですから災害なんですよ。だから災害対策本部を作れと言うことで対応しました。チェーンを持つというのは当然当たり前です。職員ですので、いざそういう事態が発生した場合は駆けつけないといけないので、それは当然のことで、チェーンは持っていないと思います。九州地区は特に大雪がないものですが、今からは議員がおっしゃるようにチェーンあたりの準備をして、常にどんな場合でも職員は登庁できるように、そういう体制を作って行きたいと思います。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

今度は、天気予報により今回水道管が凍結した地域はかなり上の方にある集落なんですけど、今後は水道を少量づつ出し続けて凍結を防ぐ方法というのは考えられないのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私は今議員がおっしゃるように、今回は少量出しまして全く凍結してなかったんですけど、そういう方法があります。多分水道課に言えば無駄遣いになるから言ったらいけないと厳しく言われま

すけども、実際少し開けた位ではメーター器も上がりませんので、是非その辺は研究していけば少量の水でスタスタと出るくらいで凍りません。ですから研究しながら進めて行こうと思っております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

そういうことで1時間の漏水量というのを実験的に計算はできますよね、どのくらい流して流量が回るか。もしそういう天気予報が出た時には同僚議員もおっしゃったようにタイムラインは前もって分かるんですから、例えば公用車の雪道の対応何かも滅多にないですが、チェーン等を装着できるよう対応していただきたいと思います。

次に給食センターに移らせていただきますけど、町長に先ずお尋ねしますが、町立学校給食共同調理場の設置に関する条例第3条に、給食センターに必要な職員を置くとなっておりますが、この職員というのをどう捉えておられるのか、直営ですか、お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

職員ですので、職員は嘱託職員も一般職員も臨時職員の方も入りますので、総体的に捉えていきたいと思います。確かに財政厳しい中がございますけれども、アベノミクスは正規職員で充当するようになっておりますが、なかなか厳しいですので、去年は2名採用したわけですが1名が残念ながらどうしても退職ということで、今正規職員が1名になってしまいました。再任用が1名でございますので、できるものなら正規職員で充たしたいんですけども、財政状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

当初、渡邊町長がなられる前には多分民間委託ということで任用替え、ほとんど給食センターにいらっしゃる方が本庁に来られましたですよ。そういう方針の下でたぶんこうなってしまったのかなと、その時は私も民間で良いではないかと思っておりましたが、今後直営というのを考えていただきたいと思いますが。それから夏休みの嘱託職員の出勤数というのが分かりますか。教育長。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

夏休みにつきましては、学校も長期休業中でありますので、雇用条件の中に夏休み期間中10日の勤務ということで明記いたした上で雇用いたしています。当然月額報酬もその分は下げて契約と

いうことで行っております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

そしたら、7 月分と 8 月分の給料は何%ぐらいカットされているんですか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

7 月分が通常月額額の 80%、8 月が 40%の支給ということにいたしております。以上です。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

囑託に来られる方も今の経済状況から見て、本当は今安倍政権も打ち出しておりますように、同じ金額で仕事をしてもらったら良いんですが、私が申し上げますのは、夏休みに食器の消毒とかいろいろ器具の調整とかされますよね。今町長がおっしゃられたように、職員の再任用の方は多分 3 月で終わりでしょう。だから 1 人と調理師さんだけになりますので、その辺の対策については教育委員会としてはどう考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

ご指摘のとおり夏休みにつきましては実質 10 日の勤務ということで雇用いたしております。食器等につきましては、使用後そのまま消毒保管機に洗浄して保管をいたしますので、特に夏休みで出して、また再度洗うということはいたしておりません。夏休みにつきましては、通常行えないような調理場の清掃、外庭の掃除、県の学校給食会主催の研修会への囑託職員を含めた職員の派遣、そういった研修機会を主に利用いたしております。現時点では囑託職員の雇用については今後もそのようなところで考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

分かりました。それでは花粉症が最近引き金となって、生の果物等花粉と似た原因物質を含む食

品にもアレルギー症状が出るということが新聞にも載っておりましたですね。今後、もやし等一部の食品でも重症化することもあると新聞に書いてありましたけれども、教育長は給食も食育だから教育の一環とおっしゃられておりますので、もしこういう今の社会の状況からすれば子供の数もここに統計がありますよね、少ないです。60人、生まれた方が。小学校で1学年で60人か70人位しかいらっしゃいません。アレルギーも対応するんだということになれば、他の町、市がやっているように食器の色を変える等の対応というか、そういう配慮をして今後取り組むことはできないのかお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

アレルギーの疾病を持つ対象児童生徒についての対応で個別給食という可能性についてのご質問だと思いますけれども、単に食器を変えるだけに留まらず、原因となる食物自体が調理自体に入らないように全く調理器具から別に調理をする必要がございます。そこには複数名の調理員を配置し、専属に調理をさせ、議員がご指摘のように全く別の容器に入れて当該学校へ配送という対応が必要になってくると思います。県下ではそのようにやっている共同調理場もありますけれども、現実的に当給食センターで対応するのは現時点では非常に困難、不可能であると考えています。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

今のところ必要はありませんが、今後は原因物質を避けるのが対策の基本ではありますが、それには正確な診断が必要であります。花粉とか食物アレルギーは本人が自分のリスクに気づいていないことが問題だと指摘されておりますので、今幼児教育の中からアレルギーがある子どももずっと情報がありますので、そういうのも提供していただけたらと思います。今後は注意深く見て、弁当を今持ってきておられると思うんですが、学校教育の一環として私は食育の中に給食も含めていただきたいと思いますので、以上で私の質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

以上で、3番議員、岡田伊一郎君の質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩します。再開を13時30分より行います。

暫時休憩（午後 0時31分）

再 開（午後 1時31分）

○議長（後城一雄君）

それでは休憩前に戻り会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を続けます。

次に9番議員、大石俊郎君の質問を許します。

#### ○9番（大石俊郎君）

今回は道の駅の管理運営、建物賃貸借契約書及び株式会社彼杵の荘、平成26年度決算報告書を中心に質問をさせていただきます。

我が町に道の駅がスタートしたのは平成14年7月26日のことでありました。今から約13年と7か月前のことです。その間関係者の努力により道の駅を訪れる人は年間約100万人とも言われ、我が町にとって一番活況を呈しているところとなっています。また今年1月28日の長崎新聞の記事によりますと、国土交通省の新たな地域活性化の取り組みとして、国が後押しする重点道の駅に彼杵の荘が選定され、施設整備や運営面で手厚い支援が受けられるようになったことは町民みんなの喜びとするところでもあります。そこで道の駅に関連した質問を5点させていただきます。先ず第1点、道の駅建物賃貸借契約書、物産店舗の方であります、の賃貸借期間が来年の3月31日をもって契約満了を迎えます。この公募について町長はどのように考えておられるのか。考えておられるとすれば、その公募開始時期はいつ頃になるのかをお伺いいたします。

第2点は、株式会社彼杵の荘は町当局以外何名の株主がおられるのでしょうか。また株主総会には町を代表してほぼ3年間どなたが出席されたのか、年度毎お伺いいたします。

3点目、契約書第8条6項に道の駅運営協議会とありますが、この協議会の委員構成はどのようになっているのでしょうか。この約13年と7か月間、委員の見直しはなされておりましたか、その間道の駅運営協議会の開催された実績とその提言内容等についてお伺いをいたします。

4点目、現行の建物賃貸借契約書を白紙に戻して全面的に見直されるお考えはありませんか。見直されるお考えがあるとすれば、どのようにして見直されようとしておられるのか、町長のお考えをお聞かせください。

5点目は株主総会の際、株式会社彼杵の荘の決算報告書が配布されていると思いますが、その決算報告書を閲覧したいと希望しておられる町民の方々がおられます。その決算報告書を町民の方々が閲覧できるかどうかをお伺いいたします。また、平成26年度決算報告書の内容について質問された事項についてお伺いします。以上、登壇での質問を終わります。

#### ○議長（後城一雄君）

町長。

#### ○町長（渡邊悟君）

大石議員の質問に対してお答えします。まず1点目でございますけれども、来年の3月31日をもって貸付け満了になります。しかし、これは午前中も申し上げましたとおり、賃貸借契約書の第3条によりまして、株式会社彼杵の荘が今後どうしたいのか、その申し入れによって公募ができるかできないか。続けていかない、止めるよと株式会社彼杵の荘がお止めになられれば、これは公募可能でございます。

次に、町があえて今の法律では株の方にもう更新をしないよと言うことができます。できますけれども、これは株式会社彼杵の荘が正統な理由がないと拒否することができます、更新拒絶ができます。それは何かと言いますと、今まで株式会社彼杵の荘が13年7か月の間一生懸命努力をされて町の一番活況を開くようなところになりました。そういう営業権と言いますか、ブランドと言い



ますかそういうものがございます。そうしますと出て行くからにはその補償をしなければできません。それまでして町がその株の彼杵の荘を止めていただくことができるのかどうなのか、そこが問題ですね。

次に2点目の何名株主がおられるんですかの質問ですけども、これは何名かということは存じておりません。

それから3点目の道の駅運営協議会、これにつきましては14年のオープン後、連続して3回ぐらい開催をいたしております。それは出品者のいろいろな遵守事項とか商品の出品対策といいますか売れるような店づくりが必要でございますので、そういうものとか、あるいは看板、そういうことの話し合いをしております。そして、最近ですけれども平成25年10月には運営協議会を開いて、また新たな道の駅を作りたいという考えがありまして公募をしました。しかし、公募をやりましたけれどもどなたも応募していただけませんでした。

また、構成メンバーですけれども、東彼杵町から2名、町議会から1名、町商工会から1名、県中央農業協同組合から1名、大村湾漁業協同組合から1名、株式会社彼杵の荘から1名ということで協議会の構成になっております。その中の提言等については特に記録等は残っておりませんが、先ほど言ったぐらいが一番あれかなと考えております。

それから4点目の現行の建物賃貸借契約書を白紙に戻して全面的にという話ですけれども、これは白紙に戻せません。現に今契約しているわけでございますので、先ほど申しましたとおり白紙ということは株式会社彼杵の荘がもうやらないということになれば白紙になるんでしょうけれども、そうならない場合はとても白紙には戻せません。

5点目の株主総会の決算報告書が配布されていると思うかということでございますけれども、これは、閲覧は町の方としてはできません。株式会社彼杵の荘に行かれて閲覧をされたいかがでしょうか。町民の方が熱心に見たいということでおっしゃっておられれば、株式会社彼杵の荘に行かれて決算書を見せて欲しいとお願いされれば出来るかも知れませんので是非お願いしたいと思っております。それから平成26年度決算報告書の内容について質問された事項についてでございますけれども、質問はいたしておりません。登壇での説明は以上で終わります。

#### ○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

#### ○9番（大石俊郎君）

まず第1点目の公募については正当な理由がないと、次のあれができないとこういう答弁でございました。これは第3条の但し書きということでございましたけれども、もう一度認識を新たにするために第3条を読んでみましょう。契約期間・第3条、賃貸物件の賃貸借期間は平成14年7月26日から平成29年3月31日までとする。次の項目だと思っただけですね、ただし乙、乙というのは株式会社彼杵の荘です。株式会社彼杵の荘は、期間の更新をしようとする時は期間の満了3か月前までに書面をもって東彼杵町へ更新の申請をしなければならない、と謳われております。この条文でありますけれども、第3条の条文は株式会社彼杵の荘が期間満了3か月前までに申し出られないと、次にもし、もう止めたよと、株式会社彼杵の荘がもう次はしませんよと、例えば完了前の1か月前とか、極端に言うと1週間前とかにしないよと言われたら、次期運営される方の公募のための準備期間と解釈するのが私は正しい見解と思っております。

またこの条文をですね、私が知ってる埼玉県在住の公認会計士の方に送って見ていただきましたが、この条文からはとてもとても株式会社彼杵の荘の方が次は自動更新したいと出てもそれはできないと、法律上この条文からはという解釈でございます。これ一番重要な点でありますのでしつこいようですけれども、再度私の申し出ました解釈と町長の今言われたことと、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

午前中申し上げましたとおり、この賃貸借契約というのは民法という法律に基づきまして契約いたしております。そしてその民法の特別法というんですけれども、それを上回るいろんな取り決めがある法律が借地借家法という法律があります。これはどちらが先かよく分かりません。民法が先かなと思いますけど、非常に借りた人、借りた人が非常に不利益を受けると、例えば一生懸命営業をやって儲かってやっているのに、もう明日から止めてくれと、期限だからという方法が仮にとられたとしますと、非常に不利益になります。だからその不利益を保護するために借地借家法というのができました。それが民法の上に乗っかっているのです。ですから3条の3か月前に、仮にこのままでは更新できないと言われますけれども、それはそういう判断もあるかもしれませんが、背景には借地借家法というのがございまして、そういうことがならないようになっているわけでありまして。あらかじめ向こうが止めると言われればそれはそれでいいんですけれども、早目に言ってほしいんです。3か月前というのは早目にしてほしい。3か月前に言っていただければ3か月間で公募ができますのでそれは当然です。しかし今の法律でいきますと、仮に更新をしたいということで株式会社彼杵の荘の方がおっしゃったとします。そうしますとその正当な事由というのが必要なんです。

それはどういうことが考えられるといいまして、まず中心的な考え方ですけれども、建物を必要とする事情ですね。具体的に申し上げますと、建物賃貸借に関する従前の経過、今までの経過がどうだったのかということです。それから建物の利用状況とか建物の現況、多分これは耐用年数がきてどうも使えないとかいう判断もあるかと思いますが、今現在の建物の利用状況とか、その現況がどうなのかの判断。それから建物のいわゆる賃貸人の役場が、明け渡しの条件として、もう止めてくれませんか、出て行ってくれませんかという条件の引き替えに立ち退き料的なもの、営業権とか暖簾代といいますけれども、そういう今までの積み上げの成果、目に見えない部分があるんですけども、これをいくら評価するかですけれども、それをお支払いして、とりあえず立ち退いてもらえませんかという方法ができる訳です。だからそういう提示をしても、なおかつその借地借家法によりまして、更新の拒絶をされた場合はこちらは裁判しても役場側は多分無理だろうと、負けるだろうと思っております。したがって今この状態では株式会社彼杵の荘の対応いかんによって、ことは変わってくるかなと考えております。以上です。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

今、町長の言われた民法の特別法、借地借家法はこれは本当にもう少し法律を調べてみないと

んとも言えませんが、町長の言われたことであれば正当性があるのかなという感じはしますけれども。これが平成 14 年にできた時に町長が今答弁されたことが想定してこの条文を作られたのかなと。という、この 3 条がそうすると、こういう条文、平成 29 年 3 月 31 日までとする期限設定というのは、ちょっと無意味だったのかなと、今の町長の答弁からすると。そういう借地借家法というのがあれば借りた人は、株式会社彼杵の荘は言わない限りこの期限 15 年というのは無意味をなすのかなという私は素朴な疑問を持っておりますけれども、その点町長いかがでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、私も 40 年役場におりまして、その当時のあれを振り返ってみますとやっぱり借地借家法で契約したというのはあまりなかったかなと思います、その当時はですね。ほとんどいわゆる賃貸借ということで民法の規定によつての契約がほとんどだったと思います。ですからその当時の町長がどういう意向で、大家と店子といいますけれど、いわゆる貸す人と借りる人との関係、そこら辺の関係があったのかどうなのか、その辺があったとすれば当然これは期限を、どっち道期限は入れなければならない、無意味ではないと思います。入れないとどうにもなりませんから。いつまで貸すのかというのははっきり表示すべきですから。

どちらかといえば民法というのは個々の自由な意見で契約できるわけですから。どんな条件をつけるとかできるんです。ただ借地借家法が目指すところは借主の保護のためというのが非常に重点的に法がなっておりますので、そこで一番問題が引かかってくる。だからどうすることも、株の対応如何によって変わるのかなというのが午前中から再三申し上げているとおりでございます。以上であります。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

昨年 7 月 14 日の新人議員研修の際、担当して教えていただいた森総務課長に、この道の駅の更新について私が質問いたしました。その際、森総務課長は即答することはできないということで一時席を中断され、しばらくしてから上司と相談調整された後、自動更新すると回答をいただきました。これが、今町長が言われたそういった借地法に絡んでくるのかなと思っておりますけれども。

次いで自動更新の理由を質問いたしましたところ、現在勤務している従業員の失業防止のためというふうに回答いただきました。これどうなのか、森総務課長にそう言われたかどうか回答をお願いいたします。覚えておられるかどうかです。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私はそういう総務課長に指示をいたしておりませんし、分かりませんので総務課長に確認をいたします。総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

私はその言葉を言ったかどうかは定かではございません。ただ同義的な見解を申した記憶はあるかと思えますけども、そういう理由をもって自動更新ということを申し述べた記憶はございません。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

これは議事録をとっている訳ではありませんから、言った言わなかったの類になりますから、これで質問を終わって次の質問に移らせていただきます。2 番目の質問で、株主の方が何名おられるのかの質問で、これは分からないということで結構なんですけれども、町を代表して株主総会に3 年間どなたが出席されたのか年度毎という質問に対して答えておられないのでよろしく願います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

大変すみません。これは決算年度でいきますと、平成 24 年度の決算につきましては小山田副町長が出席いたしております。25 年度と 26 年度は私が出席をいたしております。すみませんでした。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

次に、道の駅運営協議会について質問させていただきます。この運営協議会、オープン後 3 回実施されたということ、それから平成 25 年度にも新たな道の駅ということでその議題でされたということなんですけれども、これはいいんですけれども、議事録がない、記録がないと言われましたですよね。やはりこういう運営協議会というのは、きちっと議事録をとっておくことが大事なのかなと思いますけれど、これからも議事録をとられないのか、あるいは議事録を、いやこれはやっぱり具合悪いなと、しっかり議事録をとっていかうとされるのか、この点を町長にお伺いいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、やっぱり議事録とまでもいなくても会議録ですか、そういうものをですね、当然やっぱり準備して執るべきだと思っております。そうすることが町民の皆さんに対する説明責任だと思っておりますので、是非今後は会議録あたりをするべきだと思います。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

この道の駅運営協議会がオープン後 3 回、平成 25 年度に 1 回、やはりこういう運営協議会委員がある訳ですから、最低でも年 1 回は開催をしていろんな問題点はないかしないと、やはり運営協議会をずっと開かないとこの道の駅運営協議会があること自体が、職員の方も、道の駅株式会社彼杵の荘の方も忘れてしまうんじゃないかなというふうに思います。この点町長のご見解を伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほど議員もおっしゃいましたとおり、今回、国土交通省の重点道の駅に指定をされました。そうなりますとこの運営協議会たるものを設置をして住民の皆さんのご意見を聞くとか、いろんな方策をとっていかなければなりませんので、必然的に協議会をおくことになるかと思えます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

次は現行の建物賃貸借契約書を白紙に戻して、全面的に見直されるお考えはないのかということで、これは戻せないというご回答でありました。そうしますと、もうこれは株式会社彼杵の荘の代表者が、もうこの道の駅を返しますよ、他の方に譲りますよと言わない限り、未来永劫続いていくことになる訳ですよ。未来永劫、それで本当にいいのか。今の現行の管理運営のやり方では、道の駅から得られる富、富の恩恵が一企業主、一部の方に集中しているように私は思えてならないんですよ。道の駅からもたらされる富の恩恵が、町民の方々の津々浦々まで行き渡ることを最大の狙いとして、この更新の時期、先ほどの民法の問題がありますけれど、この更新時期の機会に、現行のやり方を抜本的に見直す必要があると私は思っております。再度しつこいようですけれど、そういった観点から町民の財産というその観点から再度お答えをお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かに町税をかけておりますので、町の財産でございます。しかし、一企業にお金が集まっているということでございますけれども、これは町民皆様に広く公募をして、誰かやってくれませんかということをお願いをして、それで選ばれた方が当然利益があつて然るべきです。しかし、その方は彼杵の荘で1人でこう言われますけど、従業員もいらっしゃいますし、雇用もありますので、それはそれとして立派な商店でございます。そしてまた 300 名にのぼる出品者の方がいらっしゃいます。老人の方からいろんな職種の方がいらっしゃいますけども、町内の方でも商店の方が道の駅に出している方がいらっしゃいます。その方は、年間何千万という売り上げが道の駅でされておられます。ですから、そういう一極だけではなくて、広く全員の町民に富をとというのは不可能でございます。

したがいまして、そういう希望がある方はどしどし道の駅を利用していただいて、いろんな販売等していただければ良い訳でございます。そこが一番問題でございまして、拡張しても商品がないということにならないようにいろんな今施策をして、ハウスの補助あたりを加えながら露地物だけではなくて、ハウス物あたりも作っていただけるような施策をしておりますけれども、なかなか住民の方も対応というかできておりません。

そういった点でいけば、1 人に集中して儲かっているとかいう話は私は論外であると思っております。それは当然公募した訳ですから、それはあつて然るべきだと思いますので、未来永劫続ける

話ではございません。これは当然、今回、更改契約はしないとイケないですね、仮に拒絶された場合に。そこでどういう取り組みができるかという訳でございますけど、その時には是非、私は借地借家法に基づく契約をお願いしたいと思っております。そうすることによって、次回はもうそういうオープンにできるように努力したいと考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

確かに、平成 14 年の時に公募をして、今株式会社彼杵の荘さんが 15 年という契約をされました。したがって平成 29 年 3 月までは動かし難い事実だと思います。しかし、町長のお考え方はよく分かりました。

次の質問に移ります、5 点目の質問です。株主総会の際、株式会社彼杵の荘の決算書が配布されていると思いますが、希望しておられる町民の方々が閲覧できるのかどうか、こういう話です。町長のご回答は、これは株式会社彼杵の荘が出していること、だから町としてはそういうことは公開できない、閲覧できないというご回答でありました。そうしますと 3 年間の株主総会の出席者、ここ 2 年間は町長でございます。その前が小山田前副町長でございました。そうしますとこの決算報告書、町が株主、町民が株主にあるにも関わらず、この決算報告書を閲覧できるのは町長か町長の指名する者だけと、こういう形になりますね。

これは町長の範疇ではないんですけれども、ここに会社法というのがございます。ちょっと会社法を読ませていただきます。この会社法 440 条、先ほど同僚議員も言っていましたけれども、株式会社は法務省令で定めるところにより「定時株主総会の終結後、遅滞なく貸借対照表を公告しなければならない」と謳ってあります。中身が偽りの中身としたら刑法に処せられますけれども、遅れたことだけでも、ここに 4 つぐらい並んでおりますけれども、「100 万円以下の過料に処する」と謳っている訳です。いっぱいあるんですが、これは山口県下関市、道の駅きくがわの報告書です。それからこれは千葉県富山の道の駅の収支決算報告書、損益計算書です。全部ほとんどインターネットで公開している訳ですよ。株式会社彼杵の荘は公開していない。やはりこういうことを株主総会に行ききちっとアドバイスをします。これは、ただ株主総会に出て来賓で挨拶して終わりではないと思います。やはりこういったことを、しっかり過去のこういうやつを見て、どこに問題点はないか町民を代表して行かれる訳ですから、しっかり見ていただきたいなと思っている訳でございます。その点もう一度お伺いします。これでも町民の方はやはり閲覧する方法はないんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

会社法に基づくものは、株式会社彼杵の荘が会社法に基づいて当然公開されるからどうか判断される訳ですよ。町の文章というのは、他にも法人の方がいっぱいいらっしゃいます。それを言われたからといって町民の方に見せたら、東彼杵町情報公開条例というのがございます。その中の公開しないことができる公文書ということがありまして、その中に法人その他団体のやつはダメですよとなっているんですよ。町長の権限で見せる訳にはいきません。だからそれは見せられませんと

いうことで条例に決まっている訳ですからどうしようもありません。

ですから、それはおっしゃった道の駅は何かの根拠に基づいて、第3セクター方式か何か知りませんが、そういう第3セクター方式でやっているところは、第3セクターとして情報公開しているかも知れません。それは別にその大企業だって全部やっている訳ですよ、やっている訳です。だからそういう株式会社彼杵の荘であってもそういう義務はあると思います。しかしそれは聞いた話ですけど、罰則規定とかはないのかなというのはちょっと聞いておりますけれど詳しくは知りません。ですから、後は道の駅にそういうオープンにしてくださいというのが一番良いかなと思っております。

で、私が質問しないのは、何も問題と思っていないものですから見せてくれということはない訳でございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

町が公開できないのは十分理解している訳ですよ。株主総会に町民を代表して行かれる訳ですから、そういった規則をもし分かっておられるのであれば、今後株主総会に出られる時は、公告すべきではないのかということ提言して欲しいなと言っている訳でございます。

次にいきますね。この決算報告書を見てですよ、質問にしたこともないと言われましたけども、私の方から紹介させていただきますね。まず、この決算報告書を見て、ここに交際費約150万円計上してございます。この150万円について私は素朴な感想ですよ、ちょっと多いのかなと思っている訳です。町長はどうなんでしょう、町長の感想です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

感想とはいきませんが、役場の予算が50億円、私の交際費が60万円です。それでやっています。それが多いのか少ないのか分かりませんが、それは民間ならば当然いろんな営業があるでしょうから、みていい訳ですから。制限が200万円以内とか50万円以下じゃダメじゃないんですよ。それは会社が考えることであって、私がどうのこうのというのは全くありませんので、どうぞ何百万でも使っていただいて、東彼杵町のためにどんどん稼いでもらって税金を納めて貰えれば一番良いかなと思っております。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

交際費ですね、町長の感想どおりだと思います。しかしながら二つほど調べたやつ、下関にある道の駅きくがわの交際費0です。それから千葉県富山の道の駅約48万円です。それに比べると金額に開きがあるのかなと、これは紹介程度で終わらしましょう。

次にいきましょう。減価償却費について先ほど同僚議員も質問しましたが、減価償却費の根拠となるのは固定資産台帳ですね。減価償却費1000万円をどうなっているのかなと、私が知る限りでは株式会社彼杵の荘の車、あれは彼杵の荘のものです。3台あります。配達用の車3台。

あれを除いて建物で使用されているほとんどの備品。

これは平成14年から平成24年ぐらいまでに貸し付けて、それで終わっているんですね。あとは株式会社彼杵の荘のものになっております。この中にあるのは結構大きいんですよ、レジスターとかパソコンとかが417万円、冷凍麺釜とか電磁調理器、ガスフライヤー、オープンショーケースの冷凍とか冷蔵とかあるやつがあって、いろんな陳列棚とか入ると約669万円ぐらい。最初投入されているんですよ、税金が。その内半分が町が助成して、あとの半分以上を株式会社彼杵の荘が月額27,900円返している訳です。このようにして、中で使っているのはその程度なんですよ、その程度、僕が言っているのは。

そうしますとこの1000万円というのは、減価償却が5年間とすれば、備品は5000万円程度になります。減価償却期間が10年となれば、備品費は約1億円になっちゃうんですね。こんな高額な備品が彼杵の荘の物産館の方だけです、食堂棟は後の話ですからね、まだ出来ていませんでしたから。こんな高額な備品が本当にあるのかなという素朴な感想を私は持っている訳です。減価償却が1000万円というのが、数字がととてもとても異常、異常な数字かなとこれ素朴な感想です。これについて、また町長のお考えをお聞かせください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

26年度ですかね、それは。それは閲覧できないなら、それを見せてもらえればいいですね町民の方は。それはどこから仕入れられたのですか。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

ある方からです。どこから貰ったとか言えません、これは定時第14期株主総会、平成27年6月10日、ある方から頂きました。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは増築あたりをしたですよ、増築を。道の駅の増築をしましたね。物産売場を広げたでしょう。工事をされて、工事は町がします。中に入っている冷凍ケースとかエアコンとか全部買わなくちゃいけないんですよ。それは何百万円とかなりですよ、減価償却は。だから中身はよく分かりませんよ。多分私は判断すれば、増築をしましたからショーケースとかエアコンとかいろんなこと、食堂棟もしましたので食堂棟の、例えば器具とかも買われているのではないですか、同じ会社ですから。いやいや分かりませんよ、見ていませんから内容は。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

今町長1つだけ言われたのは、まだ食堂棟はできていなかったんですよ、27年度は。これだけちょっと訂正しとってください。新しく備品を更新したとしましょう。これも約1000万円程度な



んですよ。だからこれを1年間で減価償却することはありません。先ほど言ったように5年、10年かけて減価償却するんです。だから減価償却するためには先ほど言いましたよね、1000万円、5年間でやると5000万円ぐらいの備品。10年で減価償却すると1億円なんです。だからとてつもない備品のセッティングをしているということなんです。ここを僕は素朴な感想を持っています。町長もこのことについて町長のご感想がどうなのかというご質問をしております。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは税理士さんがおられて、正當に経理をされておられるんでしょから、中身を見ないと分かりません。額だけ見たって分かりませんので、それは税理士もいらっしゃいますし、その不正があれば當然裁かれるでしょうし、そこら辺はもう全く分かりません。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

ちなみに、参考までに他の道の駅の減価償却費を紹介しておきましょう、この際。千葉県の富山町の減価償却費は81万円です。道の駅きくがわ、減価償却費70万円。ちょっと桁が違いますよね。このことはこれ以上質問してもしょうがないので次に行きます。

次の質問にいきます。昨年度の売上高4億5000万円ございました、26年度がですね。26年度の売上高約4億5000万円。売り上げ総利益約1億500万円あります。純利益です、純利益1億500万円。人件費は役員報酬約1300万円、従業員の給料約4200万円、賞与460万円となっています。この損益計算書を見て、人件費が売り上げ費の1億500万の中に56.8%を占めております。これはあまりにも高いかなと、私ではなくて公認会計士の方が言っておられます。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは個人の会社ですから、私はそこら辺は全く分かりません。そういう評価できません。言えることも根拠がない訳ですから、多分大変なことになりますよ。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

町長の答弁は分かりました。次にまいりましょう。この損益計算書を見てですね、監査が形式的になっていないかなという危惧している訳でございます。何故ならば1人の方が監査をやっています。1人だけです。2人大体、地区のあれなんかも2人。1人でもいいんですよ、きちっとやっていたら1人でもいいんですよ、やっておられればですね。しかし株主総会には、やはり透明性、信頼性を確保する観点からも町当局から、町長とか副町長だけではなくて議会からも、町民代表からも株主なんです。町が町民が株主なんです。代表させて決算報告書についてそういうことを説明を受け、そして公告することが株式会社彼杵の荘の信頼性に繋がって、町民の信頼性がないとやはり

うまくいかないんですよ。何をやっているのかなという感じがするんです。やはり株主総会には透明性、信頼性の向上は不可欠です。株式会社彼杵の荘は町民から信頼されてこそ益々発展していく素地ができるんじゃないかと思っておりますけれども、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは1会社のごとでございますので、私が云々言えません。それは株主法の法律、会社法で決まっておりますので、その然るべき義務がある訳ですから、ちゃんと報告されている訳ですから、町がとやかく言うあれは全くございません。1会社の問題です。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

株主総会に参加する人員ですよ、人ですよこれ。町が、町長が私も行くよ、議会からも1人、町民からも2から3人選定して行きましょう。株主総会に行くだけですから、何かご馳走してくれとか、もてなしてくれと言っている訳ではないんですから、経費もかかりません。それが何故、株式会社彼杵の荘の権限なのか、株主の特権ではないんでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

株主総会に出るのは出資法で決まっておりますから、何人も行くというのはありませんよ。たかだか東彼杵町は40株でしょうから、40株で1名となっている訳です。株主で行くわけですから。町民の方を連れて行ってはいけません。それは代表で行くべきです。問題がなければ何も言いません、総会ですから。監査をされていますので。不正があれば言いますよ。不正が見当たりませんので言う必要がないと思っております。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

今の町長の説明よく分かりました。理解しやすい答弁ありがとうございました。次の質問にいきます。昨年度の一般会計歳入歳出決算審査特別委員会が9月15日、16日にありました。課長の方々が参加されております。その時、私はまちづくり課長に質問をいたしました。株式会社彼杵の荘から株の配当金がないのはどうしてなんですかと、まちづくり課長からは赤字決算のためという答弁をいただきました。また赤字決算の主な要因は何ですかという質問に対して、将来への設備投資のためという答弁もいただきました。それで間違いはないか、まちづくり課長の答弁をお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

私の方についてはその権限がございませんので、私は回答いたしておりません。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

決算審査特別委員会というのは、議事録が残っていると思うんですけども、これはあとで言った言わなかったの類、ここで言ってもしょうがないので、時間がもったいないので次に進みます。

いろいろ質問してまいりました。最後の質問となります。道の駅には、国及び町から今まで約 4 億 4000 万円ほどの税金が投入されていると聞き及んでおります。またこの他にも道の駅には毎年約 600 万円ほどの税金が投入されて維持管理がなされております。今後も道の駅活性化のため国及び町から大きな税金が注がれていくのでしょうか。その道の駅が益々活況を呈していくことは町民は心から望んでおります。しかしながら道の駅からもたらされる富が、何回も言いますけれども一部のみに偏ることなく、この富の恩恵が町民全体に行き渡ることが最大の狙いとして抜本の見直しをされるのが町政として大事ではないのかなと思っております。

来年3月の更新時期を考えますと直ちに準備に着手しないと間に合いません。再度お聞きします。抜本の見直しに着手されるお考えがあられるかどうか。しつこいようですけども町長の見解をお聞かせください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

抜本の見直しというのはできません。先ほど申しましたとおり法律で決まっている訳ですから、私が抜本的する訳にはいきません。できれば、また交代してやるという方法は当然あるかと思えます。その方に代わって、またその方が儲ければ同じことでしょう。だからそこら辺は公募という一番大事なことを忘れてはいけません。町民の方も、皆さんそれを知っていてください。公募ですよ、1人に儲けていると言っていますけど、それは公募した訳ですから誰かしませんかと。誰もいなかったんですよ。やろうということで手を挙げてされたんですよ。その方が儲かるのは当たり前でしょう。それが抜本的改定しようというのはおかしいと思います。だからそれは替えてくれ、更新をしてくれというのは気持ちは分かりますよ。しかし法律が、最初から民法があり借地借家法があった訳ですよ。民法ではなくて借家法でした場合なら良かったかもわかりません。しかし、今となつては前町長、元町長あたりがいらっしゃって賃貸借契約している訳ですから、そこがある以上は白紙撤回には戻せませんのでどうにもなりません。ですからさっきも言いましたとおり、借地借家法により更新ができたとすれば、そこからはもう少し開かれた皆さんが望まれるような、議員がおっしゃるようなことが可能と思います。以上です。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

今町長が言われた、誰か交代すればまた次の交代された人が益を被るという答弁をされましたけ

れども、ここにある「一般財団法人丹後王国食のみやこ」の定款がありますけれども、この会社は町が直営でやっている会社でございます。誰が儲かるというはなしの道の駅形態ではございません。それから下関市にある道の駅「道の駅きくがわ」は下関市が200株、JAが100株、商工会が50株、このようにしてやっている道の駅形態もでございます。いろんな道の駅のやり方があるんです。

しかしながら、私、調べてみました。株式会社彼杵の荘みたいに、1個人1業種にやられているような道の駅の形態が、何処からも発見することが残念ながらできませんでした。だからそういうことのないように抜本的な見直しはそういった意味で私は申した訳でございます。しかし、町長のお考えはよく分かりました。

それでは時間も残り少なくなってきましたので、何度も繰り返したくないんですけれども、道の駅は国及び町から大きな財政的支援を受けております。そのような道の駅でもたらされる富が一企業主、一部の方に集中している現状を東彼杵町の方々はどのように思い、どのように感じておられるのでしょうか。道の駅からもたらされる富が町民の生活、例えば中学生までの医療費の無償、今回は小学校まで上がってきますけれども、他所の他町は中学生まで医療費を無償にしているところがあります。あるいは生活保護者家庭の児童生徒の給食費半額等の施策、これも富を町が受けることになればそういう施策もできます。また、町のインフラ整備、先ほどから上がっておりますけれど、町道の整備や水道管の更新等これから多額のお金を要してきます。そういったインフラ整備に充てることもできます。あるいは更なる道の駅発展のために、またいろいろなジャンルのお店をあの周りに作ることもできます。そういったことを町民は願っているのではないかなと私自身は思っております。町のため、町民のため道の駅の管理運営はいかにあるべきか。民法のことはありましたけれども、その民法をしっかりと研究して対策を講じる。このことを考える時は今でしょう。この機会を逃したら、またまた長い長い年月の間、見直すチャンスは訪れてきません。来年3月31日をもって更新時期を迎えるこの機会こそ町当局、議会そして町民挙げて考える絶好の時かと私は思っております。町長には強いリーダーシップを発揮していただき、今後とも道の駅発展のためご尽力をいただきたいと思っております。以上をもって私の質問を終わります、答弁はいりません。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

いろんなことをおっしゃいますけど、これは全て今まで投資したやつは議会議決をしているんですよ。町長が決めている訳ではないんですよ。議会に諮って全て決めているんですよ。それを誤解しないでください。それと道の駅彼杵の荘が非常に変わっている、ユニークだと話をされてます、確かにユニークなんです、全国でただ一つなんです、公設民営方式は、純粋な。これはもうどこにもありません。役場が介入しないんです。今は出資金にしていますけれども。日本でただ一つ公設民営は東彼杵町だけでございますので、是非誤解のないようお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（後城一雄君）

以上で9番議員、大石俊郎君の質問を終わります。

次に6番議員、立山裕次君の質問を許します。

○6番（立山裕次君）

皆さんこんにちは。登壇しての質問をさせていただきます。

1 番目に今後の婚活事業の推進計画についてということで、平成 27 年度の婚活事業として、1 月に女性の講師をお呼びして婚活の進め方や本人の自覚の持たせ方などを講演いただきました。現在少子化が大きな問題となっている中、子育て支援と同様大事な事業と考えます。今回の講演を受けて町内の各種団体との連携の方法、また平成 28 年度の婚活事業についてどのようにお考えかを伺います。

次に東彼杵プレミアム商品券の販売状況と成果についてということで、平成 27 年度政府の緊急経済対策による地方創生の交付金を使い、東彼杵プレミアム商品券が販売されました。早期に完売をされたとのことですが、販売状況と成果を伺います。1、第 2 次販売で購入された世帯数と金額はいくらだったのか。2、第 2 次販売から完売までの期間はどのくらいだったのか。3、第 1 次、第 2 次合わせて 1 世帯で購入された最高金額はいくらか。4、多子世帯については 8,000 円で 12,000 円とよりプレミアム感が多かったが、購入された世帯数と金額はいくらだったか。5、販売されたプレミアム商品券は全て品物の購入はされたのか。6、成果についてはどのようにお考えか。

次に、第 2 回東彼杵ロードレース大会の成果と今後の予定についてです。2 月 28 日に晴天の中、第 2 回東彼杵ロードレース大会が開催されました。今回の成果と今後の予定について、以下の項目をお伺いします。1、参加人数は何名か。町内町外の内訳を含めてお願いいたします。2、参加料収入の総額はいくらか。3、スポンサー収入の総額はいくらか、寄附金等を含めて。4、ボランティアスタッフは何名か。これはふるまい食とか物販関係者の方は除いてです。5、第 1 回大会のボランティアの方に今後もボランティアとして協力いただけるかのアンケートをされたと思いますが、協力しても良いとの返事は何名だったのか。6、支出の総額は。7、今回の成果を考えた上で、今後の開催予定は計画

されているのか。以上登壇しての質問です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

立山議員の質問にお答えいたします。1 点目の今後の婚活事業の推進計画についてでございます。町内への定住と産業振興を第 1 に、まずは農業や商業等の地場産業の後継者対策としての婚活を進めたいと考えております。他の市町村でも盛んに男女の出会いの場を作るとして婚活イベントが開催されておりますけれども、本町でも何回か行ってまいりました。なかなか賑わいは生まれましても成果が上がっておりません。平成 28 年度の婚活事業につきましては実績成果にこだわりまして、町内の農業や商業等の後継者 15 名程度を固定化をいたしまして、婚活のコーチング、フォローをしながら婚活コーディネートを行っていきます。本町には縁結び隊に登録された方が 3 名いらっしゃいます。平成 28 年度の婚活コーチングや婚活イベント等にも協力してもらいながら、婚活の支援をする人が増えていくことも期待をしております。前回の講演会も、縁結び隊や見合いを勧める支援をする人を増やしたいと考えての講演だったわけですが、趣旨が伝わっておらず講演会の出席者が非常に少なかったのは残念に思っております。

次に、2 点目の東彼杵プレミアム商品券の販売状況と成果についてです。今回のプレミアム商品券の実施主体は東彼商工会に行ってもらいました。町は交付金を支出をいたしまして、商工会から

の報告によると、ほとんどの加盟店で対前年比を上回ったとあり、消費の喚起に繋がったと判断をされております。また今回の加盟店の内、町外資本は1店舗のみで、利用金額の町内滞留率が近隣他町よりも高いと判断をされました。詳細につきましてはまちづくり課長の方からさせます。

次に、3点目の第2回東彼杵ロードレース大会の成果と今後の予定につきましては、教育委員会の方で答弁いただきます。登壇での説明を終わらせていただきます。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

第2回東彼杵ロードレース大会、西九州一の集団茶園を走ろうお茶畑ロードレース大会の開催にあたりましては、役場の職員の皆さん、あるいはボランティアスタッフの皆様方はもちろんですが、ご多用の中各議員さんにもご支援ご協力を賜りまして誠にありがとうございました。お陰様で天気にも恵まれ、昨年以上の成果を上げることができたように思います。ありがとうございました。立山議員のご質問の今回の成果と今後の予定につきましては教育次長よりお答え申し上げます。以上登壇しての答弁を終わらせていただきます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

町長に代わり東彼杵プレミアム商品券の販売状況について説明をいたします。まず1点目、第1次販売で購入された世帯数と金額については、6月13日から7月30日まで第1次販売を行い、709世帯、3560万2000円。2項目の第2次販売から完売までの期間については、8月3日から6日まで4日間で完売をしています。

3点目、第1次、第2次合わせて1世帯で購入された最高金額。これについては第2次以降に販売された1世帯200万円。

4つ目の質問、多子世帯の購入世帯数と金額。これについては多子世帯42世帯33万6000円の金額でございます。

5つ目、販売されたプレミアム商品券は全て使用されたのかにつきましては、10,000セット、販売金額で1億円の内に未使用だったもの、金額にして23万6500円が使われておりません。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

### ○教育次長（岡木徳人君）

第2回東彼杵ロードレース大会の実績につきましてご報告いたします。まず(1)の参加人数ですけれども、エントリー数587名。町内が151名、町外が436名です。ちなみに第1回は418名のエントリー。町内が128名、町外が290名でございました。当日の出走者エントリーの内数になりますけれども、513名の出走です。内訳は町内が135名、町外が378名。第1回の実績としましては出走者の総数が364名。町内が111名、町外が253名となっております。

次に(2)の参加料収入の総額でございますが、83万2000円でございます。第1回は55万3500円となっております。

次に(3)のスポンサー収入の総額ですけれども、まず協賛金の方の金額が35万1000円、件数においては58件でございます。第1回は53万2000円、83件でございました。次に特別賞、物品での特別賞提供ということでございますが、金額に換算いたして33万2820円相当額、16件の件数でございます。昨年第1回の実績は29万4000円相当額、18件でございました。特別賞を合計しますと、金額ベースでいきますと68万3820円、74件でございます。昨年は82万6000円、101件ということになります。

次に(4)ボランティアスタッフの人数ですけれども、今回106名、前回第1回は111名の実績です。次に第1回時のボランティアスタッフの方への働きかけですけれども、アンケート形式ではなくてサポーター登録のお願いという形で、今後継続してご協力いただける方を募っておりますが、現時点での登録者数が14名でございます。経費の支出関係の総額でございますが、第2回が543万4252円でございます。第1回は676万7676円となっております。

次に今回の成果を考えた上で今後の開催予定ということですので、今報告いたしました数値でも見れるように、第1回に比べて第2回目かなり多くの方にエントリーいただいております。第3回ロードレース大会につきましても、平成28年度事業としまして是非開催したいと考えております。関係予算につきましては28年度当初予算に要求をいたしております。以上でございます。

### ○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

### ○6番（立山裕次君）

まず婚活事業についてですが、町長も先ほど言われましたけど1月の講演会ですね、町内の団体の方を呼んでおられたと思うんですが、私も参加したんですけど、面白い話をされておりましたが、確かに少なかったかと。町長とされましては、各種団体の方に地域でお世話をしてもらおうということでしたらと思っております。その方達への連携の方法ということで、この前来ていらっしゃるなかったか、そういうことは何も考えていらっしゃるのかね、そのための講演だったと思うんですが。

### ○議長（後城一雄君）

町長。

### ○町長（渡邊悟君）

非常に議員がおっしゃるように淋しい限りでございますので、何とか、どうすれば来ていただけるかですね、その辺が一番問題なんです。今集落点検の話を午前中しましたけど、これも実際結婚されてない方が各地区何人位いらっしゃるか把握してないんですよ。だから机上論じゃなくて、

そこら辺を調べながら本当に実のある結婚を成立しやすいうにしたいということで、サポート的なものをボランティアでやれたら一番良いかなと思っております。なかなか団体といいながらもできませんので、先ほど申しましたとおり、商工会とか農業団体あたりの方を中心にやっていく訳ですけれども、その手助けをしてくれる方、婦人会の方あたりに声をかけながらやるしかないかなと考えております。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

先ほど、今年は農業関係者とか地場産業の後継者とかそういう方へのコーチングとかコーディネーターとか、どちらかを使われたみたいなんですけど、具体的に説明をもしよろしかったらいただけますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

町長に代わりまして婚活事業の補足をいたしたいと思います。前年まで婚活イベントとかを実施をいたしてきましたが、イベントだけの時の参加ということでなかなか男性についても積極性という部分もなかったんじゃないかということも含めまして、まずは町の後継者となるような方を第1陣として固定化して、結婚観とか生活感とかそういったものを踏まえながらずっとコーチングを重ねて行って、最終的には結婚までというふうなことをやっていくような制度、これが実績があるんじゃないかということで28年度も計画しております。それについては今後も登録制とかそういったものを見据えながら実施していくために多くの町民の方に理解を得たいということで講演会を実施して、サポーターというふうな形でご理解を得ていければというような、きっかけとして実施しましたが残念な結果となりました。そういう考えを持っています。以上です。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

ということは、コーチングをされる方をどなたか頼まれるということですかね。当然皆さんというか役場の方とかもご素人でしょうから。農業関係者とか、地場産業の後継者の方に対してコーチングをされて行って結婚していただければという話だと思うんですけど、そういう方に頼まれるということで間違いないでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

立山議員もおいでになっていましたが、小玉康代さんという方が前回来られましたけれども、こ



の方が南島原の方で成果があるんですね。何組でもまとめたというお話をされておりましたけれども、前にも話しました時も、その方の10年後の自分ということで計画書を書かせて、いつ頃結婚して子どもができて小学校にやるとかということを具体的に書面にすると実現に向かいやすいということで、そういう手法を利用してやろうということで、小玉康代さんを再度またお願いしまして、具体的に成立させていくような方法をとっていかうと考えております。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

確認ですけど、今回はイベントはされないということですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

イベントにつきましても計画をいたしながら、コーチングの後に実際イベントをして、そういった中でもフォローしながら進めていくこととしておりまして、イベントの計画も町の予算を計上させて貰っているところであります。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

イベントをされるということであれば提案ですけど、今まで多分半日とか1日とかのイベントじゃなかったかと私の記憶では思っております。1対1のお見合い形式のものであれば短時間でも良いのかなと思いますけど、複数で婚活イベントをされると思いますので、1泊2日位時間をかけてやってみたらどうかと思うんですが、そのような考えはないでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今回の婚活コーチングはフォローしながらということでございますので、これは15名程度固定化させまして、長い間、1年ではないですけども、半年間とか長い間作業と一緒にさせるとか、男性が働きながら女性が食事を作るとかということを組み合わせながら徹底的にくっつけられるように男性の良いところが出るように、そういう方法でやろうということで小玉先生は考えておられますので、そういう方法で取り組んで行こうと思っております。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

分かりました今ので。長いスパンでやられるということですね。

次に、先ほどまちづくり課長もなかなか積極性がないという話で、該当者がイベントをしても積極性がないという話をされたんですが、これは1つの提案でございますけど、もし婚活事業でめでたく結婚までいった方には何か特典みたいなものをしていただろうかと思っております。私が考えるには、お二方が彼杵に定住をしていただければ100万円を贈呈したらどうかと。ただし、1年で20万円で、5年間で。ちょっとした特典を付けたらもう少し積極的に参加をされるんじゃないかということと、今経済的になかなか結婚に踏みきれないという方もいると聞いておりますので、年間20万円ではありますが、少しでも経済的なものも支援できるんじゃないかと思っておりますけど、そういうことは町長どうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

是非そういうことであれば特典をつくって、特に町内に住んでもらえれば100万円とか手当をやるのも考えて良いかと思っております。検討してまいります。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

よろしく検討していただきたいと思えます。

次にプレミアム商品券のことでお伺いいたします。第2次販売が8月3日から8月6日までの4日間で完売されたということで、早く完売されたのは良かったかなと思うんですが、これは聞いた話なんですけど、年金を貰っている方が6月15日に年金を貰いまして、その時は現金があって買いましたと、次の第2次で8月15日に年金が出るんですけど、その時に買おうかと思ったらすぐ売れたみたいで買えませんでしたという話を数件聞きました。今聞いたら最高で200万円買われた方がいらっしゃるという話ですので、これは商工会でされた分だと思っておりますけど、上限を決められなかったのかという話は、町長にご意見とかなかったのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

逆に私の耳に入ったのはなかなか売れないということで、売れないからからもう少しまとめて買ってもらおうということでさっき言われた200万円ですか、案として出したと思います。商工会の方をお願いしてはありますが、なかなか途中は販売が芳しくなくて売れなかったんです。それで何とかしようということで200万円の大きいやつを出したら進んでいったということでございます。買えなかったというご意見は私のところには入らなかったんですけど、次回こういう話があったら十分検討していかなければならないと思えます。まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

プレミアム商品券の第2次販売の販売方法についてでございますが、1回5万円までを、受付を繰り返して積み重ねとして200万円を購入された方がいらっしゃると、1回で200万円という捉え

方の説明があったみたいだったので再度説明をいたします。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

私も 1 回で 200 万円とは思っておりませんので。そういうことで町長の方にはそういうお声はなかったみたいですが、私の方にはあったものですからお尋ねをしたところです。これもいつあるか全くないのか分からない事業ですのでなんともいえないんですけど、もし、次あった場合はそういう方もいらっしゃる、現金がすぐ動かせない方もいらっしゃるかもしれませんので、その点は考慮されてやっていただきたいと思っております。今私も予想外で 200 万円買われた方がいらっしゃるということでしたので、今じゃなくていいんですけど、議会が終わるまで結構なんですけど、100 万円以上買われた方がもし複数いらっしゃるのであれば何名おられたのか教えていただければと思いますけど、今日でなくて結構ですけど、よろしいですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

把握しておりませんので、今商工会に尋ねてみますのでよろしくをお願いします。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

次にロードレース大会につきましてですけど、町長にお伺いします。他の例えば近隣の波佐見でも結構ですし、佐世保でも結構ですけど、ロードレースが同様に開催されていますが、どれ位予算をロードレースに使っているかご存知ですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

把握いたしておりません。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

全く聞いていらっしゃらないということですね。次に教育長にお尋ねをいたします。今回で第 2 回目だったんですけど、第 1 回される前の話しになりますけど、初めてされるのでどこか先行されてやっているロードレース大会の視察に行かれたと思うんですけど、どこに行かれたか教えていただけますか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

第1回の開催前に参考としていろいろ指導をお受けしたところは、波佐見町の教育委員会にいろいろ資料提供を頂きまして、第1回のロードレース大会の運営含めて参考にさせていただいております。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

また、町長にですけど、朝出てました費用対効果ですね、今回予算が27年度600何十万円か確か上がっていたと思っております。で実際使ったのは543万円ということですので、大分頑張られたのかなと思っております。参加が実質513人ということですね。費用対効果としてはどのようにお考えかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

費用対効果は金額的には出ません。要するにこれは、波及効果と交流人口の拡大でございますので町外の方あたりが特に参加していただくのはもちろんなんですが、町民の方も参加をしていただくのは一番大事かと思っております。

これはまちづくりに繋がっていきますので、町民の方が沿線で応援をしてもらえないというのはどこのロードレース大会か分かりません。そこが一番寂しいですので、是非次回からは沿道に町民の方が応援していただくようなロードレース大会にしないと、誰のためのロードレース大会か分かりません。それが皆さんがおもてなしの心で、町外から来られた方を応援をしていただくのが一番町の良さを伝えることですので、そしてまた、ふるまいの中岳の自治会とか八反田の自治会とか両婦人会が食事等をされておりますが、これが非常に好評でございます。これを本来人件費にしますと相当な金額になります。それをボランティアでしていただくのは非常にありがたいことですので、これがあと何集落か出て、もっと応援をしていただければ逆に500万円あたり使わなくてももう少しそっちの方にお金をやって経費は少なくとも宣伝費なんか全くしなくてもおいでになるような対応ができると思っております。

費用対効果は考えなくてはいけませんけども、ロードレースに限っては費用対効果は出ないと思っております。ただ波及効果が、お茶を買っていただくとか、お茶畑を知っていただくとかあるいは東彼杵町の景観を知っていただくとか、人と人との交流あたりができるというのが一番金に替えられない効果かなと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

費用対効果は金額が測れないということでおっしゃられましたけど、普通何でもそうでしょうけど、オリンピックでもそうだと思いますけど、誘致をするのは地元で、例えば飲食店、商店に買物する、食べる、飲む、そういうものがいくらかでもあるのが普通だと思うんですね。そのための当

然皆さんのお金を使っていると私は考えております。それをしていないということだと今の回答は思いますので、そこはするべきだと思っておりますが、何故されないのかをお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは我々も努力不足ですけども、例えばお茶とかは出してもらっているんですよ。してるんですけども、他に何かやりませんかといってもなかなか出してもらえません。本当は商店でも何も皆出してもらえば一番良いんですけど。出さないと売れません。出せば売れますので、是非次回からは商工会辺りにもお願いをして農協とか、1回目の大会の時は平似田地区が野菜を売ってくれましたので、積極的にすべきなんです。チャンスはいくらでもあります。道の駅でもいろんな話は出ておりますけれども、いろんなチャンスはありますのでそういうことをしながら、いくらでも機会はありますのでどしどし足りないところは今議員がおっしゃるようなことをやっていこうと考えています。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

ちょっと私の言っていたことと町長の答弁が違ってみたいなので、もう1回確認しますが、例えば今回駐車場はなかったですよ、会場には。選手の駐車場はなかったと思います。ということは車を下の総合会館とかに停められて、そこに来てその後結局真っ直ぐ帰られたということなのか。例えば道の駅に寄られたのかですね。商店に寄られたのか、どこかでご飯を食べて帰られたとか、彼杵は鯨で有名ですのでそういうのを食べられたのかということは調べられないというか。その日が別の日と比べて増えたのかどうなのか、それが増えていけば私は効果があったと思いますけど、全く変わらないよということであれば、先ほど言われた出さないといけないよというのはまた別と私は思います。ここをちょっとお伺いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かに交流人口の拡大になるわけですね。交流人口による効果になります。それはそういうリサーチもしていませんので、教育委員会なり、まちづくり課なりはその辺の効果あたりもしながらすべきじゃないかと思っております。いわゆるどう誘導するかですよ。道の駅辺りに寄ってもらうのか。教育委員会で分かっていたらご報告をお願いします。教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

交流人口からもたらせる波及効果につきましては、議員がご指摘の点があろうかと思っておりますけれども、第1回目の終了時点で参加者にアンケート調査を行っておりますが、設問内容につきましては第1回ということもありまして、競技運営に対する満足度を主体的に、中心にしましたアンケートをとっております。

何分第1回の運営ということで従事する職員、あるいはボランティアスタッフも不慣れな部分がありましたので、アンケート調査の主体は大会運営に特化したところで行っておりますが、今後、回を重ねる上で事業効果からもたらされる効果の確認あるいは波及効果がどのように上がってきたかというのは、数値的にも確認していく必要があるかと思っておりますので、その一つの手段として参加者あるいは応援者へのアンケート調査を継続して実施していきたいと今後の予定ということで考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

そういうアンケートを詳しくやっていただきたいと思っております。先ほど町長が答弁で言われましたけど、町内の方が応援になかなか出てきてくれないと、沿道とかにと言われても、コース的に先ほども言いましたけど駐車場もないんですよ、実際にですね。そういう所に応援に来てくださいというのなかなか難しい話じゃないかと思うんですけど、それどう思いますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かに駐車場はございませんけども、そんなに交通量も多くないところもありますので、何とか工夫をされて、少しでも歩けば良い訳ですから来ていただければ一番良いんです。只、無理は承知ですけども、気持ちがあれば何とかあります。こちらに停めて行くってなっても町バスあたりもありますので、使えますので、要するに皆で盛り上げていこうというのが趣旨です。駐車場をどうするのかとか町が全てはできませんので、それぞれ皆さんが努力をされて盛り上げていければ一番良いかなと思っております。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

町長はいつも財政面のことを良く言われるんですが、財政が厳しいとか。私先ほど、町長が、各自治体の予算化されているんですけど、知らないと言われてましたが、一応近くのところを調べてみました。波佐見ロードレース大会、世知原ロードレース大会、鹿町町のパールマラソン大会、松浦のロードレース大会を4件ですけど、規模的に東彼杵町よりちょっと多いか、もう少し多いかですね。どこがいくらというのは伏せてくださいということでしたので、一番予算が少ない所が100万円です。一番多い所で200万円です。

東彼杵町は先ほど言いましたように600万円ほどかけております。かからなかったということもありますけど、そういう予算を組んでおります。それでいつも町長が言われる財政的に厳しいと言われている根拠が、今回調べてみた結果、何かおかしくないか、矛盾していないかと思うんですが、それについてはどういうふうに思われますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは一番高いのがゼッケンについていますチップがありますよね。あれで全員記録をするんですよね。そういうのは最低 150 万円かかりますよ。だからその大会がそういうことをやっているのかどうなのか。あるいはそんなのはやらなくて順位は関係ないようにするのか。その辺です。だからチップだけでも止めればぐっと下がるんですけど。時間、タイムとか何とかしたが良いだろうということでやっています。あとは考え方でしょうけども、100 万円で作れば一番それで努力はしていきます。今後は 100 万円で作れるのかどうなのか、もう少し精査しながら限られた財源ですので節減に努めてまいりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

今町長が言われましたけど、チップは全部付けています。東彼杵町と同じで、もし失くしたら 2,000 円と書いてあります。全て使ってありますのでチップは関係ありません。これは名前言いますが、松浦のロードレース大会がチップを使わなかったら、確かにおっしゃるとおりで 20 何万です。でもチップを使った関係上 100 何十万になったという話です、聞いております。

私が言いたいのはもっと努力できるんじゃないかと。町長がいつもおっしゃっているのは財政、財政ですよね。先ほど最初に聞いたなら何処にも聞いてらっしゃらないと。例えば波佐見はいくらなの、世知原はいくらなのと。そういうのを聞かれてないということであれば、かかっただけですよと私たちは感じるかなと思います。

これが 1 年なら別に構わないですよ。構わないと言えばおかしいですけど、5 年、10 年続けば、差額が例えば 300 万円あれば、5 年で 1500 万円、10 年で 3000 万円ですよ。それを考えたら、どこかでちゃんと考えなくてはいけないと思いますし、ずっと 50 年も続けばかなりの金額になりますよね。そういうところをちゃんとしていって財政が厳しいという話であればこちらもそうですかと思えますけど、今回はちょっとおかしいと私は考えてますので。町長、そしたら今から何か事業を起こす時にそういうところまでちゃんと調べて、今のところは調べていらっしゃらなかったと思いますので、調べていてもらいたいと思うんですが、今からそういう形でお願いできますかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今聞きまして驚きました。実際 100 万円であればですね。最初は 700 万円だったんですよ。宣伝費が 200 万円位ありましたので、それはするなということで落として、今度は 500 万円にしたわけですね。私は全部しません。予算は全て教育委員会の担当あたりが積み上げてきますので、もっと削れ削れという方向ですから、やっていますけれども。信用しております。まさかこんなに違うとは初めて知りました。波佐見町の例をとってやっています。業者さんも波佐見の業者さんがチップを持ってきますので、それと波佐見町はどうなのか。波佐見町が 100 万円、東彼杵町が 500 万円有り得んでしょう。あまりにも信用できませんので、私はしっかり確認しながら節約をしていこうと思っています。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

今町長は有り得る、有り得ないの話をされましたけど、有り得ると思うんですよ。努力の仕方だと思うんですよ。今言われた波佐見町が 100 万円なのか 200 万円なのかそれは分かりませんよね、それは言っていないので。確かに波佐見町とは参加人数が違います。大人が多ければ当然収入は多いんです。それは私も分かります。例えば子どもが多ければ収入が少ないんです。そういうところもあるかと思えます。ただ、それでもそんな数字になるのかと。町長はいつもおっしゃっている PDCA とありますよね。今回 PD までいっています、C がないんじゃないかと、いつもおっしゃっている PDCA の。なぜ C がないのかそこをお伺いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育委員会、答えてくれないですか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

第 1 回目の終了した時点でチェックは行っております。これは教育委員会部局が独断でやっているのではなくて、各種団体が構成するロードレース実行委員会で決定した上で予算の組み立ても行っております。

予算規模につきましては、コースとなる場所、あるいはメイン会場の立地条件、交通規制の形態、それから部門別の表彰の形態、そういったところでもかなり金額が変わってきます。

本町は、1 日辺り交通量 600 台を超す不特定多数の交通量が行き来する広域農道を 5 時間停めて実施いたしますので、警備計画に要する費用も相当かかります。これが道路交通法上規定されない農道とか、そういった所を使えばある程度ボランティアの人員でも交通規制ができますけれども、道路交通法的に規制をかけてということになると、当然免許を持った交通誘導員等の人件費もかかってまいります。その辺で波佐見町にお尋ねした際にも、同様に要する費用、それからうちの独自に物理的な要因から設置しなければならない費用、それからふるまい食、そういった所でゆっくり休んで食事をとってもらうためにもテント等を設置しなければなりません。そういった内容でもかなり違ってくると思えますので、事業目的に交流人口の拡大というところがございますので、その目的に沿って東彼杵町で半日ロードレースと応援で楽しんでいただこうと、そのために町民の方々をお願いしてふるまい食を出していただくという事業目的を達成しようということでの積み上げで 500 万円近い経費になっております。

これにつきましては、第 3 回の実施におきましては議員ご指摘の点も充分検討いたしまして、町長部局、財政部局とも確認をしながら節減できる分は節減をして行きたいと。チェックにつきましては今月中に、回数的には第 3 回になりますが、ロードレース大会の実行委員会を開催いたしまし



て、反省点等次回に向けての課題等出てきますのでしっかりチェックは行っていきたいと、第1回も同じように行っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

立山議員の説明をお聞きしまして、安いのが100万円、多いのが200万円とおっしゃいますけども、これは大会の総経費なんだろうかなんだろうかな。これが総経費ならば信用できないですね。チップだって150万円かかるのに100万円のできる筈ないですから、あとは寄附金とか例えばスポンサーがいるとかあって、大会総経費がいくらなのかということ判断しないと、単純にあればでは分からないと思います。これは十分、立山議員を信用しないわけではないですけど、それだけ安くなるなら何回でもして良い位ありますので、是非精査をしながら他の大会の総経費がいくらなのかしっかり調べたいと思います。ありがとうございました。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

今町長が言われましたけど、町とか市から出ている予算です。総経費ではありません。私が言っているのは、多分最初から言っているのは、東彼杵町は600万円かけてますねと、最初の予算は。他所のロードレース大会はそこまでかかっていませんよという話を、最初に予算は使ってませんよとしたはずですよ。ちなみにですけど、総額がかかっているところで1件だけ聞きました。そこは800人の参加です。そこもチップ入っています。総額336万円です。参加費120万円です。あとは寄附金が何十万かあったということです。でもそこでやられています。800人の参加ですので、東彼杵町より多いはずなんですよ。そこも商品もありますし、ふるまいまでは調べていませんけど、商品もちゃんとあります、1位から6位まで。東彼杵町と同じ5kと10kと1.5kです。各分かれています。そういうことを聞いておりますので、そういう話をさせていただいています。

要するに自治体が出しているお金を、最初からそれで良いのかという話を町長に確認させていただいたんです。先ほど、地理的なもので茶畑とか国道までバスで移動とかですね、そういうのはあるとわかります。私も重々わかります。その中で一点だけお伺いしたいんですけど、参加賞を除いた商品はどの位、先ほど言った1位から3位までとか特別賞とかあるんでしょうけど、それにかかった金額がわかれば教えていただけますか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

部門毎に3位まで表彰いたしております。商品の合計が現時点で38万6,000円かかっております。以上です。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

最後になります。これは前も聞いたんですけど、今回もボランティアの方が赤いウインドブレーカーを着てらっしゃいました。多分第1回目と同じだったような、遠目でしたのでわかりませんが、だったかなと思うんですけど、あれは第1回目の分を使われたのか。新しく買われたのか。新しく買われたとなればそれはどうされるのか、どうされたのかお伺いします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

識別品のウインドブレーカーを今回も製作しております。まず、ふるまい関係で100着、今回新規で製作したものです。レース関係の運営部門、ボランティアスタッフの第2回から参加していただいている方ということになります。50着、合計150着を製作しております。これについてはそのまま持って帰っていただいております。第3回の実施の際には是非またスタッフとしてご協力をお願いしますということをお願い添えて、差し上げるような形になっております。以上です。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

先ほど最後と言いましたけどあと一つお願いします。150着は作られたということですよ。この前9月ですかね、忘れちゃったけど聞いた時も前回150か200ぐらい作られたということで、全く同じなんですかね。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

デザイン、色共に全く同じでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

分かりました、これで終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほど保留しておりました商工会からの件ですけれども、100万円以上の購入世帯は3世帯でございます。

○議長（後城一雄君）

教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

すみません、先ほど立山議員に答弁いたしました参加賞の総額を間違っております。参加賞と1位から3位までの表彰部門ですね、895千円でございます。申し訳ありません。

○議長（後城一雄君）

以上で6番議員、立山裕次君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。15時30分から始めます、よろしくお願いします。

暫時休憩（午後 3時17分）

再 開（午後 3時29分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。次に1番議員、口木俊二君の質問を許します。

○1番（口木俊二君）

質問事項としまして2点程予定をしております。1点目は日本版 CCRC の計画はということで伺いたいと思います。日本版 CCRC とは、高齢者が健康なうちに入居して、必要に応じて介護や医療のサービスを受けながら人生最後の時まで過ごせる生活共同体ということだそうです。アメリカでは1970年代から普及し始めまして、アメリカ全土では2,000か所近く施設があるとされておりまして、この CCRC を日本語に直訳しますと、継続的なケア即ち世話や配慮、気配りを提供する高齢者向け地域共同体ということになります。都市部からこういった健康な人、自立できる高齢者を受け入れる考えを持っておられるのか、それともこういったコミュニティーは構想にないのか町長に伺います。

2点目は児童生徒の遠距離通学による通学定期の補助金交付規程の見直しはできないものか伺いたいと思います。現在通学距離が4km以上の家庭を対象に通学補助金を交付されていますが、そもそもこの距離の測定はどのような基準で決定されたのか、測り方の基準はどのように決定をしたのか教育長にお尋ねをいたしたいと思います。以上で壇上での質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは口木議員の質問にお答えします。まず日本版 CCRC の計画でございますけれども、これは昨年の10月末に策定しました総合戦略というのを作りました。その中に掲げておりますけれども、主な事業として挙げておりまして、これは町ですぐやるのではなくて長崎県の CCRC 推進協議会というのがございますので、ここに加盟をしながら長崎県と連携した日本版の CCRC の検討をし

ようということで、交流促進ということで挙げております。

確かに議員がおっしゃるうように、素晴らしい事業でございますけれども、これはなかなか日本でもあまり上手い具合いっているところはないようです。考え方はいいんですけれども、やるとすれば何十億というお金が要ります。簡単にできませんけれども、元気な方ばかりお出でになればいいんですけど、高齢者の方で介護が必要な方あたりが来たら東彼杵町はパンクしますので、とても無理でございます。したがって構想的にはございませんけれども、現段階では長崎県と連携をしながら、日本版 CCRC の検討をしようということで取り組みを今しているところであります。会議等は逐次行われておりますので参加をして、やろうということで考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

口木議員の質問にお答えいたします。東彼杵町は義務教育の円滑な実施に資するために、東彼杵町遠距離通学者補助金交付規程というのがございまして、これに則り通学距離が遠距離である児童生徒の保護者に対して、東彼杵町遠距離通学者補助金というのを交付しているところでございます。遠距離通学者補助金の対象となる通学距離が遠距離である児童及び生徒は、町内に居住して東彼杵町立の小中学校に通学する児童生徒で、通学距離が4km以上の者となっています。詳細につきましては教育次長の方がお答えをいたします。以上、登壇での答弁を終わります。教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

教育長に代わりましてお答えをいたします。補助金の交付要件になっております距離の4kmの根拠でございますが、文科省の同様の補助金に、僻地児童生徒援助費等補助金交付要項というのがあります。その中に遠距離通学となる距離について4km以上の児童、6km以上の生徒という規程がございます。

本町の補助金交付規程におきましては、この4kmを児童生徒両方に適用いたしまして、補助金の該当者に補助金の交付をいたしております。測り方につきましては、この補助金が始まりました当初、各学校の校区毎に主たる通学路において区間距離の位置を表示をいたしております。計測につきましては直径30cm程度の車が付いた歩行用のウォーキングメジャーという計測機器を用いまして、担当職員が徒歩により区間距離の計測をし、図面にその位置を示しまして学校教育委員会双方で備え付けて補助事業事務の遂行を行っております。このウォーキングメーターの精度としましては、10cm単位で計測が可能です。また道路改良等の事情によりまして通学距離に変化があると思われる場合には、その都度必要に応じて同様の方法で担当職員が計測を行っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

先ほど町長は県に設置をされて、それから町県との話し合いとおっしゃいましたけれども、県に

加盟をされていると思いますが、この会議に出席と言われましたが、毎年やっているのか、不定期に会議があっているのか、誰が出席をされているのか伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

町長に代わり日本版 CCRC の県の協議会の方について回答でございますが、昨年 CCRC 連絡協議会等を県の方で立ち上げられまして、県内市町村についての参加の要請がありましたので、東彼杵町も研究の意味で推進協議会には入るということで加入はしています。現在 2 回程会議はあっておりますけれども、高齢者を対象としたケア付きのコミュニティーを作るということで、具体的な計画というのはその協議会の中では話し合われてはございません。2 回程出席いたしております。以上です

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

今、各市町出席したと言われましたけど、全県下 21 市町村出席されたのか。あるいは興味がある市町だけ出席されたのか。そこら辺をどどこが出席をされたのか伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

全部の市町村が参加ということではございませんで、要望に対応した希望というようなことで参加をいたしまして、近隣では波佐見町とうちで参加をしておりますが、川棚は出席していないところだったと記憶しております。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

先ほども登壇して質問をしましたが、アメリカでは 1970 年代から普及をし始めていると書いてありましたけれども、福岡県でも 20 年ほど前からこういった計画を作られて作業を進められておりますけれども、日本版 CCRC ということに興味といたしますか、東彼杵町でも関心を示されたのは今から何年ぐらい前に、CCRC について把握をされていたのかを伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私の記憶では、平成 26 年 5 月に知事を含めた市町村スクラムミーティングというのがございます。県下の首長と知事が集まる会議ですけども、その場で CCRC の説明がっております。これは 28 年度に制度化にならないか検討していきますという話がございます。そのことを受けながら東彼杵町の総合計画、議員さんもお持ちと思いますが、27 年 10 月 31 日に総合戦略を作りました。その中に長崎県と連携して日本版 CCRC の検討をしようということで、今立ち上がったばかりです。主な事業として取り組もうとして挙げているところです。具体的にはまだ動いておりません。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

全国の地方自治体では 2015 年、昨年調査をされていまして、この CCRC を推進する意向があると回答をした自治体が 11%、今後考えるというのが約 78%。今後考えるというのが多くなっているような気がして、まだ地方の自治体はあまり関心がないのかなと思っておりますけれども、東彼杵町にもこの調査があったのか、もしこういった調査があったのならどのような解答をされたのかお聞きしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

具体的な調査はないんですけど、先ほど申しましたとおり、CCRC につきましては県の方から推進協議会に入りますかという問い合わせはありますが、具体的にどうするのか、まだそこまでいっていません。これは簡単に行きません。とにかく何十億の世界ですので、健康な人から介護までの人に来てもらうわけでございます。食事サービスとか、もちろんデイサービスのものもありますけれども、健康的な方の文化活動のサービスのスペースもいりますし、家あたりをどうするのか、作らないといけませんので大規模な金額になります。

民間ベースが一番良いのですが、民間の方でやっていただけるのが 1 番良いんですけども、行政レベルではこの間テレビの NHK でやっておりましたが失敗しております。大学との連携もできる訳ですが、簡単に夢のような話で自立型から老後まで全て何でも整っていますよという売りでされているんですけども、日本に本当に合うものなのかどうなのか、非常に問題点がございます。九州大学辺りが近くでは研究してやっておりますので、その辺のご意見等聞きながらやっていければと思っております。今後の研究課題でございます。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

多分、今町長が言われたのは福岡県の朝倉市のことではないかなと思っております。この朝倉市では 20 年程前からこの日本版 CCRC に着目をしまして、そういった建物等を着工しておられますけど、300 億円規模の投資をされまして 1,000 人から 2,000 人程度の住宅を造っておられます。行く行くはマンションやスポーツクラブゴルフ場の建設も計画をされていたように聞いておりますが、

これは中止、頓挫しております。

今町長が言われましたように大変難しいということで、10年後にはヘルパーさんの不足や介護が必要になった人が多くなってしまったようで、現在はこの空き家を活用して、新築の6割程度で賃貸をしまして、若者世代を呼び込んで小さいお子さんがいる、そういった若い夫婦を呼び込んで、高齢者の方と支えをしながら生活をしているような、そういったのが先日テレビで放映をされておりましたようです。やっぱり高齢者だけでは無理ということで、東彼杵町でも高齢者、高齢者と言いながら若い人も流出をしておりますので、仲間づくりをしながら、心の支えをしながらやっていたら良いなと思っておりますけれども、こういった仲間づくりをしながらやっていくという考えは町長にはあられないのかお聞きをしたいと思えます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

CCRC とはいきませんが、今月末で空き家調査が全部終わります。そうしますと空き家の戸数が分かりますのでその辺を具体的にどういうふうに活用するかという方針を決めていきます。高齢者と一緒に住んでのシェアハウスは無理かも分かりませんが、近くに住んで若い人と交流をしながら、さっきも言いました、午前中も答えましたが集落点検ですか、その辺を使ってお互い助け合いができれば日本版と言わずに CCRC の本当に意味のコミュニティーが出来上りますので、そういう方向で進めさせていただこうかと考えています。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

今空き家の話がでましたけれども、空き家の利用でリフォームといったら、大体古い家を改築しまして元の形に戻すということがリフォームということだそうですけども、いま流行のリフォームというよりリノベーションという言葉があります。これはリフォーム、元の形に戻すというよりも、それ以上の建物に戻す。例えば普通の家に変形をすれば、高齢者あるいは弱者の方が出入りしやすいような新築に近い、それ以上の形を作るということで元気な 50 代、60 代の高齢者、高齢者高齢者といいますけれども、元気な人を呼び込んで、少しでも人口減少を食い止めるような策にはならないのか。

東京在住の方にアンケートをとっておられますけど、東京在住で地方移住を検討しているという方が、50 代の男性で東京在住で 51%おられます。女性が 34%。60 代が男性で 37%、女性が 28%。地方移住といいますがいろいろな様々ピンからキリまであると思えますけど、こういったことを町のホームページやフェイスブックでアピールをして、少しでも今減っている人口を食い止めるような策が出来ないものか、全然考えておられないのか、町長に伺いたいと思えます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今おっしゃったことは既に実践しております。何年か前からやっております、4 年ぐらいになりますけども、すでに東京辺りからお出でになってリノベーションなりリフォームをされて、現にど

んどん外国からお客さんを呼ぶような活用もされているところもありますので、それは今からもどんどん推進をしていきます。空き家が当然できますので、もっと多くの方に来ていただくように進めていこうと思っています。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

昨年から新築に補助金をだす、地元の大工さん、建築業者を使って新築したら 200 万円ということで補助金を出しておられますけど、先ほども言いましたけれども、50 代 60 代の現役世代の若い現役の方を、I ターン希望者を移住してもらって終の住家を持ってもらった方が現実味を帯びているような気もいたしますけども、先ほど町長もリノベーションのことを言われましたけれども、そういった I ターン希望者がもしおられたら、そういった方でも 100 万円、200 万円とはいかないまでも、空き家のリフォームに、移住される希望者に補助金を出してやった方が現実的でいいんじゃないかなと思っていますけれど、町長のお考えを伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

空き家バンクは今 50 万円の補助金がありますので、そういうのを活用して数件東京辺りから今女性の方が転入して来ておられます。実践してやっておられますので、それを引き続き拡大をしてまいろうと思います。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

分かりました。次の質問に移りたいと思います。現在小中学校の児童生徒で通学距離 4km 以上に限り補助金の交付をされていますが、その補助金の交付、通学距離の定義というものを教えていただきたいと思います。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

基本は町の補助金交付規程に準じて事務を行っておりますが。まず距離の定義につきましては先ほど申しましたように、4km 以上ということで校区毎に学校の敷地から通学路を計測した地点を図面におとしておりますので、それによって各児童生徒の自宅の位置を確認し、対象であるかどうかの判断を学校と合わせて双方で行っております。金額につきましては同じく交付規程に基づいて支給いたしておりますけれども、町営バスの利用可能者、いわゆる町営バスの路線が就航しているところにつきましては定期券相当額を、3 か月の定期券相当額を 4 回分を支給いたしております、1 年



分です。それを支給いたしております。町営バスが就航していない地区につきましては、距離毎に補助金額を定めて支給をいたしております。ちなみに 4km 以上 5km 未満につきましては 2 万 5000 円、5km 以上が 3 万 4000 円という交付額になっています。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

この学校の敷地と今次長も言われましたけども、敷地とはどこのことを指すのか。学校の入り口なのか停留所なのか。それとも校門なのか。それとも裏門なのか。彼杵中学校、千綿中学校ありますけど違いますよねいろいろ、どこが起点になっているのか。して補助金の対象になっている家の方、子どもが通学している家、どこを基準に策定をされているのかお伺いします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

学校の敷地は校門です。居宅、各対象の児童生徒については玄関ではありません、あくまでも家の敷地ということで基本的には最短距離です。以上です。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

今校門と言われましたけれども、私が測って、1 回測りました。先ほど言われましたウォーキングメーターで測りまして、教育委員会に聞いた時は停留所と私は聞いた覚えがあります。停留所から測りまして、停留所と校門は全然違いますよね、距離が。彼杵中学校で 50m ぐらい違いますよね。50m といったらかなり家が密集しているところは違ってくると思うんですよね。彼杵中学校に限って、彼杵方面だったら短くなりますけれども、西部地区の方だったら長くなるんですよね、距離が。測り方がちょっとおかしいんじゃないかなと私は感じているんですけど。基に測られた方がどのような形で測られたのか伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

あくまでも校門からの距離で、平成 11 年に審議会を経て図面を作成いたしておりますので、その図面を基に対象であるかどうか判断をしております。以上でございます。校門でございます。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

仮に2軒、隣同士2人の子どもが1人ずつ通学しているとしますよね、これは実際の話なんですけど。家の入り口はここら辺でいったら木戸道です。木戸道は一緒に、1人は4kmとちょっと補助金を受けている。1人は隣同士で10mも離れていないんですよ、家同士が。4kmに何十mか満たない、これで補助金が出ないと。校門から測ったら多分4km以上2軒ともあると思うんですよ。私が測った時は、中学校の職員が出入りする車の溝から測って30m不足していました。正門から測ったらもっとあると思うんですよ。停留所も職員が出入りしている道とあまり彼杵中学校は変わらないと思いますので、そこら辺が。補助金が出ていない子どもの家の前は、4kmの所は石垣なんですよ。石垣があって家に帰れないんですよ、そこで。当然帰るとしたら先に行って、4km以上の道を通って、補助金が出ている家の子どもと一緒に道を通って家に帰っているんですよ。それで補助金が出ないというのはちょっと腑に落ちない点があるんですけど、そこら辺をお聞きしたいんですけど。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

先ほどからお答えしていますように、平成11年の審議会によって決定された4km地点を基に適否を判断いたしております。木戸口までぐるっと回る所もあれば道に玄関が即している所もありますけれど、それは個別の事案ということでその時に検討を行っていると思いますけれども、今議員のご指摘の点につきましては、ここで個人的な児童生徒の名称等挙げて調べる訳にもいきませんので、持ち帰りまして対象になるのかならないのか、あるいは過去にその兄弟がいれば交付を行っているのかどうか、その辺も関係してくると思いますので、そこについても十分調べたいと思います。何れにしても4kmという距離を設定している以上、それ以下、それ未満というのは判断基準として出てまいります。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

ここに補助金交付規程というのがありますけれども、確かに通学距離が小中学校に通学する児童生徒で通学距離が4km以上の者とありますけれども、ここら辺が曖昧な記載になっているような気がするんですよね、4km以上。入り口とか何とかも書いてないし、どこからどこまでとかも、校門とかも書いてないし、停留所も書いてない。そういったところが、あやふやなところがあって保護者の方も憤慨されているところもあって、今回質問をさせていただいたんですけど。こういった規程書をもう少しはつきり、皆が分かるように改めていただかないと、今からもこういった問題が起

こるんじゃないかと思うんですよね。

私が言ってる保護者に限らず、上地区の方もそういった問題があるような、直接聞いていませんので分かりませんが、そういった話が出ているように話を伺いましたけれども。やっぱりもう少し皆が分かり易いような規程を、これは平成11年8月26日告示と書いてありますけれども、それは分かりますけれども、皆が納得いくような、隣りが貰っていて隣りは貰っていないのはこれはちょっと腑に落ちないと大分私も責められましたけれども、もう少しはっきり分かるように規程を見直しができないものかを伺います。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

規程の4kmについてはそれ以外の事情があれば見直す必要もあろうかと思っておりますけれども、議員ご指摘のより正確を期す、あるいは他に説明しやすいような仕組みということであれば、補助金の交付規程の取扱要領等、更に細則を定めたような取決めも今後検討していきたいと思っております。また個別の事案につきましては誤解、間違等ないようにしっかり事務担当部局で責任をもって保護者の方に説明にあたりたいと考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

分かりました。先ほど定期通学の補助金の金額を言われましたけれども、定期券割と均等割とありますよね、最後に金額が書いてありますけど。さっき言われた4km以上5km未満が2万5000円となっておりますけど、これは1年間分ですか。3か月に1回の割で支給をすると書いていありますが、3か月に1回の1回が2万5000円なのか、1年で2万5000円なのか伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

この合計金額につきましては1年間でこの金額です。事務取扱としましては、前期後期に分けてこの金額を半分づつ交付をいたしております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

よく分かりました。何回も言いますけれども、この規程を見直しをしていただいで誰もがはっきりわかるような、次長が言いました細目をパッと見て分かるように改めといたしますか見直しをしていただきたいと思っております。曖昧では皆さん誤解を受けやすいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

以上で1番議員、口木俊二君の質問を終わります。

次に8番議員、森敏則君の質問を許します。

○8番（森敏則君）

先に通告しておりました通告書に基づき、壇上からの質問をさせていただきます。まず今回は2点質問をさせていただきました。東彼杵道路及び国道205号線の道路建設促進期成会の要望活動についてということと、道の駅建設賃貸借契約及び管理状況についてということで2点の質問でございます。

まず1点目の方からです。東彼杵道路については、起点は本来は佐世保大塔インターチェンジ、手元の資料には東彼杵の方から書いておりますが、あくまでも起点は佐世保の大塔インターチェンジから長崎自動車道の東彼杵インターチェンジまでということで地域高規格道路が平成6年、候補路線に指定されているものであります。現在平成28年、22年経過しておりますが、妥当性そして緊急性が評価されずに計画路線すら指定されていない状況であることは皆さんもご承知されているかと思っております。そこで東彼杵道路期成会が平成10年に発足されているんです。佐世保市、近隣の市町村を含めて、それぞれ首長、議長たちが毎年集まってこの期成会を行い、県庁、そして議会等にも陳情しておりますが、その成果をお聞きしたい。

そして205号線の改良要望の活動もお聞きしたいということで挙げております。この経過につきましては、私も8年間この期成会に在席しておりましたので経過説明は不要です。205号線の改良要望についても施政方針の中に町長の方が触れられております。すでに触れられておりますので、これも付加える部分があれば付加えて答弁してください。

次に、道の駅の建物賃貸借契約及び管理状況についてということで質問をさせていただきます。道の駅本体の賃貸契約は、第3条で平成14年7月26日から平成29年3月31日迄。但し書きがありますが、主に町内の物産を販売することを目的として契約された建物であります。そこで次の4点について質問をさせていただきます。

まず道の駅及び食堂棟に係る建設費全ての総額を伺うということで、実は早く事前に資料を提出いただきましたので答弁不要です。

2番目、第7条の建物の什器備品の公租公課、修繕費用の町負担額を伺うということに付きましても、これも早く提出をいただいておりますのでこれも答弁は不要です。私の手元に既にあります。

3番目なんですが、大村ボート事業の例をとってお話しをしているものでございますが、この事業によって大村市は収益の一部を一般財源に繰入れ、市民の福祉そして教育、道路整備等に貢献されております。これは現実でございます。基金を子ども夢基金とかいって2億円、3億円、昨年度は3億円位基金を積み立てられたとも聞いております。そういった子どもの養育費とか教育部門、非常に貢献しているということでございます。来年更新時期を迎えますので、これを節目として道の駅を事業化してはどうかというような、町長に対してのいわば投資の伺いでございます。是非こ

の辺のところをご検討いただきたいということで答弁を求めます。

次にプレゼン形式。プレゼンというのは、情報を提供し理解、納得を得る行為です。ですから説明をして私はこうしたいんだ、こういった事業をしたいんだという形式によって公募をし、公平性、透明性のある事業委託をすることが町民にとって最善策と私は考えますが、建物管理をする最高責任者の町長の今後の方針を伺うということで壇上からの質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず1点目の東彼杵道路及び国道205号線道路建設促進期成会の要望活動についてでございます。注意書きでこれまでの経過くれぐれも不要と書いてありますので全て答えられませんけれど、実は森議員と一緒に私も4年間陳情を国県に要望してまいりました。期成会を作ってやってきました。全く進展をしておりません。今日の新聞にも挙がっていますとおり佐世保市長も一般質問でこの問題が上がりまして、20年間全く進んでいないということで、現実でございます。先ほど行政報告で申しましたとおり勉強会をしました。内容を明かすわけにはいきませんが、今私が考えるのはバイパス方式と現道拡幅、どちらかしかないかなと考えております。

高規格はもちろん一番いい訳ですけど、今の国の財政状況等では無理だろうと思っております。したがってバイパス化、あるいは部分改良の現道拡幅、どちらかになります。私としては今の道の駅とか道路の沿線にあります店が疲弊しないように、現道拡幅の方が一番良いんじゃないかと思っております、町の方としては、そうしますと朝夕のラッシュは解消出来ます。町内の沿線にあるお店は潤いますので、この方法が一番良いのかなと思っております。しかし、これは私の考えることでございまして、町民の皆様がどうした方が良いのか意見等あれば賜ればと思っております。非常にこれは苦勞しております。全く進んでおりません。2年前から中村県知事が本気になりました。国の方にもお願いしております。東彼杵町の総合会館で決起大会あたりも1年前に行いました。今必死になって国会議員の先生方にもお願いしまして、何とかやりたいと考えております。一番早いのは大村諫早間の鈴田がありますけど、部分改良で予算がついておりますので、こういう予算でやった方が一番私は早いかなと考えております。

道の駅の賃貸借契約及び管理状況でございますけれども、まず3番目です。これは午前中、午後、この問題は答弁をしておりますけど、更新期で仮に新に更新ができたとすれば、議員がおっしゃるような収益事業、これは国の認可あたりが要りますけれども、公益企業として十分やっていますので、それはそれとして非常に良い考えだと思っております。4番目のプレゼンテーション形式による公募。これも株式会社彼杵の荘が撤退していただいて、もしオープンにできればこういう方法が一番ベストかなと思っております。考え方は全く一緒でございます。登壇での説明は終わります。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

まず東彼杵道路と205号線についての質問なんですが、東彼杵道路につきましては町長のおっしゃるように、恐らくこれはもう夢物語。そういったぐらい高い目標の中での高規格道路の要望だと思えます。したがって、これは早く断念することが一番大事かなと思えます。その代わり先ほど町

長がおっしゃった鈴田峠の 2 車線化の大村と諫早を結ぶ間がまだ一部相互交通になっていますが、将来的には 2 車線になります。

205 号線の一番問題点は、川棚の警察署付近から島田なんですよ。ここが迂回路がない。いつかゲートボールか何かの大会があった時に、朝から事故がおきまして参加ができないような状況がいつぞやありました。こういった状況がこれからも予想されるんですよ。したがって、ここに町長が施政方針の中に答弁を書いています。これからいきますとバイパス方式でというような計画があらわれるようになっていますが、バイパスよりも現道を 4 車線化と書いてありますが 3 車線でいいんですよ、3 車線で。これを行きと帰りのラッシュ時に、上り車線下り車線を時間帯によって中央線を入れ替えれば良いんですよ。これは博多辺りはやっています。こういった計画を是非真剣に取り組んでいただきたい。これは川棚町と東彼杵町だけでやってください。他の佐世保市がこれに入りますと、どうしても東彼杵道路を優先しろと言うかと思しますので、是非隣の川棚町と東彼杵町で、我々議員も一体となってこの 205 号線の 3 車線化を是非訴えていこうと思いますが、町長どのようなお考えですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほどの私の施政方針の中では、バイパス方式とは書いておりません。バイパス方式か現道 4 車線化を具体化することが計画段階評価の第一歩と書いております、だからどちらかということです。誤解のないようお願いいたします。それと 3 車線化は、私は提案はしております。もう既に県にも言っております。今おっしゃるとおり福岡の場合は、朝夕切替えて上り線が 2 車線、下り線が 1 車線、昼からは下り線が 2 車線ということで切替ができますので、そういう方法でも東彼杵町の場合は、国道 205 号は非常に山が迫っておりまして幅が取れません。鉄道があります。そうしますと 3 車線化で切替ればいいじゃないかという提案を国交省にしております。

川棚町と一緒にという考え方がありますが、川棚町は決してそういう考え方じゃないと思います。川棚町はやはりバイパスを作りたいというのがやまやまじゃないかなと私は思っております。したがって、東彼杵町の 205 号の川棚の駅までの 1 日のラッシュというのが色分けをされています。

今、森議員がおっしゃられるように、島田から川棚警察署付近までは時速 40km が可能なんです、1 日中の走行としますと。速度が期待できないのは、川棚駅前と江頭のこの役場までの距離が一番、20km 以下しか通れません。したがって、これは現道拡幅をしないと東彼杵町と川棚との渋滞は解消出来ないと思います。高速道路を下りてくる人はあまりいません。大村方面から国道 34 号線に来て、通勤あるいは通学に使われていると思いますけど、ここを解消しなければずっと今から先も渋滞が続くかと思っております。

特に今までは朝夕だったですけど、今は昼間でも渋滞しているので、是非私はバイパス方式じゃなくて現道拡幅でいければ一番良いかなと思っております。これは国会議員の先生あたりもそういう見解はしておりますので、佐世保市いろいろな争いはできませんけども、お互いにそれはそれとして両方進めていかざらう得ないかなと思います。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

隣接する川棚町との足が揃わないのであれば、是非我が町だけでもこういったアピールを国県にしっかりと要望を立てていかないと、なかなかこれは具体化しないのではなかろうかと思うんですね。そのためにはどうしたらいいかってことはやはり行動なんです。いつまでも机上の中でああしたい、こうしたいそうしたいと言ったってものは進みません。したがって、どれだけ汗をかくかなんです、動くことなんです。是非我々も一緒になって協力しますので、町長、執行部含めて是非川棚と島田までの3線化、これをしっかりと要望していこうと思っておりますので、計画を立てて実行に移そうではありませんか、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

実は勉強会をしました。その中身を喋れることになるものですから言いにくいんですけども、あまり、時期が直ぐやってもらえば昨日の今日ですので、私も厳しい立場に追い込まれますので、もう暫く時間をいただきまして、今議員がおっしゃるように、東彼杵町議会議決として強く要望していけば私は実現可能と思っておりますので、是非協力をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

非常に頼もしい言葉をいただきました。是非、実現に向けての実行をお願いしたいと思います。更には渋滞をする所は江頭交差点なんですね。併せて江頭交差点を、立体交差も要望していただきたいです。それによって渋滞は解消します。スムーズに真ん中通って信号機で渋滞するとなると何の意味もございませんので、それを含めて江頭交差点の立体交差、この辺もしっかりと要望していかなければならないのかなと私はそう思っておりますので、是非これを実現に向けて一緒に頑張っていきたいとそのように思っておりますので、町長の方も取り組んでいただきたいと、そのように要望します。

次に2番目の道の駅の方に移りたいと思いますが、まず、移るにあたって恐らく道の駅を開設した平成14年当時は町長が所管する部署にいらっしゃったかなと記憶しておりますので、基本的なところからお伺いしてよろしいですか。まず道の駅の登録基準となる3つの機能があると思うんですが、その機能をお答えください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

機能は確かに3つありました。休憩機能と情報発信機能、もう1つは連携ですかね。うろ覚えで申し訳ございませんけどもその3つじゃないかと思っております。広域連携ですかね。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

さすがですね町長。今の機能、正解です。休憩機能、情報発信機能、地域の連携機能、この3つ

が備えてなければ道の駅とは認めないという国土交通省の認定条件なんですね。果たして今この3つの条件はどうなのでしょう。町長から見て現在の東彼杵町の道の駅は条件は満たされていると思いますか、それともまだまだと、客観的にお答えください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

当初はそういう機能があったんですよ、認定された時は。しかし、ここ10年以上くらは防犯の面で24時間営業を夕方7時まで限定しましたですね。開設当初は24時間開けていたんですよ、情報コーナーだけは。しかしそこが、情報発信できたんですけども治安の関係で閉鎖になりました、夜7時以降は。もちろん店は閉まっております。そうなりますとトイレなんかの休憩機能はありますが、情報発信、地域連携、これは全くできていないと思います。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

そうなんですね、現在のところそういうふうな状況なんですね。その辺のところを改善要求を、賃貸借している貸主である東彼杵町が改善命令をする必要があるんですよ。必要条件としてこの3つの機能はしっかりとしてやっていきなさいよというのが、道の駅を運営する最低条件を満たされていない状況の中で、東彼杵町が管理するところによって堂々この3つの機能が果たしてますよということが言えない状況。にもかかわらず九州で4つの防災基点として認定されたというのは、どの基準で国土交通省も認定したのか分かりませんが、本来なら私が審査官なら落とします。機能が果たしていないんだから。そういった形の中で現在このように進んでいる。

もう1つ基本的なところをお伺いします。まず賃貸借家契約書、お手元にあられるかと思います。その第8条の第2項、これは町内物産を最優先に販売する遵守義務。今この契約書はないんですが、什器備品の賃貸借契約書の第2条、これは平成24年になくなっておりますが、それには主に東彼杵町の物産を販売することが記されております。先ほど言いますように最優先と主にという文言が添えてありますが、これはおおむね何%くらいを基準とされているんですか、町長。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私の記憶によれば50%ぐらいを超えなければという解釈だと思います。厳密に守られているか分かりませんが、できるだけ町の商品を売っていくということです。当時の池田町長の答弁でいきますと、商売だから会社は運営していかなければならないので、だから止むを得ない場合もあるけれどもそういう感じで覚えております。極力50%を超えるような町内の優先販売して欲しいという話があったかと思います。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

私どもは最優先とか優先というのは、私の感覚では80%です、私はですよ。しかし、50%は主に



とか最優先というのは普通使いませんよ、常識的に。主にとか最優先というのは、おおむね私は80%以上が主にとか最優先とかを使うのが、私は常識だと思います。ですからこの辺のところも是非指導してください、80%ですね。

もう1つ基本的なところをお伺いします。私の同僚議員が、2名がこの道の駅に対する質問をされましたが、ちょっと引っかけるところがございましてお伺いさせていただきます。まず建物本体の賃貸借契約書と飲食店の合意書、これは定期貸借契約という形になっていますが、片方は期限を制限した契約、定期的ですから。片やしない。その理由として本体の方は営業権とか立ち退き料とかというお話しをされていますが、その合意性が私はあまり理解できていないんですよ。私が納得するような合意性、いや整合性を是非お答えいただきたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

吉永議員からも質問があったわけですが、定期借家契約の合意書には何故期限がないのかということでございましたけれども、答えましたけれども、定期借家契約ですのもう決まっています。だから更新がないということです。早い話がですね。これでいきますと、37年3月31日までしか貸しませんということです。これは営業権とか暖簾代とかそういう権限は全くありませんよと、そこで必ず返してくれというそういう契約、そういう契約を食堂棟はしました。しかし、本体の方は平成14年に池田町長時代ですけれども賃貸借契約という契約をしております。これは、その当時は借地借家契約というのもあったんですよ。あったんですけれども賃貸借契約の契約でありますからそういう契約になっております。定期借家契約をしておけば全く同じようなこと、もう更新をしないということになるかと思っております。その違いがでてくるかと思っております。今となつては、そういう契約をしておりますので白紙撤回はできませんので、そういう更新の拒絶ができるようになっておりますので、そういう内容でございます。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

食堂棟については定期借家契約ということでされています。これは最近そういうふうな形の新たな契約をされたということで、これではいけないということで定期的に期限を設けて、暖簾代とか営業権とか求めないということでされたと今お話をされました。だったら本体の方も今度はそういう方向にするべきじゃないかという形になるんですが、そこで改めたのであれば。だから今回私が提案しているのは、来年度の新年度、今の経営されているところも含めて透明性のあるプレゼン形式、みんな私はこうやります。

先ほど町長は今されている人が止められたらとおっしゃいましたが、やられていいんですよ、一緒になってみんな一緒にやるんですよ、一斉に並べて。例えば総合会館で説明をして、皆に納得する行為をするんですよ。そうすることによって、誰が今後町のために収益を東彼杵町の方に落としてくれるか。その落とした金を町の福祉とか教育費に回せるかというのをアピールする企業が出てくるかも分かりませんね。ですから私はそういった意味で今回提案をさせていただきました。決して今の経営されている人を排除するようなお話ではございません。皆一斉になって新たな気持ちの

中で次は、あと1年後スタートされたらいかがですかというのが私の提案でございます。どうでしょうか、町長。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはですから株式会社彼杵の荘の対応なんですよ。そういうことをしようということで賛同されれば、それはできます。しかし今まで従業員を雇って、これだけ大繁盛になる道の駅を作った訳ですから、ロイヤリティーという何千万というお金を払って、プレナスですか、ああいうのも入れながら努力をしてこられたんです。そういう中で、はいそうですかという訳にはいかないんです、今の法律でいきますと。それができれば問題ないんです。

だから逆にいえば食堂棟については、私は頭から借地借家法でいって10年なら10年契約ということで終わってもらおうと、そこでもう1回オープンにしてやろうという考え方なんです。そういう考えもありますけども、現契約についてはそういう規程がございますのでどうすることもできません。株の方に歩み寄って株の方とお話をしながらそういうことができないか、そういう提案があったということで納得していただければできるんですよ、皆さんでやりましょうと。

最初は、今の本体の道の駅のやっているのも最初はそうだったんですよ。皆でやりましょうということでオープンにしてやったんですよ。その結果が今なんですよ。ですからどっちも正しいんですよ。ですから今回は株式会社彼杵の荘の理解があって、今度は引きますよとか、誰かと経営を代わりましょうかとおっしゃってくだされば、全く問題ないんですが、それは今までの営業権といいますか暖簾といいますかブランドといいますか、その辺がございますので簡単には私はどうかと思っております。しかし少なくとも答弁しましたとおり、来年契約する時には是非、定期借地契約で一定の期間でお願いできないかというお願いをしようかと考えております。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

大変前向きな答弁をいただきましたが、こういうことだと私は理解しているんですよ。実は道の駅というのは公益性が高いのかそれとも収益性が高いのかによって条件が違ってくると思うんですね。例えば公益性が高いものは、主にこういった形でやっている所は第3セクターでやっている所なんです。逆に収益性が高いとやっているのは企業なんです。この企業はうちみたいに1社はありません。全部共同企業体です。2社3社入った共同企業体でやっております。条件によって、例えば継続も自動継続とか、第3セクターとかは自動継続でやっているんです、公益性が高いからです。しかし、収益性が高い民間においてはこれは通用しません。

先ほど言われました定期借家法ですよ。そのようにするべきなんです。ですから私が言っているんです。オープンにしてプレゼンテーションして、皆でやってくださいよと、今ある企業にもお願いしてやってください。そうすることで今されてる方も認可されたら堂々とやれるじゃないですか。そっちの方が良いと思いますよ。是非そういった方向性をつけていただきたい。私はそう思っております。

通告していただきました内容についてちょっと触れさせていただきたいと思います。財政管財課の方

から手元に資料をいただきました。道の駅の建設費用として土地とか建物、それから備品購入費その他ということで総額 4 億 4000 万円の資料をいただきました。土地については私が知る限りでは平成 2 年、3 年に 5500 万円と 3700 万円合わせて 9200 万円の提示がされておりますが、当時ここは平成 23 年、23 筆 9,858 ㎡ 2 億 4100 万円で買ってあるはずで、私の資料で。これ私の資料です、全部ですね。ですからそれを勘案すると大体このような形になって、本来ならばこれに対しての造成費が加わるんですが、造成費は加わっておりません、この資料の中に。いらぬとかいるとか声が聞こえますが、田んぼで買った以上は造成が必要なんです。歴民館と一緒に買った形の中でこれはやっておりますので、どの部分が道の駅の部分だという特定はできません。したがってそういうお話をさせていただいております、事前に。そういった形の中で 1 億 7500 万円の土地代、そして建物がそれぞれ物産館を含めまして 2 億 1600 万円、食堂棟が 4100 万円、備品購入費が 660 万円、その他として申請料等含めまして 55 万円、合わせましてこの手元の資料には 4 億 4000 万円という数字。

更には私が 2 番目に質問しております修繕費の費用、公租公課等お尋ねしておりますが、これは物産館の屋根の防水工事の塗装をされておりますね、これが 280 万円。それぞれ合わせますと結構な金額になるんですね。この金額を合わせますと先ほど言いましたが、私は 1000 万円プラスさせていただきまして勝手に、田んぼでしたから。道の駅の管理費というのが平成 14 年から 27 年までの合計をはじき出ささせていただきました。約 7500 万円ございました。そうすると合計が 5 億 3100 万円という数字になった訳です。それに対しての平成 14 年から 27 年までの家賃収入ですね、賃料として東彼杵町が貰った金額というのが 2962 万 6055 円、約 3000 万円です。俗にいう回収率という 5.5% にしか満たないという状況なんです。

私は先ほど言いました公益性があるのか収益性があるのかによってこの比率は私は違ってくると思うんです。今の状況の中でこれは妥当と思われませんか、それとももう少しと思われませんか、どのような見解ですか、お答えください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

公益性、収益性につきましては妥当でしょうね。今更私がここでどうこう変える訳にはいきませんから、結果論ですから。4 億円使っているのも何度も言いますが、これは議員の皆様にご意見を伺って使っていいですよと許可を貰って、町長、前町長全部やっている訳ですから。今私が勝手にやった訳ではございませんので。そこはやっぱりあれしなければなりません。それと 4 億 4000 万円で作っておりますけれども、費用の財源を見ますと、一般財源を使っているのが 2370 万円くらい使っているんですよ、純然たる一般財源がその内。家賃が 2900 万円きてますので、一般財源の分には充当してそれ以上貰っています。

もちろん起債の分とかあるいは他の償還とか県の補助金とかありますので、一般財源だけで考えれば家賃収入で全部クリアしていることになりまして、もちろん第 3 セクターがやる方式と株式がやる方式は収益性、公益性が全く違います。民間ですから儲からないといけませんので、甘いことは言えません。従業員も沢山おりますので儲けてもらわないといけませんので、それは止むを得ないという形で公募をしてやった訳ですから株には責任はないかと思っております。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

そこで3番目の質問になった訳ですよ、3番目の。大村市の収益を一般財源に繰入れる道の駅の事業化、これを考えていただきたい。そういうことで前段をお話をした訳ですね。是非この収益というのを町民の皆様にはやはり分配する義務が、我々、当時の議員は何をしていたんだと言われたくありません。したがって、この期を節目に道の駅の事業化して、得た収益を一般財源に繰入れるような形の中でひとつ取り組んでみようではありませんか、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今の時点ではたぶん無理かと思います。しかし、収益事業でやった場合にこれを今の株から町が引き受けて、収益事業で国から認可を取って収益事業をやります。本当に儲かるのかどうなのか人件費が高うございます、職員の場合は。町でやった場合は赤字になるかも知れません。非常に賭けでございます。ですから、それは等しく町内の経済が潤えば今のままでもいいのかと思いますが、そこは賭けなんです。ボートみたいに儲かればいいんでしょうけども。

道の駅を町営でやった時に赤字になった時どうするかということです。非常に難しいです。これは結果論で今儲かっているからそういう話と言えるんですけど。非常に賭けになっていきますので。考え方は良いかと思いますがそれでもそういう収益事業でやる。新たな考え方をやるというのが当然だと思いますので考え方は全く問題ないかと思えます

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

最初から挑戦をするという意識を失ったらいけないと思うんですね。是非、一応挑戦してみよう。先ほど言いましたように、汗をかいてみようという形の中で取り組まないとこの事業は本当に進みません。他人任せというか現場に入りこんで。恐らくこれまでされた事業主さんも苦労されたかと思えます。お陰様でこうやって知名度も上がったと、それは評価しております。しかし道の駅というのはカーナビにも出てくるんです。私の例をとりますと、私のところもカーナビに出てくるんです。そういった所はある程度集客力は実はあるんですね。それは後は経営次第ですよ。そこにどっぷり浸かってその企画をどんどん、どんどん繰出していけばそれなりの売り上げが上がっていくんですよ。それが企画なんです。

町の職員さんも是非こういった収益事業に、自分が汗を出して収益を上げて町民に還元しようというような高い意識をもっていたいただきたい。そうすることによって東彼杵町の職員は立派だなど、ひょっとして取材に来るかも知れませんよ。そっちの方が情報発信なんですよ。ただで情報発信してくれるんですよ。そういった考えはありませんか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そういう考え方はあります。現に今考えているのが、例えば観光協会を国交省と一緒にあそこに店を出すとしておりますので、あるいは明治の民家が今度空きます。明治の民家もやろうと思えば職員でもできるんです。収益事業もできます。今から全てを活用してあの一帯をどうかしようかと考えております。あとは駐車場を確保しながら屋台村とか言いますが、ああいうのを東町の道路付近にいっぱい作って、町民の方に作って貰って、テナントで入って貰うとか、そういうことはできますので、どんどんそういう挑戦はしてまいろうと思っています。ただし、職員が商売に入って儲かるというのはまず考えられません。多分無理だろうと思います。ですから一番問題は人件費でございまして、公務員になりますとしっかり決まっておりますので、なかなか厳しくございまして、これはやはり民活でやった方が私は一番良いかなと思います。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

私が言っているのは、職員さんが店舗の中に全員入ってやろうと、そういう話はしておりません。これはちょっと語弊があるかもしれませんが、係長クラスの方があそこで専任でくっついてやったら出来ます。指導だけで良いんですよ。そうすると先ほどからいろんな話が出ております役員報酬とか何にもいらぬんですよ。町の職員の管理職の給料だけで、あとは指定管理者とかそういった形でやったらより公平性、透明性があると思うんですね。

確かに公務員が売り子になってしようと、そんな話は私はやってません。管理職でそこに入る。そしていろんな指導をやる。そして企画を組む。その仕事が町の職員さんなんですよ。小浜のちゃんぽん街ですかね、あそこもそうですよ。町の職員がどっぷりつかっているんですよそこに。テレビドラマにもなったんですね、あれが情報発信なんですよ。ただで小浜というのをドラマ化までするんですよ。うちもそれをドラマ化しましょうよ。そのくらいの意気込みでやらないとダメですよ。そういうことによってこの町が活性化、そして東彼杵町に住んでみたい、是非あの町にめがけて行きたい。今、米倉庫めがけて来ていただいていますよ。わざわざめがけて。これはやはり情報発信なんですよ。テレビの取材が入ってるお陰でいろんな人達が来ていただいています。これはわざわざついでに寄っているお客さんじゃないです。米倉庫をめがけて来た。島原からとか有田からとか結構遠くから来ていらっしゃる。それはインターネットとフェイスブックとかラインとかそういった情報を駆使して発信しているんですね。

是非、道の駅を育てたいと私は思うんですね。なんとかこういった形の中で、何度も言いますが道の駅の今の経営者の理解次第とおっしゃいますが、これは町長の方が是非一緒になって、あなたも一緒にやっていいんですから、プレゼンテーションで、あなたは今後の15年でこうしたいんですよ、また違う人はこうしたいんですよというのがあると思います。その中から町長が選ばばいいんですよ。その中からこの人だったら町に利益を還元してくれるなという人を選んだ方が。道の駅の管理費を毎年500万円、15年たったら7500万円。どんどん、どんどんつぎ込んでいくんですよ。それがなくなるんですよ。是非、これ真剣に取り組んでいただきたい。そのように思いますがいかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

何度も繰り返しになりますけども、現時点ではそれはできません。私はそういうふうにしたいんですが、相手の方がいる訳ですから。相手の方がどう思われるか。やってもらえば一番いいんですよ。そこら辺で言うだけになってしまいます。100歩譲って、株式会社彼杵の荘がオープンにしてやりますよとなれば全く問題ない訳ですが、ここ1年位ではそういう話には多分ならないかと思えますので、努力はしますけども。よろしくお願いします。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

町長の答弁を聞いていますと、現時点では出来ませんという言葉が非常に気になってしょうがないんですよ。というのが何なのかというのが、先ほど今大屋根を作ってもらっちゃいますよね。あれを建てていただいて寄附していただいている。これはちょっと誤解されるような状況になっているんですよ、今のような答弁をされると私はですよ。契約1年前に建物建てて寄附しますよとなれば、疑いたくなりますよ。そう捉えられるかもしれませんよ、寄附でしょう。

前提として大屋根を作って町に寄附しますよということになると、何か勘ぐりたくなるような話になってくるんですね。そうじゃないかも知れませんが、現時点では答えられませんと何度も何度も言われると、ひょっとしてと思うんですよ、ひょっとしてと。ないと思います。町長信じていますが、やはりこれが公平性と透明性なんですよ。ですからそこに曇りがでてくるんですよ、一点の曇りが。私はその曇りを払拭するために、払拭するために、今の経営者も含めてプレゼンテーションしてスタート、再スタートしたらいかがですかというお話なんです。もう一度お願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

何度も言っておりますけれども、今の法律ではできません。相手次第です。何度も言っているでしょ。法律ですよ。決まっているんですよ。私の力じゃないんです。

そして寄附をされることは、私は何も貰っていないですよ。そういう言い方をされたら困りますよ。それは本人さんが寄附をされるということですから、お客さんが雨に濡れないようにやるということで寄附をするとおっしゃっている訳ですから、全く貰って言い訳ですよ。法律で決まってるけどもできない訳ですよ。それが法律で出来るならば今おっしゃるように出来ますよ。法律なんですよ。何とかすれば出来るんじゃないかという話じゃないんです。

これはしっかりした法律があって、さっき大石議員にも答えましたけども、正当な事由がなければ出て行けと言えないんですよ。これは判例でも何でも全部出てます。ですから東彼杵町が何千万かの立ち退き料を払って岡崎さんに話をし、払いますから出ていってもらえませんか、止めてもらえませんかと話が通じればできるんですよ。だから今のところは法律でそう決まっているのでどうにもなりません。透明性、公明性です、これが。透明性もあります、法律で決まっている訳ですから。私が勝手にそういうことを引き継いでやってくれといっているわけではないんですよ。

最初から公募をして決めた人を法律に基づいてやってもらってます。それが法律によって更新ができるってなっている訳ですから、今契約している訳ですから。株式会社彼杵の荘がやらないって

いえば別ですよ。やりたいってなれば継続するんですよ。そこです。ですからそこら辺は絶対公平性でしておりますので、公平だからこんなことになるんです。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

私は基本的にですね、公設民営っていう形の中で、純粹たる公設民営だということで、吉永議員か大石議員のところまでどっちかで答えられたと思うんですが、公設民営の純粹たるものだということで答えられたんです。しかし、公設民営とは公が建てて民が営むものなんです。今回の大屋根は民が建ててるんですよ、町有地に。これは公設ですか。公設じゃないでしょう。公設じゃないですよ。おかしいですよ。ここから透明性がないんですよ。この辺をしっかりとしないと、契約1年前に自費で作ったからあと15年やらせろと言われても仕方がないんですよ。ひょっとしたらって、かもって言ったでしょ、そういうふうな目で見てしまうんですよ。公の公有地に私財をつぎ込んで建物を建てているんですよ。普通有り得ますか。いや、ないと思います。じゃあ例を教えてください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私の知る限りでは、例えば公営住宅がそうですね。自分で家を建てて、そして最後に出る時は寄附するとか、撤去するとかされますので、そういうことは可能です。公有地に建たせてくれと、それで許可をしている訳ですから、それはいくらかでもありますよ。公有地に家を建たせてくれというのはあります。それを私の都合ではなくて、相手の都合で町の方に建築物として寄附をしますということですから、それは拒めば拒むことができます、要りませんと。それこそ公有地に建てている訳ですから、建てて町の方に寄附していただければいい訳ですから、それはそれで構わないと思いますよ。それは皆さんの判断がどうかなんです。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

それは住宅だから良いんですよ。しかし、収益性のある企業は違いますよ。それは万やむを得ず住居が狭いからプレハブの住宅を置いて、広げて町営住宅に住むと、これは致し方ないかもしれません。しかし、今の現状は屋根を作ることで売り場は広がってくるんですよ。通路とは言えども、先ほどの答弁の中で大屋根の下に商品を置く場合は許可をって、誰か先ほどの答弁の中で言いましたよ。そうなるんですよ。勝手に売り場をどんどん、どんどん広げていくんですよ。

過去にも実はあったんですね、こういうことが、過去にもこういった事例があったんですよ。これ事前着工で随分議会も紛糾したんですよ。記憶にありますか。平成15年、60万円の補助金を出したんですが、事前着工で随分議会が紛糾したんですよ。記憶にありますか。正しくこれと一緒になんです。こういうことをしたらいけないんですよ、本来ならば。許可を出す方も出す方なんです。町有地に私財を投じた建物を作らせる。販売を目的に販売場所を広げる。そこからおかしいですよ。だから透明性がないって言うんですよ。

是非この辺のところを現在の経営者の皆さんと協議して、本来なら屋根を作るって企業側から来

たら、検討しましょう、作られるか作られないか予算の都合上ありますからもう少し待ってくださいよと。町の方が今現在大屋根を作る予算がないからちょっと待つというのが私は筋と思うんですが、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは、森議員の考え方であって、私は自分たちが作って町の方に寄附されると言われるわけですから、全く問題ないと思います。買う人、あるいは出品する人の雨に濡れないように利便性を図るということで、売り上げを上げようという目的でやる訳ですから、当然それを作ったことで利益は上がりますよ。上げることが目的ですから道の駅も。私たちはお客さんが沢山来ていただいて、東彼杵町が活性化することが目的ですから。そのためには止むを得ないということで、町にはお金がないですから当面自分達でして寄附するということですから、それは受けましょうということで受けただけでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

私との見解が随分と違ってきましたが、最終的にはこういうことなんですよ。町民が道の駅の利益をどこで使うかなんですよ。一部の企業が収益を使うのか、それとも町民が教育費とか福祉とか、そういったところに使うかどっちかの選択をしなさいと言うのであれば、もしそういった選択肢があれば、私が町長の席でいたなら、私は後者の方を選びます。町民の皆様のために収益を挙げて一般財源に繰り込んでそれを使うと、そういった方向を私はとりたいなと思っておりますので、町長と見解の相違がありますが、今後の行方にも注目をさせていただき、時間が来ましたのでこれで質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

以上で8 番議員、森敏則君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

散 会（午後 17 時 4 分）



以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成 28年 12月 8日

議 長 後城 一雄

署名議員 橋村 孝彦

署名議員 立山 裕次